### 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 平成31年2月28日

【計算期間】 第2期(自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)

【ファンド名】 コクサイ - MUGCトラスト -

ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド16 - 03

(豪ドル建)

(Kokusai - MUGC Trust -

Bond Plus Fund Linked to the Performance of Winton 16-03 (AUD))

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)

S.A.)

【代表者の役職氏名】 デュプティ・マネージング・ディレクター 小林 央明

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アーロン通

リ 287 - 289番

(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of

Luxemboura)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

同 江橋 翔

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注1)オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、2018年12月28日現在の株式会社三菱 UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=78.18円)によります。以下同じです。

- (注2)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンドの受益証券(以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。)は、豪ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドル貨をもって行います。
- (注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

## 第一部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

### 1【ファンドの性格】

- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】
  - a.ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド16 - 03(豪ドル建)(以下「ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドとしてケイマン諸島の法律に基づき構成されているユニット・トラストであるコクサイ - MUGCトラスト(以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドです。

2019年2月28日現在、トラストは、ファンドのみで構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一つまたは複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指します。追加のサブ・ファンドは、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という場合があります。)とルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下、ファンドの管理会社としての同社を「管理会社」、ファンドの管理事務代行会社としての同社を「管理事務代行会社」という場合があります。)との間の信託証書の補遺により設定することができます。

ファンドの投資目的は、ファンド償還時における受益証券一口当たり純資産価格について、豪ドル建て募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的にキャピタル・ゲインを追求することです。

ファンドには信託金の限度額の定めはありません。

#### b.ファンドの特色

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンドのアンブレラ型投資信託として設定されました。

管理会社および/または管理会社から任命されたいかなる者も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有します。各受益者は、事前に書面による通知を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」、ファンドの代行協会員としての同社を「代行協会員」、ファンドの日本における販売会社としての同社を「日本における販売会社」という場合があります。)を通じて管理事務代行会社に送付することにより、買戻日において、管理会社にその受益証券の買戻しを請求することができます。

受益証券一口当たり買戻価格(以下「買戻価格」といいます。)は、買戻日における受益証券一口当たり純資産価格とします。なお、設定日後の約5年間は、保有期間により異なる料率の手数料が受益証券一口当たりの純資産価格から控除されます。

### (2)【ファンドの沿革】

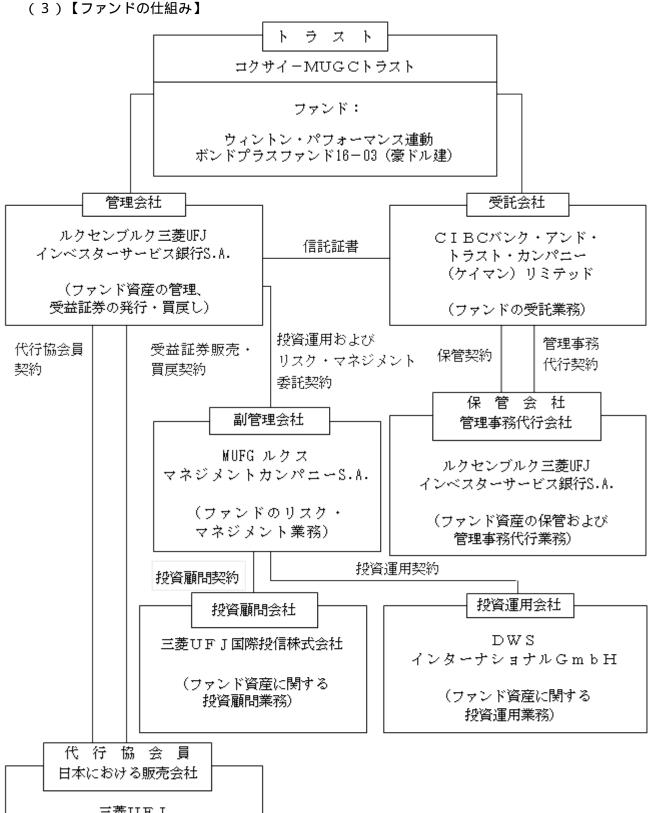
1974年 4 月11日 管理会社設立

2011年7月29日 基本信託証書締結

2015年6月12日 補遺信託証書締結

2016年 1月21日 補遺信託証書締結

2016年3月29日 ファンドの運用開始



三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

> (日本における受益証券の 販売・買戻業務および 代行協会員業務)

### 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要	
ルクセンブルク三菱UFJイ ンベスターサービス銀行 S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	2011年7月29日付で信託証書ならびに2015年6月12日付および2016年1月21日付で補遺信託証書(以下「信託証書」と総称します。)を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行および買戻しについて規定しています。 2011年8月2日付で保管契約(注1)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの資産保管業務について規定しています。 2011年8月2日付で管理事務代行契約(注2)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。	
CIBCバンク・アンド・ トラスト・カンパニー (ケイマン)リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、 ファンドの資産の運用、管理、受益証券の発 行および買戻しについて規定しています。	
MUFG ルクスマネジメント カンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.)	副管理会社	2014年7月18日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(注3)を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務およびリスク管理業務について規定しています。	
DWSインターナショナル GmbH (DWS International GmbH)	投資運用会社	投資運用契約(注4)を副管理会社と締結。同 契約は、ファンド資産に関する投資運用業務 について規定しています。	
三菱UFJ国際投信株式会 社	投資顧問会社	2016年1月28日付で投資顧問契約(注5)を副 管理会社と締結。同契約は、ファンド資産に 関する投資顧問業務について規定していま す。	
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2016年1月27日付で管理会社との間で代行協会員契約(注6)を締結。同契約は、代行協会員業務について規定しています。 2016年1月27日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注7)を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定しています。	

- (注1)保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、ファンドの資産保管業務の提供を約する 契約です。
- (注2)管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに対し、管理事務代行業務の提供を約する契約です。
- (注3)投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、ファンドに対し、 投資運用業務およびリスク管理業務の提供を約する契約です。
- (注4)投資運用契約とは、副管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに対し、投資運用業務を提供すること を約する契約です。
- (注5)投資顧問契約とは、副管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに対し、投資顧問業務を提供すること を約する契約です。

- (注6)代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券一口当たり純資産価格の公表および目論見書、決算報告書その他の書類の販売取扱会社に対する交付等、代行協会員業務を提供することを約する契約です。
- (注7)受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集 の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日 本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約です。

### 管理会社の概況

( )設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に設立されました。1915年8月10日付商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

( )事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることです。

( ) 資本金の額(2018年12月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約208億円)

(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.00円)によります。以下同じです。

発行済株式総数 5,051,655株 (一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がありません。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要します。

( )会社の沿革

1974年 4 月11日 設立

2006年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エ

ス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセン

ブルグ)エス・エイに変更

2007年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ (ルクセンブル

グ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エ

イに変更

2016年5月1日 会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルク

センブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

( )大株主の状況

(2018年12日末日現在)

( = 0.0   1.27 371 4 701			7 3711 1 7 7 1 7
名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,002,575株	99.03%

### (4)【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定されており、トラストは、ケイマン諸島の信託法(2018年改訂)(以下「ケイマン諸島信託法」といいます。)に基づき登録されています。トラストは、また、ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2015年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

### 準拠法の内容

### (イ)ケイマン諸島の信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。更に、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約 定を取得することができます。

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には無期限に存続できます。

ファンドは、早期に終了する場合を除いて、2025年4月10日に終了します。

免除信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければなりません。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

#### (ロ)ミューチュアル・ファンド法

後記「(6)監督官庁の概要」の項を参照のこと。

### (5)【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

### (イ)ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)に提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- ( )弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- ( )投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

- ( )会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- ( ) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- ( ) 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
  - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
  - 金融庁法(2018年改訂)
  - マネー・ロンダリング防止規則(2018年改訂)
  - 認可条件

ファンドの監査人は、KPMGです。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われます。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を任命しなければならず、毎年8月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を6か月以内にCIMAに提出します。第一回の監査済年次財務書類は、2017年8月31日までの期間について作成されました。

### (口)受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年8月31日です。第一回の監査済年次財務書類は、2017年8月31日までの期間について作成されます。会計書類は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成されます。会計年度末から通常3か月以内に、監査済会計書類が作成され、また、半期末から3か月以内に、未監査半期会計書類が作成されます。第一回の未監査半期会計書類は、2016年8月31日までの期間について作成されます。監査済会計書類の写しは、ファンドの帳簿に記載された登録住所宛で受益者に対して送付されます。

日本における開示

#### (イ)監督官庁に対する開示

#### ( )金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)(以下「金融商品取引法」といいます。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

### () 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、トラストの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容およびその理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。更に、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

### (口)日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知れている受益者に交付されます。運用報告書(全体版)は、管理会社のために代行協会員のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付されます。

ホームページ アドレス http://www.sc.mufg.jp/

### (6)【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されています。したがって、トラスト(および受託会社)は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければなりません。ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの免許および監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができます。受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならず、CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けています。受託会社は、CIMAの監督下にあります。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されています。

### 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

### 当ファンドの目的

ファンド償還時における受益証券一口当たり純資産価格について、豪ドル建て募集価格の100%を確保することを目指し つつ、中長期的にキャピタル・ゲインを追求することです。

### 当ファンドの特色



当ファンドは、豪ドル建てで発行される債券への投資、および豪ドル建てのスワップ取引を活用する ことで、ファンド償還時における受益証券一口当たり純資産価格について、豪ドル建て募集価格の 100%を確保することを目指しつつ、主に世界各国の取引所に上場されている先物取引等を対象に 運用するマネージド・フューチャーズ\*\*のパフォーマンスに対する投資機会を提供します。

\*1マネージド・フューチャーズ戦略とは、主に世界各国の取引所に上場されている先物取引等を対象に、買い建て、または売り建ての両方を駆使することで、様々な市場環境のもとで収益の獲得を目指す運用戦略です。



「パフォーマンス・リンク・スワップ」を通じて、ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッド(以下、「ウィントン社」といいます。)が運用指図するマネージド・アカウントで「dbSelect Diversified Programme (Winton)」(以下、「投資先アカウント」といいます。)へ実質的に投資を行うことでキャピタル・ゲインの獲得を目指します。

- ■パフォーマンス・リンク・スワップによる投資先アカウントへの実質的な組入れについては、タイミングの分散を図るため設定日から概ね10週間かけて行い、その組入比率が当ファンド純資産価額の100%程度となることを目指します。その後、運用期間中にはパフォーマンスに応じて最大で純資産価額の150%程度にまで達する可能性があります。
- \*2マネージド・アカウントとは、外部運用者に資産の運用を一任する口座であり、外部運用者の信用リスクとは分別管理されます。マネージド・アカウントの投資成果は、プラスの場合もマイナスの場合もあります。
- \*3投資先アカウントの運用状況および市場環境等により、かかる一定期間中およびその後の期間において、投資先アカウント連動部分への連動率が100%を著しく下回る可能性もあります。



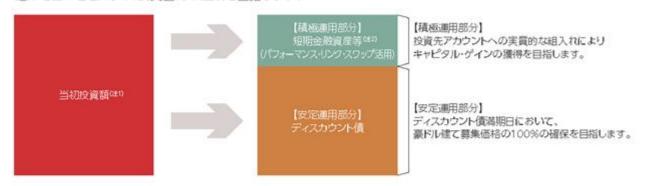
ディスカウント債発行会社\*\*により発行される「ディスカウント債」への投資を通じて、設定日から約9年後の債券満期日\*\*における当ファンドの受益証券一口当たり純資産価格について豪ドル建て募集価格の100%の確保を目指します。

- ■ディスカウント債の償還額の支払は、ディスカウント債発行会社が保有するG7諸国(米国、日本、英国、ドイツ、フランス、イタリア、およびカナダ)により発行される国債(以下、「G7国債」といいます。)等により担保されています\*\*。
- \*4特別目的会社(SPC)である[Earls Eight Limited]により発行されます。ファンドからの投資資産は、当該SPC固有の資産とは分別して管理されます。
- \*5ディスカウント債の債券満期日は平成37年4月1日です。債券満期日からファンドの償還日までは原則として短期金融資産等により安定運用を行い、ファンド償還(平成37年4月10日)時における受益証券一口当たり純資産価格について、豪ドル建て募集価格の100%を確保することを目指します。
- \*6G7国債のキャッシュフロー変換等を目的に、ディスカウント債発行会社とスワップ・カウンター・パーティーであるドイツ銀行 ロンドン支店との間でスワップ契約が締結され、かかるスワップ契約にも担保が設定されます。さらに、ディスカウント債発行会社 およびスワップ・カウンター・パーティーは、信用補完契約に基づいてG7国債等の担保を相互に提供します。

### 当ファンドの仕組み

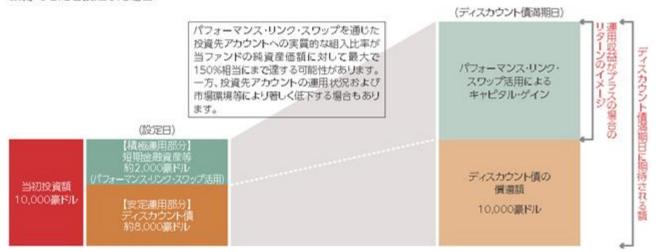
### <当ファンドの投資対象>

当ファンドは、パフォーマンス・リンク・スワップを活用することでキャピタル・ゲインの獲得を目指す一方、ディスカウント 債への投資を通じて当該債券満期日における受益証券一口当たり純資産価格について、豪ドル建て募集価格の100%の 確保を図ることにより、投資目的の達成を目指します。



<ディスカウント債の満期日のイメージ> (当初投資額を10,000豪ドルと仮定した場合)

ケース1:投資先アカウントの運用が好調で、【積極運用部分】 (パフォーマンス・リンク・スワップ活用) による運用収益が 獲得できたと仮定した場合



ケース2:投資先アカウントの運用が不調となり、【積極運用部分】 (パフォーマンス・リンク・スワップ活用)の価値がゼロとなったと仮定した場合



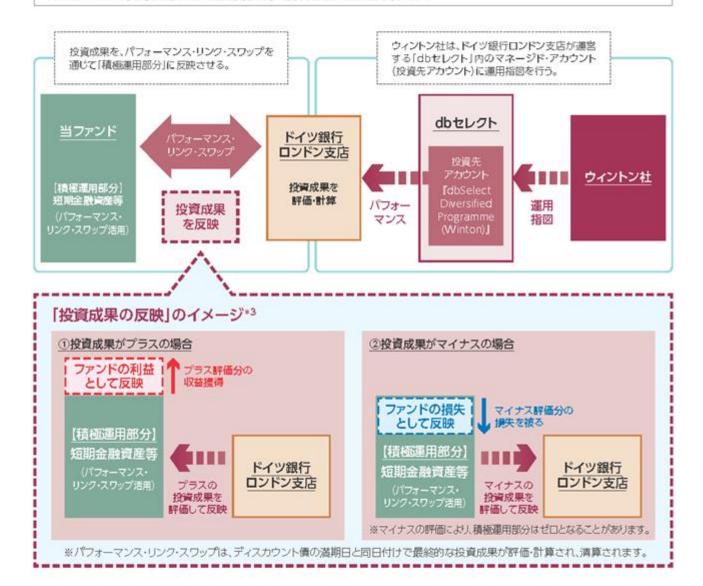
- (注1)積極運用部分と安定運用部分への配分額の合計は、当初投資額と正確には一致しません。
- (注2)パフォーマンス・リンク・スワップによるキャッシュフローの交換に資するため、積極運用部分は主に短期金融資産等に投資されます。
- (注3)上記ケース1および2におけるスキーム図は実際の縮尺ではなく、イメージの提供を目的としており、実際の運用とは異なることがあります。ケース1に記載されているような運用実績をファンドが達成する保証はなく、ケース2のように、投資先アカウントの運用が不調となり、積極運用部分の価値がゼロとなった場合には、受益者がディスカウント債満期日に期待できる額は、当該債券の債還額のみになります。積極運用部分と安定運用部分への実際の投資配分比率は、設定日以降に決定されます。

※市況動向および資金動向により上記のような運用が行えない場合があります。

### 【積極運用部分】「パフォーマンス・リンク・スワップ」について

当ファンドは、パフォーマンス・リンク・スワップを通じて投資先アカウント[dbSelect Diversified Programme (Winton)] のパフォーマンスを反映させることで、キャピタル・ゲインの獲得を目指します。

- ウィントン社は、ドイツ銀行ロンドン支店が運営する「dbセレクト」\*\*ウのマネージド・アカウント(投資先アカウント)に運用指図を 行います。
- 当ファンドは、投資先アカウントのパフォーマンスに運動した投資成果(以下、「投資成果\*」といいます。)を、「パフォーマンス・ リンク・スワップ」取引を通じて「積極運用部分」へ反映させることで享受します。



- ドイツ銀行ロンドン支店が評価・計算した投資成果がプラスの場合には、そのプラスの投資成果が反映されることで、積極運用 部分は収益を獲得します。一方、ドイツ銀行ロンドン支店が評価・計算した投資成果がマイナスの場合には、そのマイナスの投資 成果が反映されることで、積極運用部分は損失を被ることとなります。
- \*1 「dbセレクト」とは、ドイツ銀行ロンドン支店の運営の下、独立したマネージド・アカウントごとに外部運用者が運用指図し、ドイツ銀行ロンドン支店がそのパフォーマンスを評価・計算して提供するサービス・仕組み(プラットフォーム)のことをいいます。
- \*2 投資先アカウントへの実質的な組入比率(エクスポージャー)は、主に投資先アカウントのパフォーマンスによって変動します。ドイツ銀行 ロンドン支店が費用、エクスポージャー等を加味した上で投資成果を評価・計算します。
- \*3 上記「「投資成果の反映」のイメージ」は、あくまでもイメージの提供を目的としており、実際の運用とは異なることがあります。また、ファンドは ディスカウント債の値動きやファンドに係る費用等の影響を受けることから、実際のファンドの運用成果とは異なることがあります。

### 投資目的

ファンドの目的は、ファンド償還時における受益証券一口当たり純資産価格について、豪ドル建て 募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的にキャピタル・ゲインを追求することです。

### ファンドの特徴

ファンドは、豪ドル建てで発行される債券への投資、および豪ドル建てのスワップ取引を活用することで、ファンド償還時における受益証券一口当たり純資産価格について、豪ドル建て募集価格の100%を確保することを目指しつつ、主に世界各国の取引所に上場されている先物取引等を対象に運用するマネージド・フューチャーズのパフォーマンスに対する投資機会を提供します。

ファンドは、パフォーマンス・リンク・スワップを通じて、ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッド(以下「ウィントン社」といいます。)が運用指図するマネージド・アカウント「db Select Diversified Programme (Winton)」(以下「投資先アカウント」といいます。)へ実質的に投資を行うことでキャピタル・ゲインの獲得を目指します。

(注)パフォーマンス・リンク・スワップによる投資先アカウントへの実質的な組入れについては、 タイミングの分散を図るため設定日から概ね10週間かけて行い、その組入比率がファンド純資 産価額の100%程度となることを目指します。その後、運用期間中にはパフォーマンスに応じて 最大で純資産価額の150%程度にまで達する可能性があります。

ディスカウント債発行会社により発行されるディスカウント債への投資を通じて、設定日から約9年後の債券満期日におけるファンドの受益証券一口当たり純資産価格について豪ドル建て募集価格の100%の確保を目指します。

(注)ディスカウント債の償還額の支払は、ディスカウント債発行会社が保有するG 7 諸国(米国、 日本、英国、ドイツ、フランス、イタリアおよびカナダ)により発行される国債(以下「G 7 国債」といいます。)等により担保されています。

ファンドは、その目的を達成するため、投資運用契約に基づく投資運用会社の指図により、専ら、 ディスカウント債に投資し、また、パフォーマンス・リンク・スワップを活用します。

### パフォーマンス・リンク・スワップの概要

パフォーマンス・リンク・スワップは、受託会社がファンドのためにドイツ銀行ロンドン支店との間で行う英国法に準拠した取引です。ドイツ銀行ロンドン支店は、パフォーマンス・リンク・スワップに基づく計算代理人(以下「スワップ計算代理人」といいます。)でもあります。決済通貨は豪ドルです。

### パフォーマンス・リンク・スワップの条項

パフォーマンス・リンク・スワップの経済条件

パフォーマンス・リンク・スワップは、ファンドに対してパフォーマンス・リンク・スワップの実質的な想定元本に相当する参照指数のパフォーマンスに対する投資エクスポージャーを提供します。

参照指数のリターンは(プラスの場合もマイナスの場合もあります。)、パフォーマンス・リンク・スワップに基づきファンドがカウンターパーティーに支払う適用ある報酬を差し引いて、パフォーマンス・リンク・スワップの実質的な想定元本に対する評価として使用されます。ネットのリターンがプラスの場合、ファンドの利益となり、スワップ・カウンターパーティーは当該利益に見合

う支払いを行う義務を負います。反対に、ネットのリターンがマイナスの場合、ファンドの損失となり、ファンドが当該損失に見合う支払いを行う義務を負います。

パフォーマンス・リンク・スワップは、資金調達の必要がなく(アン・ファンデッド)、ファンドはパフォーマンス・リンク・スワップに基づきスワップ・カウンターパーティーに対して実質的な想定元本を支払う必要はありません。実質的な想定元本は、単にファンドの参照指数に対するエクスポージャーのレベルを判断する参照値としてのみ機能します。パフォーマンス・リンク・スワップは、ファンドに対して、参照指数が直接または間接的に参照する資産に対する所有者持分を提供するものではありません。

しかしながら、ファンドは、パフォーマンス・リンク・スワップに基づき、スワップ・カウンターパーティーに対して、パフォーマンス・リンク・スワップに基づくファンドの潜在的な支払義務を担保するため、現金を支払わなければならないか、個別の担保設定を行わなければならないか、またはその両方を行わなければなりません。要求される金額は、随時、(a)パフォーマンス・リンク・スワップの実質的な想定元本に設定日以降に決定される料率を乗じた金額、および、(b)パフォーマンス・リンク・スワップにおいて定義される、ファンドが支払うべき期中の現金保有額の純総額の合計に相当します(該当する場合)。スワップ・カウンターパーティーは、これらの合計額に追加してファンドに対する請求権を有しません。

パフォーマンス・リンク・スワップに基づくスワップ・カウンターパーティーによる金額の支払 は、ドイツ銀行の信用リスクに影響されます。

ファンドは、スワップ・カウンターパーティーとしてのドイツ銀行の債務不履行リスクにさらされています。スワップ・カウンターパーティーが不履行となった場合、ファンドの受益証券一口当たり 純資産価格は減少し、ファンドは投資先アカウントから投資リターンを受領できないことになります。

### 最小値トリガー事由

パフォーマンス・リンク・スワップは、一定のトリガー事由(それぞれを「最小値トリガー事由」といいます。)が発生した時点で終了します。かかる事由は、以下のいずれかが生じた場合に発生します。

- ファンドの損失が、一定のレベルを超え、パフォーマンス・リンク・スワップの価値に現金担保を合わせた金額が「リスク・バッファー総額」を下回った場合。リスク・バッファー総額は、参照指数で用いられるリスク・バッファー額およびパフォーマンス・リンク・スワップの実質的な想定元本を参照して算出されます。リスク・バッファー額の概要については、下記「ファンドの主な特徴 パフォーマンス・リンク・スワップ 参照指数 (当初)ポジション構築期間後のリバランス」を参照ください。
- 参照指数の最小値トリガー事由が下記「ファンドの主な特徴 パフォーマンス・リンク・スワップ 参照指数 (当初)ポジション構築期間後のリバランス」の項に記載のとおり発生した場合。

両方の場合において、最小値トリガー事由の発生は、パフォーマンス・リンク・スワップの終了事 由となり、ファンドはパフォーマンス・リンク・スワップから(想定される)最大の損失の影響を受

けます。この場合、それ以降、ファンドは参照指数に対するエクスポージャーを有しないことになり、これにより投資先アカウントへのエクスポージャーも無くなります。

### 債務不履行事由および終了事由

パフォーマンス・リンク・スワップは、債務不履行事由または終了事由の発生後、時価で早期終了することがあります。かかる事由には、支払不履行、スワップ・カウンターパーティーまたはディスカウント債発行会社の支払不能およびその他の一般事由を含みます。

パフォーマンス・リンク・スワップは、一定の「追加債務不履行事由」が発生した時点でも終了することがあります。これには上記の事由と以下の事由が含まれます。

受託会社、ファンドもしくはその他のサブ・ファンド(以下に定義します。)の終了または停止:

当該事由は、受託会社、ファンドまたはその他のサブ・ファンドを終了または停止する行為が実施されたか、強制執行または差押えの行為もしくは手続き(ただし、本書に基づくファンドの義務の履行能力に悪影響が及ぶ強制執行または差押えの行為もしくは手続きとします。)が受託会社、ファンドまたはその他のファンドの資産のいずれかについて実施され、これらがサブ・ファンドの債務履行能力に負の影響を与える場合に発生します。

#### 管理会社の虚偽表示事由:

当該事由は、パフォーマンス・リンク・スワップに基づき管理会社によりドイツ銀行に対して実施されたかまたは実施されたとみなされる表示が、実施されたかまたは実施されたとみなされた時点において虚偽または著しく誤解を招くものであると証明された場合に発生します。

#### 契約不履行事由:

当該事由は、以下の場合に発生します。

- (a) 個としての立場で行為する管理会社が、パフォーマンス・リンク・スワップに基づき自身に課される義務の履行ができない場合、
- (b) ファンドの代理人としての立場で行為する管理会社が、パフォーマンス・リンク・スワップに基づきファンドに課される義務の履行ができない場合、
- (c) ファンドの代理人として行為する管理会社に代わり代理人として行為する副管理会社が、パフォーマンス・リンク・スワップに基づきファンドに課される義務の履行ができない場合、または
- (d) ファンドの代理人として行為する管理会社に代わり代理人として行為する副管理会社に代わり代理人として行為する投資運用会社が、パフォーマンス・リンク・スワップに基づきファンドに課される義務の履行ができない場合。

#### 指数事由:

当該事由は、指数調整事由、ヘッジ混乱事由、またはアトラス混乱事由が生じている場合に発生し ます。

- 指数調整事由 当該事由は、以下の場合に発生します。
  - (a) 参照指数管理者が参照指数の計算式もしくは方法に重大な変更を行ったか、行うことを公表し た場合、または参照指数をその他の方法で大幅に変更する(構成銘柄および資本、ポジショ ン、契約およびその他の慣例事由の変更時に当該指数を維持する公式または方法に規定された 変更以外)か、または参照指数が永久に消滅し(取引アドバイザー投資運用契約に基づき取引 アドバイザーの任命が終了する状況を含みます。)継承する指数が存在しない場合
  - (b) 参照指数管理者が参照指数を算出し公表することができないか、または参照指数不可抗力事由 が発生している場合
- ヘッジ混乱事由

当該事由は、以下の場合に発生します。

- (a) スワップ・カウンターパーティーおよび / またはその関連会社のいずれかが、パフォーマン ス・リンク・スワップに関連するスワップ・カウンターパーティーの債務に関連してヘッジ契 約を取得、設定、再設定、交換、維持、解消または処分することが不可能または合理的に実行 不能である場合
- (b) アトラスが投資先アカウントへの参加株式の購入、募集、販売、または買戻しに関連して、制 限、手数料または報酬を課す場合(パフォーマンス・リンク・スワップ設定時に存在していた 制限、手数料または報酬を除きます。)
- (c) パフォーマンス・リンク・スワップの設定後、適用法もしくは規制の採用もしくは制定、また は変更、または公式か非公式かに関わらず、パフォーマンス・リンク・スワップの設定後に裁 判所、法廷または規制当局による指令の発行またはその解釈の変更につながるか、合理的に判 断してつながると予想され、あらゆる行為が、当局により実施されるか、実施が予定されてい る場合(かかる行為、予定行為、採用、制定または変更を「変更等」といいます。)、スワッ プ・カウンターパーティーおよび / またはその関連会社が、投資先アカウントの参加株式を保 有、購入または売却しており、その結果()スワップ・カウンターパーティーおよび/または その関連会社のいずれかがパフォーマンス・リンク・スワップの設定時点では該当していな かった税に関連する金額の支払いを要求されるか、またはその可能性がかなり高いか(どのよ うな理由によるかは問いません。)、( )スワップ・カウンターパーティーおよび/またはそ の関連会社が、パフォーマンス・リンク・スワップの設定時点では該当していなかった税に関 連する金額の控除に関わる支払を受領するか、もしくはその可能性がかなり高い(どのような 理由によるかは問いません。)場合
- (d) 変更等の結果、またはその他のいかなる理由であれ、スワップ・カウンターパーティーおよ び/またはその関連会社が投資先アカウントの参加株式を保有、購入または販売することが違 法または不可能になったか、もしくは、パフォーマンス・リンク・スワップの設定時点ではこ れが該当していなかった場合
- (e) スワップ・カウンターパーティーおよび/またはその関連会社が投資先アカウントの参加株式 を保有、購入または販売している場合に、( ) スワップ・カウンターパーティーおよび/また はその関連会社に対して、パフォーマンス・リンク・スワップの設定時点では存在していな かった追加規制要件または準備金、特別証拠金、もしくは同様の要件を課すか、パフォーマン

ス・リンク・スワップの設定時点で存在していた要件に不利益な変更がなされたか、( ) スワップ・カウンターパーティーおよび/またはその関連会社がパフォーマンス・リンク・スワップのスワップ・カウンターパーティーの債務に関連して実施したヘッジ契約に関連するスワップ・カウンターパーティーおよび/またはその関連会社が維持しなければならない規制上の資本金額に影響を与えるかパフォーマンス・リンク・スワップの設定時点で存在していた要件の変更を実施する事由が発生している場合

- アトラス混乱事由

当該事由は、以下の場合に発生します。

- (a) アトラスまたは投資先アカウントの自主的または強制的な清算、破産、支払停止、解消もしく は解散、またはこれらに影響を与える同様の手続きが発生している場合
- (b) アトラスに対して、パフォーマンス・リンク・スワップにおいて重大である実際のまたは予定されている訴訟もしくは仲裁手続きが行われている場合
- (c) スワップ計算代理人が金融機関である投資家に投資先アカウントの参加株式への投資を禁ずるか、またはかかる参加株式を処分させるに十分とみなすアトラスに関する悪影響を及ぼすか、 否定的または不利益な公表となるような情報の世界的に認識された情報源による公表、電子的に公開または普及された場合
- (d) アトラスの代理人の任命が終了し当該代理人が90営業日以内に交替しない場合

#### 担保資産事由:

当該事由は、ファンドがパフォーマンス・リンク・スワップに基づき実施しなければならない現金の支払いができないか、または指定された水準の担保設定された現金を維持することができない場合に発生します。

### 純資産価額減少事由:

当該事由は、以下の場合に発生します。

- (a) ある暦月の最終現地営業日(ISDA2002マスター契約に定義されます。)現在のファンドまたはトラストのその他のサブ・ファンド(それぞれのサブ・ファンドを「その他のサブ・ファンド」といいます。)の純資産価額が、直前の暦月の最終現地営業日現在のファンドまたはその他のサブ・ファンドの純資産価額より15%超下落した場合(ファンドまたはその他のサブ・ファンドからの買戻しおよび取消しは除きます。)
- (b) ある暦月の最終現地営業日現在のファンドまたはその他のサブ・ファンドの純資産価額が、3暦月前の最終現地営業日現在のファンドまたはその他のサブ・ファンドの純資産価額より25%超下落した場合(ファンドまたはその他のサブ・ファンドからの買戻しおよび取消し(該当する場合)は除きます。)
- (c) ある暦月の最終現地営業日現在のファンドまたはその他のサブ・ファンドの純資産価額が、前暦 年同月の最終現地営業日現在のファンドまたはその他のサブ・ファンドの純資産価額より35%超

下落した場合(ファンドまたはその他のサブ・ファンドからの買戻しおよび取消しは除きます。)

### 投資運用会社事由:

当該事由は、以下の場合に発生します。

- (a)( )ファンドに代わり代理人として行為する管理会社、または( )ファンドに代わり代理人として行為する管理会社に代わり代理人として行為する副管理会社、または( )ファンドに代わり代理人として行為する管理会社の代わりに代理人として行為する投資運用会社が、それぞれの場合に、ファンドの取引および投資活動に関する権限が停止した場合(ファンドに代わりパフォーマンス・リンク・スワップを締結するか、ファンドのすべての権限を行使しファンドに代わりこれに基づく支払を行う権限を含みますが、これに限定されません。)
- (b) ファンド、管理会社、副管理会社、または投資運用会社(該当する場合)が、ファンドの英文目論見書またはファンドに関する適用ある開示書類もしくは関連書類、に規定された投資方針、戦略、投資目的、ガイドラインまたは投資制限を重要な点において、または投資運用契約につき重要な点において(投資方針、戦略、投資目的、ガイドラインまたは投資制限をいい、以下「投資方針」といいます。)順守できない場合
- (c) ファンドがドイツ銀行に対して書面による事前の通知を行わずに投資方針を大幅に変更した場合
- (d) 管理会社がファンドの管理会社を辞めた場合
- (e) 副管理会社が当事者に代わり代理人として行為する管理会社の代理人を辞め、副管理会社の関連会社がこれに替わらなかった場合
- (f) 投資運用会社がファンドに代わり代理人として行為する管理会社の代わりに代理人として行為する副管理会社の代表または代理人を辞め、かつ、かかる立場における(x) 投資運用会社の関連会社または(y) スワップ・カウンターパーティーが合理的に判断して受け入れ可能な他の者または組織(かかる受け入れは不当に留保または遅延されません。) と交替しない場合

#### 通知不能事由:

当該事由は、管理会社、副管理会社または投資運用会社(該当する場合)がパフォーマンス・リンク・スワップに基づき要求される書類または情報をドイツ銀行に対して送付または提供できない場合に発生します。

#### 虚偽表示事由:

当該事由は、管理会社、副管理会社または投資運用会社(該当する場合)がパフォーマンス・リンク・スワップの期間中にファンドに代わり受託会社によりパフォーマンス・リンク・スワップに基づき提供された表明および保証が虚偽であるか、不正確であるかまたは不十分とみなされるか、みなされる可能性のある行為を行った場合に発生します。

### 主要書類の終了または変更事由:

当該事由は、主要書類のいずれかが、(a)完全な効力を失ったか、終了した場合、または(b)ドイツ銀行の事前の書面による承諾なくして修正または変更され、当該修正または変更が、パフォーマン

ス・リンク・スワップの下でのドイツ銀行の権利または当事者の義務履行能力に対する重大な悪影響を与えうる場合に発生します。

本書において、「主要書類」とは、該当する場合、以下のそれぞれを指します。

- (a) トラスト、ファンド、管理会社、副管理会社または投資運用会社の信託契約書、会社定款、リミテッド・パートナーシップ契約、定款、付属定款またはその他類似の書類、証書、もしくは設立および設定書類
- (b) トラストまたはファンドに関連する投資方針、投資手順、投資制限または投資ガイドライン(トラストまたはファンドにより発行される直近の開示書類、信託証書、補遺信託証書または投資運用契約に規定されるものを含みますが、これに限定されません。)
- (c) トラストまたはファンドの当該時点で最新の開示書類
- (d) 信託証書、補遺信託証書または投資運用契約
- (e) トラストまたはファンドの目論見書、私募または公募目論見書(トラストの英文目論見書を含みますがこれに限定されません。)(ファンドの補足目論見書を含みますが、これに限定されません。)
- (f) 管理会社のために受託会社が発行した委任状または取引権限付与証書
- (g) 投資運用会社のために副管理会社が発行した委任状または取引権限付与証書

#### 悪影響を及ぼす規制上の変更事由:

当該事由は、悪影響を及ぼす規制上の変更が生じ、かつ継続している場合に発生します。

本書において、「悪影響を及ぼす規制上の変更」とは、パフォーマンス・リンク・スワップの締結 日後の適用法の採択もしくは変更または指令の発行、または管轄権を有する裁判所、法廷または規制 当局による法律もしくは指令(もしくは要請(法的拘束力の有無を問いません。))の解釈の実施ま たは変更が、パフォーマンス・リンク・スワップまたはこれに関連する資産もしくはヘッジに関し て、当事者につき()重大な部分、準備金、特別証拠金または類似要件を課すか、()当該当事者 が維持する規制上の資本額に重大な影響を与えることを意味します。

#### ドッド・フランク法事由:

当該事由は、スワップ計算代理人がその単独かつ絶対的な裁量で裁判所、法廷または規制当局による法律もしくは解釈の変更により、(X) スワップ・カウンターパーティーが投資先アカウントの参加株式を保有、取得または処分することが違法となるか、(Y) スワップ・カウンターパーティーがパフォーマンス・リンク・スワップに基づく債務の履行、または参照指数、投資先指数または投資先アカウントの参加株式の管理につき大幅に費用負担が増加する(税務ポジションへの悪影響によるものを含みますが、これに限定されません。)と判断した場合に発生します。米国商品取引所法(改訂済)第22(a)(5)条、ドッド・フランク法第739条、またはパフォーマンス・リンク・スワップの取引日以降に制定された法令または発布された規則もしくは規制におけるその他類似の法的安定性条項に関わらず、パフォーマンス・リンク・スワップの当事者は、特に、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの終了、再交渉、修正、変更または補足する権限を留保しますが、法律の変更が、( )パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォーマンス・リンク・スワップの条項に従い、パフォースの表面にないますに対しています。

プを終了、再交渉、修正、変更または補足する権限を生じさせるその他の事由または状況(どのような表現であるかに関わらず)である場合とします。

パフォーマンス・リンク・スワップに基づく調整および決定

「追加終了事由」およびその結果、スワップ・カウンターパーティーがパフォーマンス・リンク・スワップを終了する権利が発生し、指数調整事由、ヘッジ混乱事由またはアトラス混乱事由によって も、スワップ計算代理人に一定の判断および調整を行う権限が生じます。

指数調整事由が発生した場合、スワップ計算代理人は、かかる指数調整事由がパフォーマンス・リンク・スワップに重大な影響を及ぼすかどうか、および、及ぼす場合には、当該日の参照指数の水準を、参照指数の公表水準に代わり、指数調整事由の直前に有効だった参照指数の計算式および方法に従い、スワップ計算代理人が決定する日の参照指数の水準を用いて計算することができます。

指数調整事由、ヘッジ混乱事由、またはアトラス混乱事由の場合には、スワップ計算代理人はその 裁量で指数調整事由、ヘッジ混乱事由またはアトラス混乱事由(場合により)を構成するのに適切と 判断し、および/またはパフォーマンス・リンク・スワップに対する調整を行うことができますが、 これには指数調整事由、ヘッジ混乱事由またはアトラス混乱事由(場合により)が存在しないとみな す翌営業日まで判断を遅らせることを含みますが、これに限定されません。

参照指数が、(a) 参照指数管理者により計算されず、かつ公表されないが、スワップ計算代理人が認める継承会社により計算および公表される場合、または(b) スワップ計算代理人の判断により、参照指数の計算に用いられるものと同一またはほぼ同じ計算式および計算方法を使用する継承指数と入替えられた場合、それぞれの場合に、スワップ計算代理人はかかる継承指数がパフォーマンス・リンク・スワップの目的上「参照指数」とみなすことを決定することがあります。

#### 参照指数

### 統治および責任

参照指数は、ドイツ銀行独自の指数であり、ドイツ銀行が所有しています(以下「参照指数所有者」といいます。)。

参照指数は参照指数管理者により管理されています。当初参照指数管理者は、ドイツ銀行ロンドン支店であり、ドイツ銀行ロンドン支店内の独立した調査部門であるドイツ銀行インデックス・クワント(以下「DBIQ」といいます。)を通じて社内手続きで運営しており、「参照指数管理者」はかかる立場において行為するドイツ銀行ロンドン支店またはその継承人をいいます。参照指数管理者は、参照指数管理業務の設定および運用を管理しており、これには、参照指数の作成および普及を含むすべての段階および過程が含まれています。また参照指数管理者は参照指数の管理および決定プロセスのあらゆる面につき主要な責任を有します。

参照指数管理者はユーザーガイドおよび管理者ハンドブック概略(以下「参照指数管理者概要」といいます。)を作成し維持しています。これには、参照指数所有者独自のベンチマークのライフサイクル管理のために健全な事業慣行を促進するため、参照指数管理者により実施される方針、手続きおよび管理の概要が記載されています。参照指数管理者概要には、ベンチマークの質および入力データ管理に関わる参照指数管理者の方針も含まれます。統治、管理、ベンチマーク区分およびリスク管理、ならびに利益相反に関連する追加事項も取り上げられています。

参照指数管理者は、参照指数管理者が信頼できるとみなす情報源から参照指数の算出に含めるため、またはそれに利用するために情報を取得しますが、参照指数管理者は、独自にかかる情報を検証せず、参照指数またはそれに含まれるデータにつきその正確性および/または完全性を保証しませ

ん。参照指数管理者は、いかなる者に対しても参照指数の間違いに(故意であるかどうかに関わりま

ん。参照指数管理者は、いかなる者に対しても参照指数の間違いに(故意であるかどうかに関わりません。)責任を有しません。

参照指数に関連する金融商品を参照指数所有者または参照指数管理者が、かかる立場において、出資、裏書き、販売、または宣伝することはなく、参照指数所有者または参照指数管理者のいずれも(a)いかなる金融商品についても購入またはリスクの引受についての助言、(b)参照指数が特定の日の特定の時刻において有する水準、(c)金融商品の発行者または債権者、金融商品の投資者、または参照指数もしくは許諾権に関わる当該指数に含まれるデータの利用、またはその他の利用を行うその他の人もしくは組織が獲得する結果、または(d)その他の事柄について、明示的または黙示的に表明または保証するものではありません。

参照指数所有者または参照指数管理者の規制上のシステムに基づく義務に反せず、かつ前述を制限することなく、参照指数所有者または参照指数管理者は、かかる損害の可能性を通知された場合でも、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害(逸失利益を含みます。)につき、いかなる者に対しても責任を有しません。

参照指数所有者または参照指数管理者のいずれも、特定の場所または特定の時点で、参照指数の水準を公表すること、またはある期間継続して公表しないことについていかなる者に対する責任も引き受けません。

ドイツ銀行ロンドン支店は、その単独かつ絶対的な裁量により、参照指数の管理および決定に関連した義務および/または機能の一部を随時自身が適切とみなす一または複数の第三者に委任および/または移転することがあります。かかる権利を行使するドイツ銀行ロンドン支店は、すべてもしくは一部が参照指数に連動する金融商品または取引の投資者の利益を考慮することを義務づけられているものではありません。

#### 参照指数の特徴

参照指数は、投資先指数に対するエクスポージャーを提供します。参照指数は、本来「概念的」です。つまり、参照指数の所有者としてのドイツ銀行も、参照指数管理者のいずれも、直接または間接的に参照指数が参照する資産を保有する義務はありません。参照指数に対するエクスポージャーはファンドに参照指数が直接または間接的に参考にする資産に対する所有権または権限を提供するものではありません。

参照指数の水準は、参照指数管理者が各スワップ営業日について計算します。

#### 参照指数の仕組み

設定:参照指数の設定時の水準は、10,000です。その後は、スワップ営業日において、参照指数水準の日々の変動(以下「指数収益額」といいます。)は、以下の積になります。

- (a) 当該時点での参照指数の投資先指数に対する実質的な組入比率(エクスポージャー)(以下「実質的な組入比率」といいます。)
- (b) 当該時点での投資先指数の日々のパフォーマンス

随時、目指すべき実質的な組入比率を算出する目的上、日々、想定参照価額(以下「参照価額」といいます。)を算出します。設定時の参照価額は、設定日以降に決定されます。

その後スワップ営業日において、参照価額は、指数収益額の分、増加(または減少)しますが、下記に記載のパフォーマンスに基づくノックアウト・メカニズムが発生しなかった場合に限ります。 設定時において、実質的な組入比率は、以下の積になります。

- (a) 当初参照価額
- (b) 設定日以降に決定される目標ギアリング率(以下「目標指数参加係数」といいます。) 実質的な組入比率の参照価額に対する比率を「インプライド・ギアリング」といいます。

リバランス: 2016年6月7日以降、参照指数の存続期間にわたり以下の2つの因子がリバランスの可能性を引き起こすことがあります。

- (a) 事前に決定した範囲を超えたインプライド・ギアリング、および
- (b) 一口当たり純資産予想価格の一定比率を超過した実質的組入比率

上述のように(設定時のポジションについて)、参照指数は、目標指数参加係数と参照価額の積に相当する実質的な組入比率(つまり投資先指数に対する想定配分額)を目標にしていますが、超えてはいけない実質的な組入比率の上限が課されます。(以下「組入比率上限値」といいます。)参照指数は、インプライド・ギアリングのリバランスが発生した場合には、実質的な組入比率が目標値に再設定されるリバランス方式を採用しています。

リバランスが発生した場合、新たな実質的な組入比率は、当該日において有効な組入比率上限値を 制約条件として、当該時点の当該時の参照価額と目標指数参加係数の積に相当する額となります。

投資先指数のパフォーマンスが振るわない場合、インプライド・ギアリングが最大ギアリング値を 上回る可能性があり、当該時の実質的な組入比率を減少させます。これとは逆に投資先指数のパ フォーマンスが優良な場合、インプライド・ギアリングは最小ギアリング値を下回る可能性があり、

実質的な組入比率は当該日に有効な組入比率上限値を制約条件として、当該時の実質的な組入比率を 増加させます。

### (当初)ポジション構築期間中のリバランス:

設定日から2016年6月7日までの期間に、以下の場合には必ずリバランスが発生します。

- (a) インプライド・ギアリングが上限(以下「最大ギアリング値」といいます。)を上回る場合、または
- (b) 実質的な組入比率が当該日に有効な組入比率上限を上回る場合、または
- (c) (当初) ポジション構築メカニズムに沿って、実質的な組入比率が変動することが予定される日 (当初) ポジション構築メカニズムでは、毎週、一定の区切りで、組入比率上限値を徐々に増額 し、設定時に投資先指数に総エクスポージャー目標額全額を配分するのではなく、設定日から2016年 6月7日までに、実質的な組入比率が最大値になるまで徐々に増額します。

(当初)ポジション構築期間中、組入比率上限値は、1,500と当初の一口当たり純資産価格の積から 15,000と2016年6月7日の一口当たり純資産予想価格の積まで徐々に増加します。

#### (当初)ポジション構築期間後のリバランス:

2016年6月7日以降、以下の場合には必ずリバランスが発生します。

- (a) インプライド・ギアリングが最大ギアリング値を上回る場合
- (b) インプライド・ギアリングが下限(以下「最小ギアリング値」といいます。)を下回る場合、または
- (c) 実質的な組入比率が当該日に有効なエクスポージャー上限を上回る場合

2016年6月7日以降のスワップ営業日において、組入比率上限値は150%と10,000と直近の一口当たり純資産予想価格の積に相当します。いずれかの日に実質的な組入比率が150%と10,000と直近の一口当たり純資産予想価格の積を上回った場合には、実質的な組入比率を当該時の組入比率上限値を上回らない額まで引き下げるリバランスが行われます。

### パフォーマンスに基づくノックアウト・メカニズム:

インプライド・ギアリングおよび組入比率上限値に基づくリバランスに加えて、参照指数はパフォーマンスに基づくノックアウト・メカニズムを内包しており、これにより投資先指数に対する想

定配分(つまり、実質的な組入比率)はすべてゼロに引き下げられ、以降、参照指数は変動しません (以下「最小限界値事由」といいます。)。

最小限界値事由は、あるスワップ営業日において参照価額が、バッファー額(以下「リスク・バッファー額」といいます。)以下の水準に下落した場合に発生します。リスク・バッファー額は日々算出される数値で、以下の数値を基に計算されます。

- ( ) 当該時の実質的な組入比率
- ( )3 か月間の投資先指数の実現ボラティリティ
- ( ) 直前の20スワップ営業日間の投資先指数の1日の最大変動値 通常、リスク・バッファー額は、以下の場合に上昇します。
- (a) 参照指数の実質的な組入比率が増えた場合
- (b) 3か月間の投資先指数の実現ボラティリティが高まった場合
- (c) 直前の20スワップ営業日間に投資先指数の日次変動幅が大きくなった場合

この時点で、最低値事由に続き、参照指数の水準はゼロに設定され、参照指数の水準は以後変動しません。

#### 参照指数の調整および廃止

### 参照指数不可抗力事由:

参照指数管理者は、参照指数不可抗力が発生していると判断した場合、参照指数管理者は、その単独かつ絶対的裁量で、

- 参照指数の一部あるいは参照指数の水準を算出するのに適切と考えれる判断および、または調整 をすること
- 参照指数不可抗力事由が存在しないとみなす翌スワップ営業日まで、参照指数の水準を算出する こと、および入手可能とすることを遅らせること、または
- 参照指数を廃止し、永久に参照指数の水準を算出することを停止することがあります。

本書において、「参照指数不可抗力事由」とは、(a)投資先指数調整事由および/または(b)投資 先指数の廃止、および/または(c)参照指数に関連して、参照指数管理者の判断を阻害するか、また は別途影響をあたえる事由または状況をいいます。当該事由または状況には、システム障害、火災、

建物からの避難、天災もしくは人災、不可抗力、武力紛争、テロ行為、暴動もしくは労働争議または 同様の侵略的状況を含みますがこれに限定されません。

### 調整事由および潜在的廃止事由:

投資先指数管理者が投資先指数調整事由または投資先指数の潜在的廃止事由が、発生しており、これにより、投資先指数調整事由または投資先指数の潜在的廃止事由を考慮して、投資先指数の条項に調整(もしあれば)が行われると判断した場合、参照指数管理者は、

- 参照指数のどの部分を決定するか、または参照指数の水準を算出するのに適切とみなす参照指数の条項を判断および/または調整すること、または
- 投資先指数不可抗力事由または投資先指数の潜在的廃止事由(場合により)が存在しないとみなす翌スワップ営業日まで、参照指数の水準を算出すること、および入手可能とすることを遅らせることがあります。

投資先指数管理者は、投資先指数調整事由または投資先指数の潜在的廃止事由が発生について判断 し、これにより投資先指数を廃止し、投資先指数の水準の算出を永久に停止することがあります。

#### 参照指数の方法の変更:

参照指数管理者による参照指数の方法の採用は、明らかな間違いがなければ、最終的、決定的で拘束力を有します。参照指数管理者は、現在、かかる方法を採用していますが、参照指数管理者が当該方法に修正もしくは変更が必要または望ましいと判断するような、会計、市場、規制、法務、財務またはその他の状況(これらに限定されません。)が生じないという保証はありません。このような場合、参照指数管理者は、かかる修正または変更を行う権限を有します。参照指数管理者は、また、関連当事者の視点から必要または望ましいとみなす方法で参照指数の修正または変更を行うことができます。かかる修正または変更には、明らかな間違いの修正、または本参照指数概要に含まれる欠陥条項の修正、訂正もしくは補足を含みますが、これに限定されません。

### 投資先指数

#### 統治および責任

投資先指数は、ドイツ銀行(以下「投資先指数所有者」という場合があります。)が所有するドイツ銀行独自の指数です。

投資先指数は、投資先指数管理者によって運営されます。当初の投資先指数管理者はドイツ銀行ロンドン支店内の独立リサーチ・ユニットDBIQの内部プロセスによって運営するドイツ銀行ロンドン支店とし、投資先指数管理者はかかる資格において行為するドイツ銀行ロンドン支店またはその後任者を意味します。投資先指数管理者は、投資先指数の生成および普及に伴うすべての段階およびプロセスを含む投資先指数管理プロセスの創設および運営を支配し、投資先指数管理者は投資先指数管理および決定プロセスのすべての局面について主たる責任を持ちます。

投資先指数管理者は、投資先指数管理者による投資先指数所有者の専用ベンチマークのライフサイクル管理のための健全な商慣行を促進するため、投資先指数管理者の運営によって実施される方針、手続きおよび規制の概要を記載するユーザー・ガイドおよび管理者ハンドブック要約(以下「投資先指数管理者要約」といいます。)を実施しており、これを維持します。投資先指数管理者要約は、ベンチマークおよびインプット・データ管理に関する投資先指数管理者の方針も含みます。ガバナン

ス、規制、ベンチマーク分類およびリスク・コントロールならびに利益相反に関する追加的問題も対象とします。

投資先指数管理者は、投資先指数計算に含めるかまたはこれに使用するため投資先指数管理者が信頼できるとみなす出所から情報を入手しますが、投資先指数管理者は独自にかかる情報を確認することはなく、また投資先指数または投資先指数に含まれるデータの正確性および/または完全性を保証しません。投資先指数管理者は、投資先指数における誤りについて、過失その他に関わらず、いかなる者に対しても責任を負わないものとします。

投資先指数所有者としてまたはかかる資格における投資先指数管理者としてドイツ銀行は、投資先指数に関連する金融商品を支援、推奨、販売または宣伝するものではなく、投資先指数所有者および投資先指数管理者は、(a)金融商品の購入または金融商品に関連するリスクの負担の妥当性、(b)特定日の特定時において投資先指数が示す水準、(c)金融商品の発行者または債務者、金融商品への投資者またはその他の者もしくは組織が、許可された権利に関連するか、その他の使用目的で投資先指数または投資先指数に含まれるデータを使用したことにより得た結果または、(d)その他について明白であると暗示であるとを問わず、何らの表明または保証を行いません。投資先指数所有者および投資先指数管理者は、投資先指数または投資先指数に含まれるデータに関連して、特定目的に対する市場性または適切性につき明白であると暗示であるとを問わず、何らの表明または保証を行いません。

規制体制に基づく投資先指数所有者または投資先指数管理者の義務を損なうことなく、また上記のいずれかを制限することなく、投資先指数所有者または投資先指数管理者は、いかなる場合も直接的損害、間接的損害、特殊損害、懲罰的損害、結果的損害またはその他の損害(損失利益を含みます。)についてかかる損害の可能性が通知されていたとしても、いかなる者に対しても(過失その他を問わず)責任を負いません。

投資先指数所有者および投資先指数管理者は、特定の場所または特定の時間における投資先指数の 水準をいずれかの期間において、公表したこと、または継続的に公表しなかったことについていかな る者に対しても法的責任を認めません。

ドイツ銀行ロンドン支店は、その単独の絶対的裁量において、投資先指数の運営および決定に関する同支店の義務および/または職務の一部を、同支店が随時適切とみなすーもしくは複数の第三者に委託および/または移転することができます。ドイツ銀行ロンドン支店は、当該権利の行使において、投資先指数に全体としてまたは部分的に関連ある金融商品または取引の投資家の利益を考慮する義務はありません。

### 投資先指数の性質および投資先指数のメカニズム

投資先指数は、投資先アカウントへのエクスポージャーを提供しますが、一定の報酬の控除を反映するため調整されます。投資先指数は、性質上「想定指数」です。つまり、投資先指数所有者であるドイツ銀行または投資先指数管理者は、投資先指数によって直接または間接的に参照される資産を保有する義務はありません。(参照指数による)投資先指数へのエクスポージャーは、ファンドに投資先指数が直接または間接的に参照する資産の所有権または権限を付与するものではありません。

投資先指数の水準は、各スワップ営業日に投資先指数管理者によって計算されます。

投資先指数は、投資先アカウントの参加株式のパフォーマンスに連動しています。一口当たりの資産価値は、投資先アカウントの各参加株式について計算されます。

通貨オプション取引、ならびに、一定の取引所で取引されるコモディティ、金属、金融商品、為替、金利もしくは指数に関連しますが、これらに限定されることなく取引所取引先物およびオプション取引を行います。投資先指数が参加株式のパフォーマンスに連動する結果、投資先指数(および投

資先指数の価値)は、投資先アカウントのために取引アドバイザーが実行する投資のパフォーマンス に連動します。

投資先アカウントの投資資産のパフォーマンスが好調に推移し、価格が上昇した場合、投資先アカウントの参加株式の価値に好影響を与え、パフォーマンスが不調の場合は、マイナス影響を与えます。投資先アカウントの参加株式の一口当たり純資産価格は、投資先指数の計算および評価に考慮され、投資先アカウントのパフォーマンスは、投資先指数のパフォーマンスに影響を与える主たる要因になります。

投資先指数は、性質上「想定指数」です。つまり、投資先指数所有者または投資先指数管理者は、 指数計算のために、投資先アカウントの参加株式を保有する義務はありません。指数は、指数手法に 特定される方法で、当該参加株式の価値を考慮しているにすぎません。

ドイツ銀行またはドイツ銀行の関連会社は、スワップまたはその他の金融商品に基づく義務をヘッジするために、投資先アカウントの参加株式を直接または間接的に保有する場合がありますが、いずれの義務もありません。当該者は、自己の投資目的を含みその他の目的で参加株式を保有することもできます。

投資先アカウントの参加株式に対する投資先指数へのエクスポージャーは、取引アドバイザーの任命の終了など特定の場合に停止する場合があります。さらに、投資先指数は、自然災害、人災、テロ行為またはシステム・エラーなど投資先指数管理者の支配の及ばない事由により投資先指数管理者が指数に関連する手続きを遂行できない場合に適用される一定の不可抗力条項を含みます。不可抗力条項は、他の調整および取消条項と併せて、一定の事由が発生した場合に、投資先指数管理者に投資先指数の調整または、場合によっては取消を許可します。かかる遅延後に計算された投資先指数の値は、当該遅延がなければ生じていたであろう指数値とは異なる場合があります。これは、投資先指数およびスワップの価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 投資先指数に適用される報酬

投資先指数は、運用報酬、指数報酬および成果報酬の控除を規定しています。当該報酬の控除は、 投資先指数の水準は、報酬が控除されない場合より低くなることを意味します。

運用報酬(以下「取引アドバイザー運用報酬」といいます。)は、取引アドバイザーが投資先アカウントへの実際の投資家に対し請求する運用報酬です。当該運用報酬は、投資先指数の水準決定において使用される一口当たり資産価値の計算の際に考慮されず、その結果、別途に控除される必要があります。取引アドバイザー管理報酬は、投資先アカウントのエクスポージャーに適用される年率0.85%の料率で投資先指数に日々発生します。投資先アカウントへのエクスポージャー(および、その結果取引アドバイザーに支払われる管理報酬)は、スワップの実質的な想定元本、スワップが参照指数に対して持つエクスポージャーの範囲およびさらには、参照指数が投資先指数に対して持つエクスポージャーの範囲により異なります。取引アドバイザー管理報酬は、日々発生し、四半期毎に取引アドバイザーに支払われます。投資先アカウントへの想定エクスポージャーは、取引アドバイザーに対する報酬の支払いを計上するため各四半期報酬支払日に減少します。

成功報酬(以下「取引アドバイザー成功報酬」といいます。)は、取引アドバイザーが投資先アカウントへの実際の投資家に対し請求する成功報酬です。当該成功報酬は、投資先指数の水準決定において使用される一口当たり純資産価額の計算の際に考慮されず、その結果、個別に控除する必要があります。取引アドバイザー成功報酬は、従前に達成した関連ある日までのハイ・ウォーター・マーク・ポイントから確認できる取引アドバイザー管理報酬を控除後の投資先アカウントへの想定エクスポージャーの価額の上昇分に適用される年率16%の料率で日々発生します。スワップの実質的な想定

元本の変化の結果生じた投資先アカウントへのエクスポージャーまたは、参照指数に対するスワップのエクスポージャーもしくは投資先指数に対する参照指数のエクスポージャーの増減は、投資先アカウントへの想定エクスポージャーの価額に影響し、これらの影響は、取引アドバイザー成功報酬の計算に加味されます。取引アドバイザー成功報酬は、日々発生し各四半期毎に取引アドバイザーに支払われます。投資先アカウントへの想定エクスポージャーは、取引アドバイザーに対する報酬の支払いを計上するため各四半期報酬支払日に控除されます。

指数報酬は投資先指数の水準から控除される金額であり、スワップに基づきドイツ銀行ロンドン支店が支払う金額を減額するため、スワップ・カウンターパーティーであるドイツ銀行ロンドン支店の金銭的利益となります。指数報酬は、投資先アカウントへのエクスポージャーに適用される年率0.80%の料率で日々発生します。投資先アカウントへのエクスポージャー(および、その結果スワップ・カウンターパーティーであるドイツ銀行ロンドン支店に支払われる指数報酬)は、スワップの実質的な想定元本、スワップが参照指数に対して持つエクスポージャーの範囲およびさらには、参照指数が投資先指数に対して持つエクスポージャーの範囲により異なります。指数報酬は日々発生し、四半期毎にスワップ・カウンターパーティーに実際に支払われます。投資先アカウントへの想定エクスポージャーは、スワップ・カウンターパーティーに対する報酬の支払いを計上するため各四半期報酬支払日に減少します。スワップ・カウンターパーティーに支払われる当該報酬は、スワップの実質的な想定元本の年率0.40%を下限とします。いずれかの日の指数報酬がスワップの実質的な想定元本の年率0.40%未満である場合において、調整支払いがスワップ・カウンターパーティーのためにスワップの当該日に発生します。

### 投資先指数の停止、調整および取消

投資先アカウントおよびドイツ銀行ロンドン支店間の取引アドバイザー投資運用契約、先物・オプション契約、プライム・ブローカレッジ契約またはスワップ契約が終了する場合、または連続10スワップ営業日間、投資先アカウントの一口当たり純資産価額が計算および公表されず、またはその他利用不可能な場合、指数は取り消され、投資先指数管理者は、投資先指数の水準の計算を停止するものとします。

投資先指数不可抗力事由またはその他の事由が発生した場合、投資先指数管理者は投資先指数を調整し、指数の計算方法を変更し、投資先指数の水準の計算を遅らせるか、または投資先指数の計算を 取消もしくは永久に停止する場合があります。これらの規定は、投資先指数管理者が指数の計算が困 難または不可能になる場合に対応するために含まれています。受益証券の投資者は、これらの規定が スワップ、および、このため、ファンドに悪影響を及ぼす場合があるため、これらの規定を慎重に精

査するべきです。投資先指数管理者は、これらの調整を行う際および/または投資先指数の取消を行 う際、ファンド、受益証券の投資者、またはその他の者の利益を考慮する義務はありません。

不可抗力事由:投資先指数管理者が投資先指数不可抗力事由が発生した旨確定する場合、投資先指数 管理者は、その単独の絶対的裁量において

- 投資先指数の一部分の決定または投資先指数の水準の計算が適切と見なす場合、かかる確定およ び/または投資先指数の条項の調整を行い、および/または
- 投資先指数不可抗力事由が存在しないと確定する翌スワップ営業日まで指数水準の計算および公 表を遅らせ、および/または
- 投資先指数を取消、投資先指数の水準の計算を永久に停止します。

本書において記載ある通り、「投資先指数不可抗力事由」とは、投資先指数に関する投資先指数管 理者の決定事項を妨げるかまたは他の方法で影響を与える事由または状況を意味します。これらの事 由または状況は、システム・エラー、火事、避難、自然災害もしくは人災、天災、武力紛争、テロ行 為、暴動または労働争議もしくは類似する妨げとなる状況を含みますが、これらに限定されません。

調整事由および潜在的取消事由:投資先指数管理者が投資先指数調整事由または潜在的取消事由が発 生したと確定する場合、投資先指数管理者は

- 投資先指数調整事由または潜在的取消事由を考慮するため、投資先指数の条項の一部に対して適 切な調整(もしあれば)を決定するか、または
- 投資先指数潜在的取消事由の場合にのみ、投資先指数を取消し、投資先指数の水準の計算を永久 に停止します。

関連ある調整は、投資先指数の水準の調整を含みますがこれに限定されません。投資先指数管理者 は、上記の通り調整または取消の発生日を決定します。かかる決定を行う際、投資先指数管理者は、 適切とみなす要因を考慮するものとします。

本書において「投資先指数調整事由」とは、関連時点における下記のいずれかの発生または存在を 意味します。

- (a) 投資先アカウントの参加株式の分割、併合もしくは組み替えまたは、特別配当金、資産化または 類似する発行により投資先アカウントの参加株式の既存保有者に対する当該参加株式の無償配布 もしくは配当
- (b) 投資先アカウントの参加株式の既存保有者に対する( ) 参加株式、または( )(x)アトラスま たは投資先アカウントの清算手取金の支払い、もしくは(y)(それぞれの場合に、同額もしくは 参加株式の保有者に対する当該支払に比例して)アトラスまたは投資先アカウントに関するその 他の支払いに対する権利を認めるその他の証券もしくは株式資金の配布、発行または分配、また

は( )投資先指数管理者が決定する適正価額未満での支払いの場合におけるその他の種類の証券、権利、証書、ワラントもしくはその他の資産

- (c) アトラスまたは投資先アカウントの参加株式に関連する臨時配当もしくは分配
- (d) アトラスによる投資先アカウントの全額払い込まれていない参加株式の償還
- (e) 投資先指数管理者の意見による、投資先アカウントの参加株式の理論値に希薄化もしくは集中化 その他の影響を与えるまたは与える可能性があるその他の事由

「投資先指数潜在的取消事由」とは、( )投資先アカウントの参加株式のキャパシティ・リザベーションが当該参加株式の取引想定価値を超過する範囲、および/または、( )いずれかの事由または事件の結果、投資先指数管理者は以下を決定する場合を意味します。

- (a) 投資先指数の一部が投資先指数説明の規定その他に従い予定通り計算または決定することができない場合
- (b) 投資先指数管理者が、通常の方法または通常のタイミングで投資先アカウントの参加株式に投資することができないか、投資資産の買戻しを行えない場合

投資先指数の計算方法の変更:投資先指数管理者による投資先指数計算方法の適用は、最終的、決定的であり明白な過誤がなければ拘束力を持ちます。投資先指数管理者が現在当該計算方法を用いる一方、当該計算方法の調整または変更が必要か望ましいと投資先指数管理者が考えるような財務、市場、規制、司法、金融に関する状況またはそれらに限定されることなく、その他の状況が発生しない保証はありません。この場合、投資先指数管理者は、当該調整または変更を行う権利を有します。無制限に、当該状況は、投資先指数の計算または投資先アカウントの参加株式に関連して使用される通貨に関連するデノミネーションを含みます。投資先指数管理者は、さらに、関連当事者の観点から必要または望ましいと見なす方法で投資先指数の条項を変更する場合があります。当該変更は、無制限に、明白なまたは証明済み誤りを訂正するためか、投資先指数計算法の欠陥条項を是正、訂正または補完するための変更を含みます。

### 投資先アカウント

投資先アカウントは、ケイマン諸島の分離ポートフォリオ・カンパニーである、アトラス・ポートフォリオ・セレクトSPC(以下「アトラス」といいます。)の分離ポートフォリオです。アトラスは、2004年10月8日、ケイマン諸島において、ケイマン諸島の法律に従い、免除分離ポートフォリオ・カンパニーとして設立されました。投資先アカウントは、2008年7月、アトラスの分離ポートフォリオとして設定されました。

以下に従い、アトラスの分離ポートフォリオの資産および債務は、その他の分離ポートフォリオの 資産および債務から分離され、それぞれの分離ポートフォリオの債務からは保護されます。しかしな がら、アトラスの取締役は、分離ポートフォリオ間でアトラスの費用を割り当てる裁量を有していま す。アトラスの唯一の一般的な資産はアトラスの経営株式の発行手取金であり、それらはいかなる分 離ポートフォリオのためにも保有されません。

分離ポートフォリオ・カンパニーであることに加え、アトラスにより締結された契約には、「責任限定(リミテッド・リコース)」条項が含まれており、これにより当該契約の下でのアトラスの金銭の支払義務は当該契約に関する分離ポートフォリオの資産に限定されています。

投資先指数の設定日時点において、アトラスの取締役はダレン・ライリー(Darren Riley)および デビッド・ダイヤー(David Dyer)です。それぞれは実業家であり、デビッド・ダイヤーは現在ドイツ銀行グループの従業員です。アトラスの取締役は、アトラスの経営を行い、アトラスのすべての権

限を行使するべく任命されています。一定の例外を除き、アトラスは、適用法により許容される限 り、アトラスの取締役およびその他の関連当事者について、アトラスの債務から生じる取締役および その他の関連当事者の債務から免責しています。

### 株式資本

アトラスは、額面当たり1.224120ユーロの経営株式10,001株、また、額面当たり0.00000061206ユーロの参加株式20,000,000,000株に分かれる24,483.64ユーロの授権株式資本を有します(アトラスの定款に従い、随時、併合または分割される場合があります。)。参加株式の各クラスには、分離ポートフォリオの番号が割り当てられます。投資先アカウントの分離ポートフォリオの番号は84番です。

経営株式は、パジェット・ブラウン・トラスト・カンパニー・リミテッド(以下「スター・トラスティー」といいます。)により、2004年11月11日付(改定済)アトラス・ポートフォリオ・セレクト・スター・トラストに規定される信託の権限および規定に従い、信託形式で保有されています。経営株式は、換金することはできませんが、アトラスの一般的な資産から配当の分配を受領する権利、アトラスの定時総会において、出席、発言および投票を行う権利、および、アトラスの清算・償還時に出資金の返還を受ける権利を有します。

参加株式は、経営株式とは異なる権利を有し、以下の特徴を有しています。

- ・ アトラスまたは他の保有者により、指数営業日において、適用される一株当たり資産価格(以下で規定します。)で買い戻してもらうことが可能です。
- ・ 分配、配当および残余財産分配について等しく権利を有します。
- アトラスの定時総会において、出席、発言および投票を行う権利は有しません。
- ・ 清算時において、特定の分離ポートフォリオに帰属される余剰資産は当該分離ポートフォリオの 参加株式の保有者に対して分配されます。

#### 費用および賠償

アトラスの取締役は、随時、投資先アカウントの参加株式を額面金額で買い戻すことができ、一株当たり資産価格と当該額面金額との差異を当てて分離ポートフォリオに関する一定の費用を払うことができます。投資先アカウントにより支払われる費用には、投資先アカウントの運用・指図を行うウィントン社、スター・トラスティー、取締役、管理事務代行業者およびその他の業務提供会社に対して支払われる報酬が含まれます。これらの報酬を支払うために、取締役により当該方法が用いられることが予定されており、その結果、以下に規定する通り、一株当たり資産価格については、報酬および費用が考慮がされません(マージン、担保、プライム・ブローカー手数料、為替手数料、クリアリング手数料、取引税および執行費用(該当がある場合)を除きます。これらは、アトラスと関連する分離ポートフォリオのプライム・ブローカーとの間で執行される投資に関する料率が考慮され、あらゆる投資について、一定の手数料、税金および費用が控除されます。)。

ウィントン社、サプライヤー、ブローカーおよびその他のアトラスの代理人は、それらの行為を行うことについて、投資先アカウントの参加株式の運用実績にかかわらず、参加株式の一定の報酬を受領します。

#### 参加株式の一株当たり資産価格

アトラス管理事務代行会社は、アトラスのために、以下に従い、各スワップ営業日(参加株式が買い戻される日を除きます。)に関する投資先アカウントの参加株式に関する資産価格(以下「一株当たり資産価格」といいます。)を計算します。

- 各スワップ営業日の午後5時(ロンドン時間)時点(但し、市場データは午後4時(ロンドン時間)時点のものを参照します。)における投資先アカウントの投資資産についてのユーロ建の価値に投資先アカウントの中でまたは投資先アカウントのために保有される現金の額を加え、投資先アカウントの中からまたは投資先アカウントのために支払わなければならない現金の額を控除します。
- 上記の金額を投資先アカウントの参加株式の数で除します。
- ・ 該当するスワップ営業日における参加株式の買戻しを反映させるために必要な調整を行います (仮にそのような調整が行われる場合でも、一株当たり資産価格に重大な影響を与えることはな いと考えられています。)。

投資先アカウントの中でまたは投資先アカウントのために保有される投資資産のユーロ建の価値は、当該資産についての銀行間での市場慣行とされた評価方法に従って計算されるものとします。故意または重大な誤りがない限り、一株当たり資産価格の決定は最終的なものであり、すべての者に対して適用されるものとします。一定の状況下において、一株当たり資産価格の計算が停止され、投資先アカウントの参加株式が発行されず、また、買い戻されない場合があります。

アトラスは、その代理人および関連当事者に対して、多くの免責を与えており、当該状況下で請求がなされた場合、アトラスの分離ポートフォリオ間で追加的なアトラスの費用の割り付けが行われます。それらの債務は重大である場合があり、投資先アカウントの参加株式および投資先指数の運用実績に悪影響を与える場合があります。

### 取引アドバイザー - 取引アドバイザー投資運用契約

投資先アカウントに関して、アトラスは、ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッド (以下「ウィントン社」といいます。)を投資を行わせる者として任命しており、当該投資資産は現金とともに投資先アカウントの投資資産を構成します。投資先アカウントの価値および投資先アカウ

ントの一株当たり資産価格は、主に投資先アカウントのために行われた各投資資産の価値の変動により生じます。

ウィントン社は、投資運用契約(以下「取引アドバイザー投資運用契約」といいます。)により任命されます。取引アドバイザー投資運用契約は以下を規定しています。

- ・ 発行される投資先アカウントの参加株式の発行手取金の総額で構成される投資先アカウントの「想定取引」
- ・ 投資先アカウントに関する合意された想定取引の制限である、投資先アカウントの「設定許容量」。申込金額の総額の制限を効果的に課し、その結果、発行することができる投資先アカウントの参加株式の数を制限します。
- ・ 専門的で、経験のある、国際的な為替運用者として期待される水準でウィントン社がその義務を 履行するための合意
- ・ 事前に決定した戦略(以下「ストラテジー」といいます。)を実行するための合意(投資資産を選定する際、ウィントン社は、サプライヤーに対して、最低18か月間のストラテジーのトラック・レコードを含む、当該戦略の詳細を提供しなければなりません。)
- ・ ウィントン社により投資することが予定される資産および許可される通貨建に関する諸条件
- ・ 四半期ごとの成功報酬および運用報酬の取り決め。運用報酬は、参加株式の運用実績にかかわらず投資先アカウントに関して支払われます。

### 取引アドバイザー - 任命

取引アドバイザー投資運用契約は、ウィントン社において、アトラスにより設立された適切な投資運用者を登録すること(以下「登録」といいます。)を条件としています。登録される投資運用者は、一定の登録基準を充足する必要があります。投資運用者は、それぞれの戦略の(報酬控除前の)グロスのリターンのデータ等の独自に検証された運用実績等、提案する戦略の詳細を提示しなければなりません。ドイツ銀行ロンドン支店またはその関連会社は、上記の独自に検証された運用実績を提供することができます。(受益証券の投資者を含め)いかなる者も、取引アドバイザーが適性であること、または、投資運用、資産運用もしくは為替取引に関して専門性もしくは経験を有すること等について、アトラスまたはドイツ銀行が調査またはデュー・ディリジェンスを行ったことについて、信頼するか依拠すべきでありません。

### 取引アドバイザー - 責任を負わないこと

取引アドバイザーは、本書に記載される情報および本書におけるファンドの運用実績に関する記載の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。取引アドバイザーは、(本書を信頼したことにより生じた、投資者または第三者の逸失利益を含め)直接的、間接的、結果的またはその他いかなる損失および損害についても責任を負いません。取引アドバイザーは、ファンドの受益証券または持分の勧誘、割当または販売について、いかなる責任も負わず、また、そうした活動に関与しておらず、勧誘または販売についての法令または規則の遵守について責任を負わず、また、いかなる第三者も、当該勧誘、割当または販売との関係において、取引アドバイザーの商品または業務に関して何らかの表明を行うことは許可されていません。取引アドバイザーが運用指図した他のファンドの過去の運用実績は、投資先アカウントの将来の運用実績を指し示すものではありません。

### 取引アドバイザー - 任命の終了

取引アドバイザー投資運用契約は、その締結日から概ね3年間、効力を有します。しかしながら、 その任命は、以下の場合、それより以前に終了する可能性があります。

- 投資先アカウントの投資資産に関する取引アドバイザーの損失が、(取引アドバイザーにより計 算され、「最大ドローダウン事由」として定められた)許容できない程度の高い水準に達したも のと判断された場合
- 一定のリスク・キャピタルの上限を超えた場合。これは「リスク・キャピタル最大レバレッジ事 由」と称され、投資先アカウントの投資資産のエクスポージャーが過去の投資実績および関連す る通貨を考慮した上で許容できない程度の高い水準に達した場合に生じます。
- 例えば、取引アドバイザーが登録から除外された場合、取引アドバイザーが提供した情報が誤認 させることが証明された場合、または、取引アドバイザーが要求された情報の提供に応えること ができない場合
- 取引アドバイザーが、取引アドバイザー投資運用契約の違反を修復することができない場合
- 取引アドバイザーについて、債務超過または破産手続が開始され、当該手続が15営業日の間取り 下げられずに継続し、または、違法な事由が発生した場合
- 一定の税務上の不利な事象が生じた場合
- 上場している投資資産に関して、取引アドバイザー投資運用契約の要件に反して現物交付が行わ

取引アドバイザーは、いかなる時点においても、適用法令を遵守するために必要な場合、規制当 局、それに準じた規制団体またはその他の政府当局の要請があった場合、または、取引アドバイザー が、その裁量により、法令を遵守するため、または、規制当局、それに準じた規制団体またはその他 の政府当局との関係を維持するために、終了させることが必要であり、適切であり、または、簡便で あると判断した場合、取引アドバイザー投資運用契約を終了させることができます。取引アドバイ ザー投資運用契約は、アトラスが重大な義務違反を起こした場合、債務超過になった場合、または、 投資先アカウントの想定取引が一年のうち一定の日付において所定の水準を下回った場合、取引アド バイザーが契約を解除することができる旨を規定しています。

取引アドバイザーの任命の終了は、投資先アカウントのパフォーマンスに悪影響を与える可能性が あり、また、投資先アカウントが投資先指数を参照することができなくなることを意味します。その 結果、ファンドが投資先アカウント(を通じて参照指数および投資先指数)に対するエクスポー ジャーを取るメカニズムは効力を失い、パフォーマンス・リンク・スワップは終了します。

## スワップ・カウンターパーティー

店頭外国為替取引に関連して、アトラスは、ドイツ銀行ロンドン支店をカウンターパーティーとしてスワップ契約を締結します。当該契約は、国際スワップ・デリバティブ協会が公表するISDA 2002マスター契約に従って締結されます。投資先アカウントのために行われる各店頭外国為替取引は、投資先アカウントのためのスワップ契約において規定されます。当該契約は、債務不履行事由または終了事由が発生した場合、当該規定に従った終了することができます。これらの事由には、支払債務の不履行、ドイツ銀行ロンドン支店またはアトラスの債務超過その他の一般的な事由、合併後の重大な信用低下、ならびに、取引アドバイザー投資運用契約の終了が含まれます。

スワップ契約には、投資先アカウントによる不払についてのカウンターパーティーのリスクを軽減させるために投資先アカウントからカウンターパーティーに対する現金の譲渡を要求する信用補完 (クレジット・サポート)規定が含まれています。投資先アカウントは、信用補完のために要求される場合、金銭の借入れを行い、当該借入れのために利子を支払います。しかしながら、投資先アカウントは、カウンターパーティーから提供される現金について利息を収受する可能性があります。投資 先アカウントが借入れのために支払う利子の金額が担保として供される資産の利息を上回る限りにおいて、投資先アカウントは、一株当たり資産価格を減少させるネットの費用を支払うことになります。

### プライム・ブローカー

店頭外国為替取引に関連して、取引アドバイザーは、プライム・ブローカーであるドイツ銀行ロンドン支店(以下「プライム・ブローカー」という場合があります。)との間で外国為替プライム・ブローカー契約(以下「プライム・ブローカー契約」といいます。)を締結しています。プライム・ブローカー契約に従い、取引アドバイザーは、スワップ契約のカウンターパーティーとしてのドイツ銀行ロンドン支店との間で直接的に店頭外国為替取引を行うことに加えて、以下の通り、投資先アカウントのために、店頭外国為替取引の手配を行います。

- ・ 取引アドバイザーは、プライム・ブローカーの代理人として、プライム・ブローカーならびに外国為替デリバティブ市場において活動する多くの指定銀行および金融機関(それぞれを「カウンターパーティー」といいます。)との間で、一定の外国為替および通貨オプション取引(以下「カウンターパーティー取引」といいます。)を行います。
- ・ カウンターパーティー取引に関連して、プライム・ブローカーは、投資先アカウントにおいて、 同時に、相殺させるための同じ店頭外国為替取引を行うことについて同意しています。
- ・ プライム・ブローカーの代理人としてカウンターパーティー取引を行う投資運用会社の権限は、 プライム・ブローカー契約において規定される一定の制約および制限に服します。

プライム・ブローカーは、投資先アカウントおよびプライム・ブローカーの間で店頭外国為替取引を執行することになる各カウンターパーティー取引に関して報酬を受領します。プライム・ブローカーは、プライム・ブローカー契約において規定される一定の状況下でカウンターパーティー取引を拒否することができ、その場合には取引は行われません。もし適用がある場合、プライム・ブローカー契約は所定の条項に従いプライム・ブローカーまたは取引アドバイザーにより終了される場合があり、具体的には、カウンターパーティー取引における所定の申込上限および制限に抵触した場合、ならびに、投資先アカウントおよびドイツ銀行ロンドン支店の間のスワップ契約の違反があった場合には、直ちに終了される場合があります。

#### ブローカー

外国為替取引に関連して、投資先アカウントは、投資先アカウントのために上場投資資産を取引させるためのブローカーとしてドイツ銀行(以下「ブローカー」という場合があります。)を任命する一つまたは複数の先物およびオプション契約(それぞれを「先物およびオプション契約」といいます。)を締結します。

しかしながら、ブローカーとの間で締結される先物およびオプション契約に基づき、ブローカーは、その裁量により、投資先アカウントのために当該取引を行うための指図を拒否することができます。

様々な市場で行われる投資資産の取引に関して、先物およびオプション契約の条項の中で、投資先アカウントについて、関連する市場の手続および規則が当該投資資産に適用されること、ならびに、各先物およびオプション契約は当該規則および手続に従うことが同意されています。その結果、ブローカーは、当該規則および手続を遵守するために投資先アカウントの利益にならない行為を行うことを要求される場合があります。

ブローカーは、市場への介入が行われている上場投資資産の取引を行うことができない可能性があります。取引所により運営されている市場は、関連する取引所の規則、公正かつ通常の市場を維持するために一定の行為を行うことが要求される場合等において、随時、取引が中断もしくは禁止され、または、市場が一定の期間終了する場合があります。

投資先アカウントのために行う上場投資資産への投資に加え、ブローカーは、上場投資資産に関する投資資産の運用指図、取引の執行および取引の手配を含め、投資先アカウントに対してその他の業務を提供する場合があります。投資先アカウントは、提供される業務およびブローカーにより行われる上場投資資産への投資に関して、手数料、ブローカー費用およびクリアランス手数料を支払います。各先物およびオプション契約は、取引所であれブローカーによる要求であれ、投資先アカウントの不払いに関するブローカーのリスクを低減させるために投資先アカウントが現金その他の資産(有価証券等)をブローカーに対して譲渡または担保として供与する一定の信用補完条項を含んでいます。当該現金または資産の譲渡は「マージン」の供与と称され、一定の状況下で当該マージンの全部または一部を投資先アカウントに戻すブローカーの義務に服します。

投資先アカウントは、マージンとして交付するために現金または資産を借り入れる場合があり、当該現金または資産の借入れに関して手数料または利子を支払います。しかしながら、投資先アカウントは、マージンとしての提供に関して利息その他の分配を収受する可能性があります。投資先アカウントがマージンの提供のための現金および資産の借入れのために支払う金額が当該マージンの提供のために受領する金額を上回る限りにおいて、投資先アカウントは、一株当たり資産価格を減少させるネットのマージンの費用を支払うことになります。

ブローカーとの間で締結される先物およびオプション契約の下で、すべての現金、信用補完、上場 資産に関するものその他投資先アカウントにおいてブローカーにより保管される資産は、投資先アカ ウントのブローカーに対する債務の担保としてブローカーに対して提供されます。

また、ブローカーは、その裁量により、あらゆる上場投資資産について中間的なブローカーを経由 して取引を行う場合があります。投資先アカウントおよびブローカーの間にギブアップ条項がある場

合、投資先アカウントは第三者のブローカーを通じて上場投資資産の取引を行う場合があります。当 該上場投資資産はギブアップ状態となり、ブローカーにより処理されます。

オプションである上場投資資産に関して、取引アドバイザーは、関連するカット・オフ・タイムに 従い、投資先アカウントのためにオプション権を行使する権限を有します。しかしながら、取引アド バイザーは、いかなる上場投資資産についても、現物交付を受けることはできません。

投資先アカウントおよびブローカーの間の上場投資資産の取引に関して、ブローカーは、中間的なブローカーとの間で、または、そうしたブローカーを通じて、関連する取引所により運営される市場において当事者同士のマッチング取引を行うか、そうした手配を行います。

先物およびオプション契約は、投資先アカウントまたはブローカーにより書面による通知を行うことで終了させることができます。また、先物およびオプション契約は、債務不履行を含む一定の事由が生じた場合にブローカーにより解除することができます。これらの事由には、以下の事由が含まれます(これらの限定されるものではありません。)。

- 投資先アカウントが先物およびオプション契約の下で要求されるところに従いマージンを供与することができなかった場合
- ・ 投資先アカウントが先物およびオプション契約のいずれかの条項を履行することができなかった 場合
- ・ ブローカーがその保護のために必要であると合理的に判断した場合

上記のいずれかの事由が生じた場合、ブローカーは、先物およびオプション契約に従い締結され、 残存しているすべての上場投資資産について、当該状況下におけるポジションを解消することができ ます。投資先アカウントのポジションの解消は、投資先アカウントにとって不利となる可能性があ り、ブローカーに対して担保として供与された現金もしくは資産またはマージンとして譲渡された現 金もしくは資産は消失する場合があり、投資先アカウントの資産は減少します。

### サプライヤー

アトラスとマーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング・リミテッド(以下「サプライヤー」といいます。)の間の2005年2月4日付業務契約(以下「業務契約」といいます。)に従い、サプライヤーはアトラスのために以下の業務を行います。

- ・ <u>登録</u>: サプライヤーは、アトラスの各分離ポートフォリオの投資運用者(投資先アカウントの投資運用者としての取引アドバイザーを含みます。)により提出された自らの登録用紙を収集し、 それぞれの登録要件が充足されているか確認するものとします(なお、サプライヤーは提供された情報の検証作業は行いません。)。この要件の充足により、サプライヤーはアトラスに対して 通知し、関連する投資運用者は登録されます。
- ・ <u>適切性および健全性の確認</u>:アトラスの各分離ポートフォリオの投資運用者(投資先アカウントの投資運用者としての取引アドバイザーを含みます。)に関して、サプライヤーは、投資運用者の主要な人物、期待される業務について15か月ごとに適切性および健全性の確認を行わせるためにクロール・バックグラウンド・ワールドワイド・リミテッドとの間で再委託契約を締結しています。主要な人員のいずれかについて確認作業の結果不合格となった場合、サプライヤーの単独の裁量により、投資運用者は除外され、登録簿から外されます。
- ・ <u>デュー・ディリジェンス</u>: サプライヤーは、アトラスのために、アトラスの各分離ポートフォリオの投資運用者(投資先アカウントの投資運用者としての取引アドバイザーを含みます。)に関

してサプライヤーが実施した調査に基づくデュー・ディリジェンス・リポートを定期的に用意します。

業務契約は、その開始日から12か月間、効力を有し、早期に終了されない限り、12か月ごとに自動的に更新されます(アトラスの選択により終了される場合を除きます。)。

### アトラス管理事務代行会社

2004年11月11日付管理事務業務契約(以下「管理事務業務契約」といいます。)に従い、アトラスは、ドイツ銀行ロンドン支店(以下「アトラス管理事務代行会社」という場合があります。)をその管理事務代行会社として任命しました。

アトラス管理事務代行会社は、アトラスのために一定の管理事務代行業務を行うことが求められており、これには、投資先アカウントに関してウィントン社が執行した個別のアカウントの投資の記録およびそれに関する一定の決定が含まれます。特に、アトラス管理事務代行は、提案された投資が、ウィントン社投資運用契約において合意されたエクスポージャーその他の制限を超えないことを確認することが求められます。また、アトラス管理事務代行会社は、投資資産を評価し、投資先アカウントの各参加持分の一株当たりの価格を計算し、さらに、アトラスの帳簿および口座を更新します。しかしながら、アトラスは、年次または中間の財務諸表を用意することは予定されておりません。

## 業務提供会社

2004年11月11日付コーポレート・サービス契約に従い、アトラスは、ドイツ銀行(ケイマン)リミテッド(以下「アトラス業務提供会社」といいます。)をその業務提供会社として任命しました。アトラス業務提供会社の責務には、アトラスの帳簿・記録の保存、公式な施設・設備の提供および通信の処理が含まれます。

# ウィントン社およびストラテジーの概要

ウィントン社は、投資先アカウントに関して、ウィントン社の投資運用契約により許容される投資対象にのみ投資を行うことができ、また、投資先アカウントにおいては、キャッシュ・エクイティーに関する差金決済取引またはキャッシュ・エクイティーに関するファンデット・エクイティー・スワップ(投資先アカウントに関する当該調整プログラムはウィントン社の「ストラテジー」を構成します。)を行うことが許容されていないことを除き、ウィントン社のディバーシファイド・プログラムに追従します。

ウィントン社は、世界中の幅広い金融商品(上場先物、オプションおよびフォワード、店頭通貨フォワード、エクイティー・セキュリティーズ連動デリバティブ(スワップおよび株価指数先物を含みます。)その他の関連資産を含みます。)に投資する、コンピューターを使用する自動の投資システム(以下「ウィントン社投資システム」といいます。)で運用される数学的なモデルを開発するために大量のデータについて統計的なリサーチを行います。ウィントン社投資システムは、異なる投資プログラムとしての固有の投資制限による結果である一定の変動により実行されます。ウィントン社のディバーシファイド・プログラムは、それらの投資プログラムの一つです。投資プログラムの投資方針は、長期の投資元本の成長を達成することです。

ウィントン社のディバーシファイド・プログラムは、ウィントン社において、十分な流動性を有し、入手可能な十分な情報があると考えるあらゆる市場において、レバレッジをかけてロングおよびショートの投資を行う場合があります。ウィントン社のディバーシファイド・プログラムは、現在、

世界中で、上場先物および先渡、店頭通貨フォワード、エクイティー・セキュリティーズ連動デリバ ティブ(スワップおよび株価指数先物を含みます。)その他の関連商品に投資を行っています。

ウィントン社は、過去のデータの統計的な分析に基づいた制御された投資プロセスに従います。プロセスの当初の段階では、大量のデータの収集、精査および整理を行います。ウィントン社は、(価格、取引量および需要などの)市場に内在する要素、ならびに、(経済統計、作業および商品データならびに公開会社の財務情報などの)市場の外にある要素を含む、様々なデータのインプットを用います。ウィントン社は、定量化することのできる要素が条件付けられた特定の市場における値上がり・値下がりの可能性を定量化するためにデータについて統計的なリサーチを行います。ウィントン社のリサーチは、市場からのリターンならびに当該リターンに付随する変動性またはボラティリティー(通常、「リスク」と称されます。)、市場および取引コストの相関関係を予測するための数学的なモデルを開発するために行われます。

ウィントン社の投資戦略は、コンピューターを使用する自動の投資システム(ウィントン社投資システム)により運用されます。このシステムは、ウィントン社がその運用を監視し、さらなるリサーチを行うことにより、随時、修正されます。とりわけ、新たな相関関係の発見、市場の流動性の変化、新たなデータの入手可能性または既存のデータの新たな解釈の結果、システムの変更が行われます。

ウィントン社の投資判断の多くは、ウィントン社投資システムのアウトプットに忠実に従って行われます。しかしながら、ウィントン社は、インプットしたシステムのパラメータ以外の事由の発生などの例外的な状況において、その他の要素に基づく投資判断を行う場合があり、また、ウィントン社が運用・指図を行うエンティティーまたはアカウントの利益を守るためにシステムのアウトプットを無視する行為を行う場合があります。

## ディスカウント債

ディスカウント債は、100億米ドルEar Is Eight Limited担保付債券プログラムに基づき発行されます。ディスカウント債発行会社は、ディスカウント債の発行手取金を用いて担保債券を購入します。かかる担保債券は、G 7 諸国が発行する債券から構成されます。ディスカウント債発行会社は、スワップ・カウンターパーティーとの間でアセット・スワップ契約を締結し、当該契約に基づき、(a)ディスカウント債発行会社は、スワップ・カウンターパーティーに対して、( )ディスカウント債の発行手取金、および、( )随時、担保債券の満期日(同日を含みます。)まで、(担保債券の要項に従って)担保債券の予定利息および元本に相当する額を支払い(ただし、アセット・スワップ契約に付随する信用補完に基づくディスカウント債発行会社による担保債券の差入れを考慮した調整に従います。)、また、(b)スワップ・カウンターパーティーは、( )ディスカウント債発行会社に対して担保債券を引渡し、( )ディスカウント債に基づく予定された元本および利札に相当する金額を支払います。ディスカウント債は、豪ドル建で発行され、担保債券はその他の通貨建てで発行される可能性が高いため、アセット・スワップ契約にも当該通貨を豪ドルに転換することを規定した条項が含まれます。

アセット・スワップ契約は信用補完契約に基づいており、当該契約に従い、ディスカウント債発行会社またはスワップ・カウンターパーティーは、アセット・スワップ契約に基づいて他方当事者が有するエクスポージャーを担保(つまり、エクスポージャーに対する裏付けとしての資産を提供)するため、他方当事者に対して担保を引き渡さなければなりません。ある特定の時点でディスカウント債発行会社とスワップ・カウンターパーティーのいずれが担保を引き渡さなければならないかは、当該時点におけるアセット・スワップ契約の時価によります。ディスカウント債発行会社が担保を引き渡

さなければならない場合、ディスカウント債発行会社が保有する担保債券の一部を引き渡します。スワップ・カウンターパーティーが担保を引き渡さなければならない場合、日本国債またはその他 G 7 諸国が発行する債券を引き渡さなければなりません。

ディスカウント債に関する追加の一般情報を以下に列挙します。

- ディスカウント債は、ディスカウント債発行会社の責任財産が限定される(リミテッド・リコース)債務であり、ディスカウント債の保証対象資産とは区別され、ディスカウント債発行会社は ディスカウント債に基づく債務の支払に利用できるその他の資産または資金を有しません。
- 保証対象資産であるディスカウント債に関連するディスカウント債発行会社の資産は、主に担保 資産およびアセット・スワップ契約に基づくディスカウント債発行会社の権利で構成されます。
- 保証対象資産の手取金の下落については、ディスカウント債保有者のみが負担します。
- 一定の事由が発生した場合、ディスカウント債に関して支払われる償還金額が、ディスカウント 債の元本を大幅に下回るか、またはゼロになる場合があります。
- ディスカウント債は、それぞれのディスカウント債の債券満期日前に償還されることがあります。
- ディスカウント債の要項に基づき、(ファンド等の)ディスカウント債保有者は、いかなる場合においても、ディスカウント債発行会社の破産、支払停止、解散、清算もしくは資産の管理もしくは同様の手続について、または、ディスカウント債発行会社に関する管財人その他の執行者の任命について、申立てその他の手段を講じる権限を有しませんが、ディスカウント債保有者が、別の当事者が開始したディスカウント債発行会社の清算につき、申立ての立証または損害賠償請求を行うことは可能です。
- ファンドが満期日前にディスカウント債を処分する場合、ファンドは、かかるディスカウント債 に関してファンドが支払った金額を下回る額を受領する可能性があります。

ディスカウント債は、当該ディスカウント債の存続期間にわたり発行済額面金額に対して事前に決定した利率の利息(利札といいます。)を支払います。利札は年率0.57%とし、日々発生し、四半期ごとに支払われます。ディスカウント債の債券満期日において、かつディスカウント債が早期償還していない場合には、ディスカウント債は発行済額面金額で償還されます。ディスカウント債は設定日

以降に決定される価格で発行されます。ファンドは、利札に基づき受領した資金をとりわけ業務提供 者に対する支払いに利用します。

## 担保資産

ディスカウント債に基づくディスカウント債発行会社の債務は保証対象資産により保証されており、これらは主に担保資産およびアセット・スワップ契約に基づくディスカウント債発行会社の権利で構成されます。

### 早期償還

ディスカウント債は、以下の場合(それぞれを「早期償還事由」といいます。)に早期償還されます。

- (a) 担保資産債務不履行(以下に定義します。)が発生した場合
- (b) 債務不履行事由(以下に定義します。)が発生し、ディスカウント債の保有者の債券受託者として行為する法人(以下「ディスカウント債受託会社」といいます。)が当該ディスカウント債の買戻しを選択した場合
- (c) アセット・スワップ契約が終了した場合(つまり、スワップ・カウンターパーティーが債務不履行事者である債務不履行事由およびスワップ追加終了事由(以下に定義します。)を理由とする場合を含みますが、これに限定されません。)
- (d) 規制上の事由(以下に定義します。)が発生した場合
- (e) 担保資産債務者事由(以下に定義します。)が発生した場合
- (f) ディスカウント債に基づく支払額に対して源泉徴収税が賦課されるか、または不利益な税務上の 事由(以下に定義します。)が発生した場合

早期償還事由が発生した場合、担保資産およびその他の保証対象資産に対する担保権が行使可能になり、ディスカウント債証書の条項に従い現金化されます。担保債券を現金化した額を算定する目的上、ディスカウント債計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定する一または複数の為替レートで豪ドル以外の通貨建の金額を豪ドルに転換することができます。すべてのディスカウント債が全額償還され、アセット・スワップ契約が終了し、ディスカウント債に基づく利札または元本の追加的支払が停止し、ディスカウント債保有者は、保有担保資産およびディスカウント債発行会社信用補完資産の(ディスカウント債計算代理人がその裁量により決定する)市場価格から早期償還日における早期償還解消費用(以下に定義します。)を差し引いた金額を早期償還日に受領します。疑義を避けるため付言しますが、ディスカウント債は、かかる早期償還事由の直前の利札支払日(同日を含みます。)以降、利息または利払は発生しません。ディスカウント債保有者は、当該日以降の期間についてのいかなる利息に対しても請求権を有しません。

## 担保資産債務不履行

担保資産債務不履行は、ディスカウント債計算代理人がその単独の裁量で、担保資産のいずれかに おいてディスカウント債の債券満期日以前に債務不履行、支払い不履行および/または早期償還事由

が発生していると判断した場合、またはいずれかの担保資産をいかなる理由であれ規定された満期日 以前に払い戻すか、または支払期日が到来し払い戻す可能性が生じた場合に発生します。

# 担保資産債務者事由

担保資産債務者事由はディスカウント債計算代理人がその単独の裁量で、一定の信用関連事由が担保債券の担保債務者に関する支払い義務または借入金の返済に関連して発生していると判断した場合に生じます。当該事由には、支払不能、再構築および支払拒否/支払猶予を含みます。

#### 債務不履行事由

以下の各事由を債務不履行事由とみなします。

- ( )ディスカウント債に関する未払金の支払につき、14日以上の期間にわたり債務不履行となっている場合、
- ( )ディスカウント債発行会社が、ディスカウント債またはディスカウント債証書に基づくその他の義務を履行または遵守することができず、ディスカウント債受託会社が、その是正を要求する通知をディスカウント債発行会社に対して送達後30日にわたり、かかる不履行が継続している場合、(ただし、ディスカウント債受託会社が当該不履行は是正不可能と判断した場合は、本項記載の通知は要求されません。)
- ( ) ディスカウント債発行会社の解散または清算につき管轄裁判所により命令がなされたか、決議が可決した場合をいいますが、ディスカウント債受託会社の書面によるか、ディスカウント債の条項に基づくディスカウント債保有者による特別の決議により事前に承認された条件に基づき、合併、統合、再編、会社分割またはその他類似の手続きを目的とする場合を除きます。

#### アセット・スワップ契約の終了

アセット・スワップ契約は債務不履行事由または終了事由により、その時の実勢価格で早期終了することがあります。当該事由には、スワップ・カウンターパーティーとしてのドイツ銀行ロンドン支店またはディスカウント債発行会社の支払不能、債務超過およびその他の一般的事由を含みます。

さらに、アセット・スワップ契約は、以下の一定の追加事由が発生した場合にも終了することがあります。これには以下が含まれます。

#### 規制上の事由

スワップに関する規制上の事由:2010年ウォール街の透明性および説明責任法(以下「ドッド・フランク法」といいます。)または1973年商品取引法(改正済)、または制定された法令における法的安定性条項、またはアセット・スワップ契約の取引日以降に発布された規則もしくは規制に関わらず、規制上の事由(以下に定義します。)とは、アセット・スワップ契約に基づき、ディスカウント債発行会社が、単独の事由発生当事者である追加終了事由をいいます。

ディスカウント債に関して、また、アセット・スワップ契約に関して、「規制上の事由」とは、規制上のトリガー事由により、

(1) いずれかの当事者がディスカウント債、もしくはディスカウント債により規定される活動を維持するか実施するため(アセット・スワップ契約に基づく規制上の事由の場合)、またはディスカ

ウント債発行会社がディスカウント債を維持するため(以下に記載するディスカウント債に基づく規制上の事由の場合)、および/または

- (2) スワップ・カウンターパーティーが契約に基づく債務をヘッジするため(アセット・スワップ契約に基づく規制上の事由の場合)、またはディスカウント債発行会社がディスカウント債発行会社が発行するその他のシリーズ商品を維持するため(以下に記載するディスカウント債に基づく規制上の事由の場合)、および/または
- (3) 規制事由当事者がディスカウント債に関連するかこれに関連する契約に関する義務を履行することにより、
- ( )上記が違法になる合理的可能性がある場合
- ( )上記が不当な負担増を生じるか、不可能または実施不能となる合理的可能性がある場合(ディスカウント債または規制事由当事者に関する規制上、会計上または税務上の取扱いが変更になること、またはこれらの結果である場合を含みますが、これに限定されません。)
- ( ) ディスカウント債またはこれに関連する契約に関する費用が著しく増加する場合をいいます。

上記において、「規制上のトリガー事由」とは、

- ( ) 法律、規制、解釈、法的措置、または規制当局の対応の実施もしくは採用、またはこれらの変更
- ( )管轄権を有する裁判所、法廷、政府または規制当局(それぞれを「関連当局」といいます。)に よる適用法もしくは規制の制定または解釈、
- ( )ディスカウント債発行日以降、随時、それぞれの場合において正式な立場で行為するあらゆる関連当局または関連当局の職員もしくは代表による公開もしくは非公開の書類もしくは行為、またはその回答

## をいいます。

「規制事由当事者」とは、スワップ・カウンターパーティー、ディスカウント債発行会社、またはスワップ・カウンターパーティーの関連会社(スワップに基づく規制上の事由の場合)をいい、ディスカウント債発行会社、ディスカウント債に関わる様々な立場におけるドイツ銀行ロンドン支店、ディスカウント債に関連するディスカウント債発行会社の保管会社、およびディスカウント債受託会社(以下に記載するディスカウント債に基づく規制上の事由の場合)をいいます。

#### ディスカウント債に基づく担保資産債務者事由

これは、ディスカウント債に関連して(上記において定義した)担保資産債務者事由が発生していることをいいます。

# ディスカウント債に基づく規制上の事由

これは、ディスカウント債に関連して(上記において定義した)規制上の事由が発生していること をいいます。

## 不利益な税務上の事由

これは、担保資産に関する元本または利息もしくはその他の分配の支払が、税金、相殺権またはその他を理由として、控除または源泉徴収の対象としなければならないことをいいます。

## 早期償還解約費用

早期償還事由に関連して、以下の(a)および(b)の金額の合計に相当する額です(正の数または負の 数のいずれにもなりえます。)。

- (a) 以下のいずれかにより支払われる金額(もしあれば)
  - ( ) ディスカウント債発行会社からスワップ・カウンターパーティーに対する支払額(正の 数)、または
  - ( )早期償還事由の結果(信用補完を考慮して)アセット・スワップ契約の終了時におけるス ワップ・カウンターパーティーからディスカウント債発行会社に対する支払額(負の数)
- (b) 早期償還事由の発生の結果としてディスカウント債発行会社、ディスカウント債受託会社、ディ スカウント債に基づく販売代理人、またはスワップ・カウンターパーティーが負担する法的また はその他の付加費用(保有担保資産および/もしくはディスカウント発行会社信用補完資産の現 金化または清算に関連する費用を含みます。)(正の数)

## (2)【投資対象】

前記「(1)投資方針」の項を参照のこと。

### (3)【運用体制】

管理会社は、副管理会社との間で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約を締結し、同契約 に基づき、副管理会社がファンド資産の運用管理を行います。副管理会社は、投資顧問会社との間で 投資顧問契約を締結し、同契約に基づき、投資顧問会社は副管理会社に対して運用に係る助言等を実 施します。副管理会社は、投資運用会社との間で投資運用契約を締結し、同契約に基づき、投資運用 会社がファンド資産の運用をします。

### (4)【分配方針】

原則として分配は行われない予定です。

## (5)【投資制限】

ファンドの総資産の50%超は、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」(金融商品 取引法第2条第2項各号に規定される有価証券とみなされる権利を除きます。)に投資されます。

ファンドは、ディスカウント債、パフォーマンス・リンク・スワップ、短期金融資産および指定さ れたキャッシュ・アカウントにおける現金以外の商品を保有することはできません。ファンドは、投 資運用会社の事前の書面による承諾なくして、キャッシュ・アカウントまたは証券アカウントを開設 することができません。

また、管理会社は、ファンドのために以下の投資制限に従います。

- ) 管理会社または管理会社の取締役を相手方として取引することができません。
- ) 管理会社またはファンド以外のいずれかの者に利益をもらすことを意図された取引を行いませ
- )投資会社でない単一の会社につき、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有 される、議決権が付与されている当該会社の株式の総数が、当該会社の株式を取得することによ

- り、議決権が付与されている当該会社のすべての発行済み株式の総数の50%を超える場合、当該 会社の株式を取得することができません。
- ( )未上場であるか、または、即時に換金できない投資対象について、ファンドの保有するこれらの 投資対象の総評価額がその取得直後において直近の入手可能な純資産価額の15%を超える場合、 ファンドはかかる投資対象を取得することができません。
- ( ) 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引(管理会社または 受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。)を行いません。
- ( )ファンドの勘定で空売りされる有価証券の時価総額が空売りの直後に純資産価額を超える場合、 有価証券を空売りすることができません。
- ( )下記の「借入れ」の項に記載される借入方針に従って行われる借入れ以外の借入れを行うことはできません。
- ( )単一の発行体の株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)が、純資産価額の10%を超える場合(かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算されます。)、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有することはできません。
- ( ) デリバティブのポジションからある単一のカウンターパーティーに対して生じるネット・エクスポージャー(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。)が、純資産価額の10%を超える場合(かかるデリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算されます。)、単一のカウンターパーティーに対してデリバティブのポジションを保有することはできません。(注:当該取引に担保または証拠金が差し入れられている場合には当該担保または証拠金の評価額を差し引くことができます。)
- ( )単一の法主体によって発行され、組成され、または、引き受けられる有価証券、金銭債権および 匿名組合出資持分(以下これらを「債券等エクスポージャー」といいます。)の価額がファンド の純資産価額の10%を超える場合(かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイド ラインに従って計算されます。)、( )有価証券(上記( )に記載される株式または受益証券を 除きます。)( )金銭債権(上記( )に記載されるデリバティブを除きます。)および( )匿 名組合出資持分を保有することはできません。(注:担保付の取引の場合には当該担保の評価 額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができます。)
- (x ) 単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産価額の20%を超える場合、単一の発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または、単一の発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有することはできません。
- (x ) 管理会社が定めた合理的な方法により算出した額が純資産価額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行うことはできません。

管理会社は、とりわけ、ファンドの投資対象の価格の変化、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払または受益証券の買戻しの結果として、上記取引制限に違反しても、直ちに投資対象を売却する必要はありません。しかし、管理会社は、違反が確認された後合理的な期間内に、受益者の利益を考慮しつつ、上記制限を遵守するために合理的で実施可能な手続を執ります。

#### 借入れ

総借入残高が、純資産価額の10%を超えることとなる借入れを行うことはできません。ただし、ファンドとその他のサブ・ファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併

EDINET提出書類

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券報告書 (外国投資信託受益証券)

を含みますが、これに限定されない特別な状況においては、かかる制限を一時的に超過することができます。

# 3【投資リスク】

## (1) リスク要因

受益証券への投資は、高度のリスクを伴うものであり、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資者によってのみ行われるべきです。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、ファンドの投資目的が達成される保証はありません。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資はリスクを伴います。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきです。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではありません。利益が達成される保証や、多額の損失を被らない保証はありません。

受益証券は、相当程度の損失を被るおそれのある、リスクがあり流動性を欠く証券であり、ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適しています。ファンドによる投資は債務証券に集中するため、一部のポートフォリオによる投資が不適切となることがあります。

以下のリスクについての要約に記載されたファンドならびにファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものです。ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきです。

#### ファンドの主なリスク要因

以下の記載は主なリスク要因および留意事項であり、すべてのリスク要因および留意事項を完全に網羅することは意図されておりません。リスク要因および留意事項は以下のものに限定されるわけではありません。

ファンドの受益証券一口当たり純資産価格は、(投資先指数により投資先アカウントを参照する) 参照先指数の価格を中心とする変動により、上昇または下落します。

#### 元本確保が達成されない可能性があること

投資元本は、保証されているものではなく、投資者は、一口当たり純資産価格の下落により、投資元本を失う場合があります。運用に起因する損益は、投資家に帰属します。ディスカウント債および/もしくはパフォーマンス・リンク・スワップまたはこれらの早期償還により、結果として、ファンドがその投資のほぼすべてまたはすべてを失う可能性があります。

#### 受益証券一口当たり純資産価格の主な変動要因

# 価格変動リスク

ファンドはディスカウント債への投資および投資先アカウントのパフォーマンスに連動した投資成果を反映、受け渡すスワップ取引を活用します。ディスカウント債の価格は市場金利の変動等を受けて変動する場合があります。また、投資先アカウントにおいては、株式、債券、コモディティおよび通貨等を原資産とする先物、オプションおよび先渡取引を行うため、株式、債券、コモディティおよび通貨等の価格の変動により、スワップ取引の投資収益が変動する場合があります。また、投資先アカウントは、先物、オプションおよび先渡取引等の金融派生商品に投資しますので、投資先アカウントの価格の値動きは、通常の株式市場や債券市場の値動きと異なる場合もあり、時として大きく値下がりすることがあります。この結果、純資産価格が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### 為替変動リスク

ファンドは外貨建て資産に投資していることから、外国為替相場の変動の影響を受けます。そのため、純資産価格が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの純資産価格の算定は豪ドル建てにより行われますので、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合があります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払が滞る等の債務が不履行になること等をいいます。ファンドは、ディスカウント債の発行会社、ディスカウント債発行会社が担保資産として保有するG7国債の発行者、スワップ取引の相手方等であるドイツ銀行並びにその関連会社の信用リスクを伴い、その影響を受けますので、純資産価格が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、ファンドはそのリスクを伴います。例えば、ファンドは流動性がなくなることのある市場に投資することがあるため、ポジションを清算することが不可能になるかまたはそのための費用が高くなることがあり、その結果、多額の取引費用が生ずる場合があり、純資産価格が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 流通市場の欠如

受益証券の流通市場は形成されないものと予想されます。したがって、受益者は、買戻しの方法によってのみ保有する受益証券を処分することができます。受益証券の買戻しを請求している受益者が保有する受益証券に帰属する純資産価額が、関連する買戻通知の日から関連する買戻日までの間に下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負担します。

### 買戻しに関する制限

受益者による受益証券の買戻しは、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (2)日本における買戻し手続等」の項に記載される一定の制限に従います。

## 投資目的および取引リスク

いずれの期間においても、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオがキャピタル・ゲインの増加を達成するとの保証はありません。特に、パフォーマンス・リンク・スワップのリターンの連動対象とする投資先アカウントが、一定のデリバティブ商品に投資を行うため、受益証券一口当たり純資産価格の動向は、株式市場および債券市場における動向と必ずしも相関関係があるわけではありません。投資者は、受益証券の価格が上下する可能性のあることを認識しておく必要があります。

## 運用実績の不存在

ファンドは、新規に設定されたものであり、投資者が今後のパフォーマンスを見極める際に基盤と することのできる運用実績を有していません。

## 分配金

ファンドは、受益者に対して分配を行わず、その代わりにファンドのすべての純利益および実現 キャピタル・ゲインを再投資する方針です。したがって、ファンドへの投資は、目先のリターンの獲 得を目指す投資者には適切ではありません。

### 早期買戻し

受益証券の早期買戻しが行われた場合、受益者は、募集価格を下回る額しか受け取ることができない場合があります。受益証券一口当たり純資産価格は、ファンドの存続期間中、募集価格を下回る場合があり、したがって、満期償還日前に買い戻される受益証券の買戻価格は、募集価格を下回る可能性があります。

#### 早期強制買戻し

管理会社には、満期日より前に、一定の状況下で、受益証券を強制的に買い戻す権利があります。 このような強制買戻しにより、買戻費用(適用ある場合)が発生することがあります。受益証券の純 資産価格が、ファンドの存続期間中に、募集価格を割り込む可能性があることから、満期日より前に 強制的に買い戻される受益証券の買戻価格が、募集価格を割り込むことがあります。

#### 保証がないこと

ファンドへの投資は、政府、政府関係機関もしくは下部機構または銀行保証ファンドによる保証もなされていません。ファンドの受益証券は、銀行預金または銀行債務ではなく、また、銀行により保証または裏書されるものでもなく、受益証券に投資された金額は、増加および/または減少して変動することがあります。元本の確保は保証されていません。ファンドへの投資は、元本割れとなる可能性を含め、一定の投資リスクを伴います。

#### 経済状況

経済状況(インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治上および外交上の出来事および動向、 税法ならびにその他諸々の要因等を含みます。)の変化により、ファンドのリターンが重大な悪影響 を受ける可能性があります。これらの状況はいずれも、管理会社が制御できるものではありません。 ファンド、ディスカウント債または投資先アカウントがエクスポージャーを有している市場における 不測の変動により、ファンドが損失を被る可能性があります。経済および/または政治の不安定により、資産価格が悪影響を受ける可能性があるとともに、法律上、財政上および規制上の変更を招くこともあります。

### 保管リスク

保管人との取引はリスクを伴います。ファンドが保管人に預託するすべての証券(ディスカウント債等)は、ファンドの資産として明確に特定されるため、ファンドがこれらの当事者に関する信用リスクにさらされることはない見込みです。ただし、このような分別保管の実施が常に可能であるとは限らず、また、これらの当事者が支払不能に陥った場合、証拠金として保管されているファンドの資産に対する権利の執行に関連して、実務上または時間的な問題が生じることがあります。

## 将来の規制上の変更が予測不可能であること

証券およびデリバティブの規制は急速に変化しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測不能ですが、重大な悪影響となる可能性があります。

# パフォーマンス・リンク・スワップに関連するリスク

パフォーマンス・リンク・スワップのリターンが参照先指数のパフォーマンスに連動していること パフォーマンス・リンク・スワップの支払は、参照先指数のパフォーマンスに連動し、参照先指数 の評価額は、上昇することも下降することもあります。参照先指数のパフォーマンスが低下すると、ファンドはパフォーマンス・リンク・スワップにかかる金額を失うことなりますが、このような損失 は、パフォーマンス・リンク・スワップに基づきファンドが支払う可能性がある負債を充足するため に、ファンドがスワップ・カウンターパーティーに(引き渡しまたは証券による)預託を義務付けられている現金金額に限定されます。義務付けられる金額の総額は、(a)パフォーマンス・リンク・スワップの実質的な想定元本に設定日以降に決定される料率を乗じた金額、および、(b)パフォーマンス・リンク・スワップにおいて定義される、ファンドが支払うべき期中の現金保有額の純総額の合計に相当します(該当する場合)。したがって、ファンドに対するパフォーマンス・リンク・スワップの評価額が、いずれの時点で、負の値になる可能性があるため、ファンド(したがって、受益証券の投資者)が、パフォーマンス・リンク・スワップにかかる金銭を失う場合があります。

### 信用リスク

パフォーマンス・リンク・スワップに基づいてスワップ・カウンターパーティーとしてのドイツ銀行が支払う金額には、ドイツ銀行の信用リスクを伴います。ファンドは、ドイツ銀行による不払の結果、損失を被ることになります。したがって、受益証券に投資する者は、ドイツ銀行の信用力の影響を受けます。

#### スワップ・カウンターパーティーの運用リスク

ファンドは、スワップ・カウンターパーティーとしてのドイツ銀行の運用リスクにさらされます。 このことは、スワップ・カウンターパーティーの運用が振るわなかった場合、ファンドの受益証券一 口当たり純資産価格は下がり、ファンドは投資先アカウントからの投資収益を収受することができな いことを意味します。

#### レバレッジ

パフォーマンス・リンク・スワップは、一定の場合、投資先アカウントのパフォーマンスにレバレッジをかけることがあります。これは、参照先指数に対するファンドのエクスポージャーが、参照 先指数の手法による運用の結果として、ファンドの純資産総額の100%を超過する状況を意味します。 レバレッジの利用により、投資先アカウントの損失が拡大することもあれば、利益が拡大することもあります。

#### 早期償還

パフォーマンス・リンク・スワップは、デフォルト事由または終了事由の後に、実勢価格で早期償還されることがあります。これらの事由には、不払いおよびその他の標準的な事由が含まれます。また、スワップ・カウンターパーティーには、最小値トリガー事由が発生した場合に、パフォーマンス・リンク・スワップを実勢価格で早期償還する権利があります。パフォーマンス・リンク・スワップが早期償還される場合、または、ウィントン社の任命が終了したためにパフォーマンス・リンク・スワップが早期償還されることになった場合、ファンドは、参照先指数(およびこれにより、投資先アカウント)に対するエクスポージャーを有することがなくなります。パフォーマンス・リンク・ス

ワップが、最小値トリガー事由が発生した結果、早期償還する場合、ファンドは、パフォーマンス・ リンク・スワップに基づく最大損失を負うことになります。

#### 調整および決定

パフォーマンス・リンク・スワップ計算代理人は、パフォーマンス・リンク・スワップの条件により、一定の混乱事由の場合に、パフォーマンス・リンク・スワップに関する調整および/または決定を行う権利を与えられています。このような混乱事由には、参照先指数の手法の修正または参照先指数の取消が行われても、後続の指数が存在しない場合、参照先指数の計算および発表が行われない場合もしくは参照先指数に関する参照先指数の不可抗力事由が発生する場合、スワップ・カウンターパーティーがパフォーマンス・リンク・スワップに関して自らをヘッジする能力に関して、混乱が発生または費用もしくは経費が増加する場合、アトラスもしくは投資先アカウントが破産申請手続を行う場合、アトラスがパフォーマンス・リンク・スワップとの関連において重大な訴訟もしくは仲裁手続が実行もしくは予定されている場合、アトラスの評判を悪化、毀損もしくは損なう結果を招くと、パフォーマンス・リンク・スワップ計算代理人が判断する情報を十分な根拠として、金融機関の投資家が、投資先アカウントの参加株式への投資を見送るか、または、かかる投資証券のいずれかを自らが処分する場合、アトラスの代理人の一部の任命が終了し、90営業日以内に代理人の交代が行われない場合が含まれます。

## ドイツ銀行の義務および利益相反

ファンドの投資運用会社は、ドイツ銀行グループの関連会社であり、その裁量的な権限は、ファンドの英文目論見書の「ファンドの業務提供社、投資運用会社、投資運用契約」の項において詳述される通り、制限されています。また、また、ドイツ銀行グループ(および、場合により、ドイツ銀行グループの異なる事業部門)は、参照先指数、投資先指数、アトラスおよび投資先アカウントに関連する様々な義務を履行します。このような様々な義務の結果、利益相反が生じることがあります。ドイツ銀行グループは、このような利益相反を公平に取り扱うために合理的な手段を講じる、規則上の義務を負っています。このような合理的な手段には、異なる義務に関わるドイツ銀行グループ(またはドイツ銀行グループ内の関連る事業部門)の人員の間での情報壁の維持が含まれます。しかしながら、あらゆるシステムおよび管理と同様に、かかる情報壁がすべての場合に効果を発揮するとは限らないというリスクがあります。

ドイツ銀行グループは、いかなるときも、投資先アカウントおよび投資先アカウントの参加株式に関する情報、またはアトラスに関連する情報を取得する場合があり、ファンドまたは受益証券の投資者が、これらの情報を入手出来ないことがあります。ドイツ銀行グループには、このような情報を開示する義務を負っていません。

ドイツ銀行グループは、手数料またはその他の支払を受領する権限、および自身の利益のためにあらゆる権利を行使する権限を保有しており、ここには終了、退任の権利を含み、これにより、ファンド、投資先アカウント、アトラス、投資先指数、参照先指数、パフォーマンス・リンク・スワップまたは受益証券に悪影響を及ぼす可能性があります。投資先アカウントは、たとえドイツ銀行グループ以外の法人の手数料および/またはその他の条件が、投資先アカウントにとって、ならびに結果的に投資先指数、参照先指数、スワップおよび受益証券にとって、有利となり得る場合においても、ドイツ銀行グループをブローカーおよびプライム・ブローカーとして利用し、かかる権限において、ドイツ銀行グループ以外の法人を利用しません。

ドイツ銀行グループが、投資先アカウントに対して取引業務を独占的に提供する結果、その他のブローカー、ディーラー、代理人または相手方当事者を利用する場合に比べて、手数料が増加したり、不利な条件を強いられる場合があります。

### ドイツ銀行グループの受託義務の不在

投資先アカウント、アトラスおよび指数に関連する様々な業務各々の履行において、ならびにス ワップ・カウンターパーティーとしての行為において、ドイツ銀行グループは、ファンドもしくは受

益証券の投資または他の第三者のために行為せず、これらの者に対する注意義務もしくは受託義務を 負いません。関係のあるドイツ銀行グループはそれぞれ、自らの利益を守るために必要または適切で あると考える措置を取り、かつ、対応策を講じます。

#### ヘッジ活動

ドイツ銀行またはそのいずれかの関連会社は、パフォーマンス・リンク・スワップに関する債務の ヘッジのため、投資先アカウントの受益証券および / または投資先アカウントの投資対象資産のいず れかを直接的または間接的に売買することがあり、また、パフォーマンス・リンク・スワップに関する投資先アカウントの純資産価額の算定日(同日を含みます。)までにこれを売買することにより、かかるヘッジを調整し、または手仕舞いすることがあります。スワップ・カウンターパーティーまたはそのいずれかの関連会社は、投資先アカウントを参照する他の商品に関するヘッジ取引を実行し、調整し、または手仕舞いすることもあります。かかるヘッジ活動のいずれも、投資先アカウントおよびパフォーマンス・リンク・スワップの価格に悪影響を及ぼす恐れがあります。

## ドッド・フランク法

2010年7月、ドッド・フランク法が米国で成立しました。ドッド・フランク法には、いわゆる「ボルカー・ルール」が含まれます。特に、ボルカー・ルールは、米国との特定の関係を有する銀行の活動に多数の制限を課します。ボルカー・ルールは、2015年7月21日に発効しましたが、かかる規制が、スワップ・カウンターパーティーまたはパフォーマンス・リンク・スワップに関連するドイツ銀行グループの企図された活動に対して、最終的にどのような影響を与えるかは、依然として不透明です。

#### 参照先指数に関連するリスク

#### 参照先指数の性格

参照先指数とは、投資先指数のパフォーマンスに、および投資先指数を通じて投資先アカウントに連動する「想定上の」指数です。参照先指数に対するエクスポージャーにより、ファンドが参照先指数の直接的または間接的な参照先であるいずれかの資産の所有権を与えられることはなく、かかる資産に対する権利を付与されることもありません。

参照先指数の手法は、投資先指数に対する参照先指数のエクスポージャーの水準を機動的に調整します。参照先指数は、特定の水準の「ギアリング」(実際には、リスクを負担する元本に対するエクスポージャーの水準の程度)を、ターゲットに定めます。ギアリングがある最高水準を上回る場合(投資先指数および投資先アカウントのパフォーマンスが不調な際に生じる可能性が高くなります。)、投資先指数に対する参照先指数のエクスポージャーが低下します。対照的に、ギアリングが最低水準を下回る場合(投資先指数および投資先アカウントのパフォーマンスが好調な際に生じる可能性が高くなります。)、投資先指数に対する参照先指数のエクスポージャーが上昇します。投資先指数に対する参照先指数のエクスポージャーが低下すると、投資先指数の価値の低下が、ファンドおよび結果的に受益証券の投資者に及ぼす影響が低下しますが、ファンドおよび受益証券の投資者が投資先指数の価値の上昇から利益を得る機会も同様に低下することになります。

参照先指数の手法は、形式に則ったもので、過去のパフォーマンスに依拠しています。過去のパフォーマンスは、将来のパフォーマンスを示唆するものではなく、参照先指数の手法が参照先指数の 水準を最大限に利用するとの保証はありません。

## 参照先指数および投資先指数に影響を及ぼす混乱事由

参照先指数の事務代行会社および投資先指数の事務代行会社は、参照先指数および投資先指数(の各々)に関連して、大きな裁量を有しています。例えば、参照先指数または投資先指数の双方に関して一定の不可抗力事由が発生したり、その他の状況が発生する場合です。これらの裁量の行使が、参照先指数、投資先指数ならびに結果的に、パフォーマンス・リンク・スワップ、ファンドおよび受益

証券に重大な影響を及ぼすことがあります。受益証券に投資する者は、参照先指数および投資先指数の事務代行会社によるこのような裁量の行使の影響を受ける点、ならびに、参照先指数または投資先指数の事務代行会社のいずれも、かかる裁量を行使する際に投資者の利益を考慮することを義務付けられていない点に留意すべきです。

## 投資先指数に関連するリスク

#### 投資先指数の性質

投資先指数とは、投資先指数が連動している投資先アカウントが取り決めを行う投資対象のパフォーマンスに連動する、「想定上の」指数です。投資先指数に対する(参照指数を通じた)エクスポージャーにより、ファンドが投資先指数の直接的または間接的な参照先であるいずれかの資産の所有権を与えられることはなく、かかる資産に対する権利を付与されることもありません。

このような投資対象のパフォーマンスは、投資先アカウントの証券、および結果的に投資先指数のパフォーマンスに、影響します。投資先アカウントの参加株式の評価額が上昇しない場合、投資先指数の水準が大幅に低下することがあります。これにより、スワップおよび結果的にファンドの受益証券のパフォーマンスに、悪影響が及ぶことがあります。

### 投資先アカウントの参加株式の保有を義務付けられていないこと

ドイツ銀行グループは、パフォーマンス・リンク・スワップに基づく自らの債務をヘッジするために、投資先アカウントの参加株式を直接的または間接的に保有することができますが、そうすることは義務ではありません。このような参加株式の保有により、ドイツ銀行グループが一定の権利を付与され、その場合に、ドイツ銀行グループが自身の利益を保護するために適切であると判断する措置を取り、対応策を講じることがあります。

#### 投資先指数に再構成の能力がないこと

投資先指数は、投資先アカウントのみに関連し、投資先アカウントの評価額のみに連動するものであり、複数の投資運用者により運用される複数の投資先アカウントに関連するものではなく、これらに連動するものでもありません。受益証券に投資する者は、投資先アカウントのみの評価額に連動する投資先指数の運用実績に関し、自らが決定を行うべきあり、これらの中には、集中リスクならびに単独の投資運用者およびかかる投資運用者の戦略に対する過度の依存が含まれることがあります。

### 裁量の不在

ドイツ銀行には、いかなるときも、投資先指数の資産構成を決定する裁量がありません。

## 投資先指数に影響する混乱事由

投資先指数の事務代行会社は、投資先指数に関して、例えば、一定の不可抗力事由の発生、投資先アカウントの参加株式に関する希薄化もしくは集中または同様の事由の発生その他の状況において、大きな裁量を有しています。このような裁量の行使が、投資先指数ならびに結果的に、パフォーマンス・リンク・スワップ、ファンドおよび受益証券に重大な影響を及ぼすことがあります。受益証券に投資する者は、投資先指数の事務代行会社によるこのような裁量の行使の影響を受ける点、ならびに、投資先指数の事務代行会社が、かかる裁量を行使する際に投資者の利益を考慮することを義務付けられていない点に留意すべきです。

## 指数に関連する為替リスク

投資先アカウントの口座の通貨はユーロ建てで、投資先指数は豪ドルを基準にしています。その結果、豪ドルを参照して、一部の評価額を換算するため、結果的に、為替変動の影響により、投資先指数の水準が、為替変動の影響を含まない場合に比べて、低くなることがあります。

### ウィントン社管理報酬、指数報酬およびウィントン社成功報酬

投資先指数には、ウィントン社管理報酬、指数報酬およびウィントン社成功報酬の控除が反映されます。かかる控除額の各々は、報酬を控除しない場合に比べて指数の水準が低下すること、および、これにより、受益証券の純資産価格を低下させることを意味しています。さらに、指数報酬がパフォーマンス・リンク・スワップの実質的な想定元本の実勢価格の0.40%(年率)を下回る場合、スワップ・カウンターパーティーの利益のために、パフォーマンス・リンク・スワップに基づく関連する日に関して、実際に上積金額を支払うことになります。これにより、ファンドにかかるパフォーマンス・リンク・スワップの評価額が低下します。

#### 税金

投資先アカウントのリターンは、その投資対象資産に関し支払うべき税金があればそれを差し引いたものとなります。

## ウィントン社および投資先アカウントに関するリスク

投資先アカウントへの投資は投機的であり、一定のリスクを伴います。以下のリスク要因は、投資 先アカウントへの投資に伴うすべてのリスク要因の完全なリストではありません。

## オルタナティブ資産投資リスク

投資先アカウントへの投資エクスポージャーは投機的であり、特に、有価証券、レバレッジ、空売り、デリバティブ、コモディティおよび通貨に特有のリスクを伴います。よって、このような資産に関する知識と経験を有する投資者に適しています。ウィントンは、投資先アカウントに関して幅広い投資裁量を有しています。ただし、ウィントン社により採用される投資戦略が成功するとの保証はありません。

#### ウィントン社のパフォーマンス

投資先指数は、投資先アカウントに関し、ウィントン社のパフォーマンスに連動します。ウィントン社のパフォーマンスが低迷すれば、投資先指数の評価額に悪影響を及ぼすおそれがあります。受益証券に投資する者は、ウィントン社およびその戦略に関して、自らが決定を行うべきです。

#### 主要な人員への依存

ウィントン社が投資先アカウントために収益力のある投資対象を選別する能力は、相当高い程度で、ウィントン社の日々の業務に関係する主要な個人の専門能力にかかっています。このような個人が撤退すれば、結果的に、投資先アカウントが損失を被り、さらに、投資先ファンドおよび結果的にパフォーマンス・リンク・スワップに、悪影響を及ぼすおそれがあります。また、投資先アカウントに関連するウィントン社の日々の業務に、人為的ミス、過失または業務ミスを通じた誤りが生じ、トレーディングの重大な損失発生をもたらすおそれもあります。かかる誤りが、投資先指数および結果的にスワップに、悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 戦略に関する失敗

ウィントン社が、実務上、戦略を追求し、かかる戦略が利益を生むとの保証はありません。戦略は、ある程度、市場の過去の傾向に依拠する場合があるため、かかる傾向が将来再び生じるとの保証はありません。

## ウィントン社に関連する利益相反

ウィントン社は、その他の多数の当事者のために行為し、投資先アカウントの資産以外の資産を運用します。そのため、ウィントン社は、投資先アカウントの投資対象のみならず、多数の異なる投資

対象に関する決定を行う場合があります。これにより、ウィントン社の利益相反が発生する場合があ ります。

### 投資運用契約の条件

投資先アカウントの投資運用会社としてウィントン社を任命している、投資運用契約は、(変更ま たは期間延長する場合もありますが、)およそ署名日から3年後に終了し、更新されるとの保証はあり ません。投資先アカウントがウィントン社の業務を継続的に利用できるとの保証はありません。投資 運用契約が終了する場合、投資先指数が取り消されます。

#### ドイツ銀行がウィントン社および戦略を承認するものではないこと

ドイツ銀行は、ウィントン社および投資先アカウントの戦略またはウィントン社による投資対象の 選別を、承認、認可、承諾またはそれ以外の方法で推奨していないため、いかなる者(受益証券の投 資者を含みます。)に対しても、ウィントン社が行う取引、投資対象の選別、投資先アカウントの戦 略または関連する投資対象もしくは投資先指数の運用結果に関する義務および責任を負いません。

#### 代理人の不在

ウィントン社は、投資先アカウントの投資対象の選別および戦略の決定において、ドイツ銀行の代 理人として、またはそれ以外の方法によりドイツ銀行のために、行為していないことから、ドイツ銀 行ロンドン支店は、(過失であるか否かを問わず)ウィントン社の行為または債務不履行に対する責 任を負いません。

#### 依拠の不在

いかなる者(受益証券の投資者を含みます。)も、ウィントン社の適合性またはウィントン社が関連する専門能力もしくは経験の体系を有しているか否かに関していずれかの者が実施する調査またはデュー・ディリジェンスの責任を負うことはなく、これらに依拠する権利を有するものでもありません。

### 数学的モデルの限界

戦略は、過去のデータの調査、ならびに、かかる調査をリターン、リスク、連動性および取引費用の予測するための数学的モデルの開発に適用することを、ベースにしています。これらのモデルの多くは、市場のトレンドの識別および有効利用を試みる、トレンド追随型のモデルです。数学的モデルは、実情を反映するものですが、不完全性および/または欠点があることから、調査またはモデルが不正確な推測もしくはデータに依拠しているか、これに依存している場合は特に、ここから導かれる予測が正確でない場合がある、というリスクを伴います。

推測およびデータは、初期段階から正確ではない場合があり、市場構成の推移、市場への政府介入の強化または類似の投資戦略に従い運用される資産の増加等の多数の要因により、結果的に、正確でなくなる場合があります。特に、このような要因により、将来的に発生または継続するトレンドの識別の予測が難しくなり、ウィントン社のトレンド追随型のモデルによる効果が薄れることがあります。上記の結果として、ウィントン社投資システムが良好な取引の兆しを識別できず、投資先アカウントが損失を被ることがあります。

# クラウディング / 集中

クオンツ運用の投資運用者の間では、熾烈な競争があることから、グローバルな株式市場全体やその他の市場参加者に対する連動性が低いリターンをウィントン社が収める能力は、収益を同時的に上げ、かつ他の運用者が利用するシステムとは差別化された投資システムを駆使する自らの能力にかかっています。十分に差別化された投資システムを開発する能力をウィントン社が有していない範囲において、ウィントン社が投資先アカウントの投資方針を達成できないおそれがあります。類似の投資戦略に従い運用される資産の成長により、投資先アカウントおよび他の市場参加者が、同様または類似の投資対象を同時に不利な形で売買する結果となり、流動性の低下や市場変動の増大を招く可能性があります。

# プロセスの例外

ウィントン社の投資手法は、自動化されたコンピューター・ベースの投資システムとして稼働する 数学的モデルをベースにしています。ウィントン社投資システムの立案、開発、実行、維持もしくは 運用に関する問題、ウィントン社投資システムのいずれかの部分、またはウィントン社投資システム に関連するプロセスおよび手続き(総称して「プロセスの例外」といいます。)により、投資アカウ ントの投資者が損失を被ることがあり、このような損失がかなり大きくなることがあります。プロセ スの例外により投資アカウントに対して発生する損益は、投資先アカウント、したがって投資先アカウントの投資者に対して、計上されます。

プロセスの例外には、以下を含みますが、それらに限られません。

プログラミングの誤り: ウィントン社が、数学的モデルをコンピューターのコードに転換する際に、プログラミングを誤る場合があります。また、数学的モデルが、複数の方法でコンピューター・コードにより表示されることがあるため、最終的に利用するコードの選別の結果として、最善のモデル表示が行われない場合があります。

テクノロジーの未成功: ウィントン社投資システムは、独占所有権および第三者の技術に依存していません。このような技術は、多くの問題により悪影響を受ける可能性があり、そのような問題の一部(ネットワークのインフラストラクチャー、ソフトウェアの更新、バグ、ウィルスおよび認可外のアクセスに伴う問題を含みます。)に対して、ウィントン社の支配が及ばない可能性があります。

データのインプット: ウィントンが、ウィントン社投資システムに、不正確なデータをインプットしたり、インプットするデータに誤りが発生することがあります。

プロセスの例外の検出が非常に難しい、長期間にわたり検出されないままになる、または一切検出されない場合があります。

このようなプロセスの例外の影響が、長期間にわたり蓄積され、想定外の取引が実行される、予定された取引が執行されない、取引が適切に配分されない、入手可能なデータの収集および整理が行われない/または一定のヘッジの実行もしくはリスクの低減措置が行われない場合があります。

ウィントン社は、自らが認識するプロセスの例外の重要度を評価しますが、ウィントン社が、一部が重要ではないとの結論を出し、問題視しないことを選択する場合があります。このような判断が、正確ではないと証明される場合があります。ウィントン社は、義務付けられる場合を除き、投資信託もしくは投資先アカウントの投資者に対して、またはそれ以外の者に対して、プロセスの例外を開示することを意図していません。

## 相手方当事者および保管リスク

投資先アカウントが、オプション、スワップ、デリバティブもしくは合成商品、先物契約またはその他の店頭取引に投資する場合、投資先アカウントは、取引の相手方当事者に関する信用リスクを負担するとともに、決済不履行のリスクを負担します。このようなリスクは、決済機関による保証、日々の値付けおよび決済、ならびに取次機関に適用される分別保管および最低資本要求による保証を基本的に有している、証券取引所の取引において負担するリスクと、大きく異なる場合があります。2つの相手方当事者の間で直接締結される取引は、このような保証の対象にならないため、当事者が相手方当事者の債務不履行リスクを負担することがあります。

また、投資先アカウントにより取引を決済する可能性がある、保管会社またはブローカーの取扱に伴うリスクもあります。

保管会社またはブローカーに預託される証券およびその他の資産が、投資先アカウントの資産として明確または継続的に識別できない場合があるため、投資先アカウントがかかる当事者の信用リスクにさらされることがあります。一部の法域では、投資先アカウントが、ブローカーの破産または管理手続きの場合に、かかるブローカーの無担保債権者としての取扱いしか受けられないことがあります。また、いずれかの当事者が支払不能になる場合に、その資産に対する投資先アカウントによる権利の執行に関し、実務的または時間的な問題が生じるおそれがあります。

### 投資先アカウントおよびプライム・ブローカーのスワップ・カウンターパーティー

ドイツ銀行は、店頭取引される外国為替および通貨オプション取引において、投資先アカウントの唯一の相手方当事者および債務者であり、計算代理人としての職務において、投資先アカウントおよび自身の間で支払われる金額の計算を含む、このような取引すべてに関連する決定を行います。ドイツ銀行が、店頭外国為替市場およ通貨オプション取引のために、最も有利な金利および条件を与えない場合がありますが、投資先アカウントがドイツ銀行との間で締結する、プライム・ブローカーの取り決めにより、保証を受けることがあります。

#### 空売り

投資先アカウントは、「空売り」として知られる取引を締結することができ、この場合、証券の市場価格の下落を予想して、自らが保有していない証券を売却します。空売りによる損失には、事実上、制限がありません。特に、投資先アカウントが空売りの対象とする証券の企業に関する、株式公開買付または同様の取引により、かかる証券の評価額が急激に上昇する結果、投資先アカウントが相当な損失を被ることがあります。ブローカーが、投資先アカウントに対し、不利な時点でのショート・ポジションの「カバー」を義務付ける場合もあります。また、一定の空売りの仕組みでは、ネットの空売りポジションに関する一定の情報開示を義務付けたり、一定の上場株式、ソブリン債およびソブリン債のクレジット・デフォルト・スワップ取引の空売りの「アンカバー」を禁止される場合があります。空売りを行う戦略に対する情報開示義務が及ぼす長期的な影響は、定かではありませんが、再度禁止される場合、禁止されることにより、戦略の実行が不可能になるか、利益を生まなくなる可能性があります。

証券取引所は、直近で記録される株式の売却価格が直前の取引を上回らない限り、原則として空売りを禁止する、「アップティック・ルール」が課しています。「アプティック・ルール」は、ウィントン社に対し、一定の空売りの執行を遅らせる(そして、より高い価格で空売りを実行する)ことを義務付けるため、投資先アカウントの取引コストが大幅に上昇することがあり、一定の場合、ウィントン社が投資先アカウントのために本来取得していたはずのショート・ポジションを、投資先アカウントが取得出来なくなるおそれがあります。

#### オプション取引

投資先アカウントは、投機的であり、かつリスク水準が高いオプション取引を行うことができます。投資先アカウントが、プット・オプションまたはコール・オプションを購入すると、支払ったプレミアムの全額を失う可能性があります。投資先アカウントがプット・オプションまたはコール・オプションを売買する場合、潜在的な損失は、事実上、無制限です。空売りは、オプションの発行および/または売却に関連するリスクをヘッジするために、オプションのマーケット・メーカーが利用することが多いため、空売りの禁止が、オプション市場に予想外の影響を及ぼし、オプションの売買が困難または利益を生まなくなる場合があります。

#### 先物取引

先物契約の価格は、大きく変動します。先物契約の価格変動は、需給関係の変化、天候、政府、農業、貿易、財政、金融および為替のコントロールのプログラムおよび政策、農作物病害、金利の変動、異なる国々における購入およびマーケティングのプログラム、国および国際的な政治および経済事象ならびに、投機的投資の過熱および市場マインド等の要因により、影響を受けます。さらに、政府は、随時、通貨および金属を中心とする一部の市場に、直接的または規制により、介入します。

これらの要因に対しては、ウィントン社の力が及ばないため、ウィントン者が助言を行っても、投 資先アカウントの取引が利益を生むとの保証はなく、投資先アカウントが大きな損失を被らないとの 保証もありません。

### 投機的なポジション制限により予想される影響

米商品先物取引委員会(CFTC)および米商品取引所は、一切の者が米国商品取引所で取引される先物またはオプション契約において保有または管理することができる、ネットのロングおよびネットのショートによる投機的なポジションの最大値に対し、投機建玉制限と称する制限を定めています。ウィントン社が所有または管理するすべての勘定(所有者または顧客)は、ポジション制限を算出する目的で、統合されます。ウィントン社は、投資先アカウントに帰属するポジション自体がかかるポジション制限に抵触していなくても、かかる制限を遵守するために、投資先アカウントのために保有するポジションの清算を義務付けられることがあります。ポジションの制限により、投資先アカウントが有望なポジションの清算に追い込まれ、その結果、投資先アカウントが大きな取引コストを負担せざるを得ないおそれがあります。

### ヘッジ取引

投資先アカウントは、投資目的およびヘッジ目的の双方のために、デリバティブ、オプション、金利スワップ、キャップおよびフロア、先物および先渡契約等の様々な商品を利用します。ヘッジには、取引の相手方当事者による債務不履行、流動性、およびウィントン社による特定の市場動向の評価が正確でない範囲において、ヘッジの利用によりヘッジを利用しなかった場合に比べて損失が拡大するリスクを含む、特別なリスクを伴います。一方で、一定の投資ポジションに関して、投資先アカウントが市場変動に対するヘッジを十分に行わず、その場合、投資先アカウントがかかるポジションに関して十分にヘッジを行っていた場合よりも大きな損失を、投資先アカウントが被ることがあります。さらに、投資先アカウントの組入銘柄が、(特定の証券および相手方当事者に対するものの双方に関連する)信用リスク等の、ヘッジが不可能なリスクを常に負担していることに、留意すべきです。

#### 為替リスク

商品の価格は、為替レートの変動の結果、上下することがあります。投資先アカウントがかかるリスクを避けるためにヘッジ商品を利用する範囲において、投資先アカウントは為替換算に関する費用を負担します。このようなヘッジ取引が、為替変動リスクを完全に回避するとの保証はありません。かかる取引により、追加コストが発生することがあります。したがって、このような為替リスクの運用の結果、パフォーマンスが上昇しない場合、これらのコストがマイナスの影響を及ぼし、投資先アカウントのリターンを低下させるおそれがあります。

投資先アカウントは、外国政府が外国為替管理を導入または修正するリスクも負担します。

## 短期金融商品への投資

投資先アカウントは、短期金融商品に投資することができます。これらの短期投資商品からのリターンは、投資対象への投資から得るリターンを下回ることがあります。

#### 売買回転率

投資先アカウントは、ポートフォリオの売買回転率に関する制限により、取引の執行を制限されていません。戦略の本質の結果、投資先アカウントのポートフォリオの売買回転率が高くなる場合があり、その結果、取次手数料および報酬が増加することがあります。

## リスクのトラッキング

投資先アカウントの投資対象の価格変動と、参照する資産、金利または指数との間の連動が、不完全であるか、その水準が変動する場合、投資先アカウントが、意図しているパフォーマンスおよび/またはヘッジ効果を上げられない場合があり、投資先アカウントが損失リスクにさらされるおそれがあります。

#### 取引場所への直接的な接続性

ウィントン社は、電子取引の指示を取次機関および取引所に送付するために、高度な情報技術を利用し、複数の法域の取引所の近隣地にサーバーを配置しています。このような技術により、注文を1000分の1秒単位で送付および執行することができます。コンピューターの故障、取引執行の速度、人的ミスもしくはアルゴリズムのデザインもしくは実施における欠陥を理由として、このような技術により、注文ミス、規制要求違反ならびに/または信用および資本の最低要件違反が発生する可能性が、高まる場合があります。

取引の速度により、投資先アカウントがこのようなミスまたは一連のミスから受けると予想される 影響が、ウィントン社の取引上のインフラストラクチャーのその他の部分に起因するリスクに比べ て、さらに深刻化する場合があります。

電子取引またはオーダー・ルーティング・システムを通じた取引には、システムまたはコンポーネントの不成功に関連するリスクも伴います(このような不成功が、取引所のハードウェアもしくはソフトウェアまたは関連するシステムをウィントン社に提供している者に影響を及ぼすか否かを問いません。)。システムまたはコンポーネントの不成功の場合、新規注文の入力、既存の注文の執行または入力済の注文の修正もしくは取消が、一定期間、行えなくなる可能性があります。システムまたはコンポーネントの失敗の結果、注文または注文の優先順位が失われる可能性もあります。電子取引またはオーダー・ルーティング・システムを提供する取引場所は、基本的に、その者の責任、メンバーであるブローカーおよびソフトウェアおよびコミュニケーション・システムのベンダーの責任、ならびにシステム障害および遅延のために徴収され得る金額を限定する規則を設けており、かかる規則が場所毎に異なる可能性がありため、投資先アカウントが損失の全額に対して適切な補償を受けられない場合があります。

## 一時的なディフェンシブ方針

ウィントン社は、随時、市場、経済、政治およびその他の状況への対応を試みるか、これらを想定した上で、戦略とは異なるディフェンシブな方針を、一時的に取ることができます。例えば、このような期間において、ウィントン社の資産のすべてまたは大半が、短期で、かつ高格付の固定利付債券、現金もしくは現金等価物に投資されるか、ウィントン社投資システムに適用されるリスク・パラメーターが変更される可能性があります。当該時の市場、経済、政治またはその他の状況により、投資先アカウントの投資方針を追求することが、投資先アカウントの投資者の最善の利益に見合うものではないとウィントン社が判断する場合、ウィントン社は、一時的にディフェンシブな方針を取ることがあります。ウィントン社は、投資先アカウントの損失の制限、投資先アカウントの利益の保護、または予想される買戻しのための流動性の確保のために主に設計される、このような代替戦略またはパラメータを、一時的に利用することができます。このように、一時的にディフェンシブな方針を取る場合、投資先アカウントによる投資方針の達成が、さらに難しくなるおそれがあります。

#### 投資システム以外の場所での取引

ウィントン社の投資戦略は、自動制御された、コンピューターを基盤とするシステムである、ウィントン社投資システムにより運営されています。このシステムは、ウィントン社がその業務を検証し、かつ綿密な調査を行う中で、時間とともに修正されています。システムの変更が行われるのは、特に、新たな関係性の発見、市場流動性の推移、新規データの利用可能性または既存データの再解釈の結果です。

ウィントン社の投資決定の大半は、システムのアウトプットに厳密に則して行われます。

一方、ウィントン社投資システムは、システムのインプット・パラメータに該当しない事由の発生等、異常な事態においても、投資先アカウントの利益を守るために、その他の要因に基づく投資決定を行い、かつシステムのアウトプットをオーバーライドする対応を取ることができます。ただし、最終的にシステムのシグナルが正確であると証明される場合があり、ウィントン社の対応により、投資先アカウントの損失を防ぐことができず、実際の損失の発生または増大を招くことがあります。

#### レバレッジ

ウィントン社は、戦略の一部として、レバレッジを利用します。

レバレッジの利用により、投資先アカウントの損失および利益が上昇することがあります。一方、レバレッジの利用により、投資先アカウントが負担する運営および市場リスクが、上昇することもあります。不均衡な償還残存期間に対するレバレッジにより、些細なヘッジのエラーが増えて、組入銘柄がイールドカーブの方向性の変化による影響を受け、レバレッジの対象となる投資の全額を失う場合があります。各種の商品の間のスプレッドが、非連動な変化を遂げることにより、ヘッジが、投資対象をトラックできず、その結果、予想外の大きな損失を被ることがあります。また、運用面から見ると、レバレッジされた複雑な商品のポートフォリオは、資産のパフォーマンスのためにポジションを検証しなければならないという理由に加えて、価格を決定しなければならないという理由から、運

用が難しく、ヘッジまたは資金調達の取り決めのための適切な担保の保有を徹底するために、相手方当事者との間における評価額を巡る紛争を解決しなければなりません。これらが行われないと、マージン維持要件が履行されず、投資先アカウントが、資産のポジションを建てるために必要な信用枠を外される場合があります。さらに、投資先アカウントが借換を利用できないかその他の理由の結果として、レバレッジの低減を義務付けられれば、投資先アカウントに不利な価格または条件による資産またはポジションの処分を迫られるおそれがあります。

#### 日々の値幅変動制限

先物取引所では、「日々の値幅制限」または「値幅制限」を課すことにより、一日の間の約定価格の変動が制限されています。一取引日の間で、値幅制限を上回るか下回る価格で取引を執行することはできません。特定の先物契約価格が、制限値まで上昇または低下すると、トレーダーが当該制限値でまたは当該制限値以内で取引を実行することを希望しない限り、契約のポジションを取得または清算できません。先物価格は、取引がほとんどまたは全く行われない場合、数日間連続で、値幅制限が変動することが、たまにあります。同様の事態により、ウィントン社がポジションを清算できず、当該取引のために当初設定された証拠金を上回る損失を、投資先アカウントが被ることがあります。

#### 信用供与の可能性

先の信用危機の間、銀行およびディーラーの資金調達力が、大幅に低下し、担保要件が強化されたことから、多くのヘッジファンドがポジションの清算を迫られました。この点において、投資先アカウントが投資プログラムの追求および投資目的の達成のための十分な資金を調達できるとの保証はありません。

#### 証拠金の借入れ

投資先アカウントは、証拠金の借入れにより、ポジションをカバーするための追加資金の預託または持分を保有する資産のポジションの強制清算を義務付けられるリスクを負担します。例えば、投資先アカウントのマージン勘定を担保するためにプライム・ブローカーに担保として差し入れる証券の評価額が低下すると、投資先アカウントが「マージン・コール」を受けることがあり、これに従い、投資先アカウントは、プライム・ブローカーの追加資金を預託するか、プライム・ブローカーへの追加預託資金のために資産を清算しなければならず、投資先アカウントは、評価額の低下を埋め合わせるために、担保証券の強制清算を余儀なくされることがあります。投資先アカウントの資産の評価額が、突然の急落に見舞われる場合、ウィントン社は、マージンによる負債を支払うために十分な資産を、即座に清算できない可能性があります。このような場合、プライム・ブローカーは、かかるマージンによる負債の支払に充てるために、その単独の裁量により、投資先アカウントの追加資産を清算することができます。

## デリバティブの取引

投資先アカウントは、純粋な投機ベースでデリバティブ契約を取引することができます。かかる契約の価格が、大幅に変動する可能性があります。多くのデリバティブの市場は、流動性が低下することがあります。デリバティブは、レバレッジを極端に高い水準にすることを認められています。このような取引の結果、投資先アカウントが大きな損失を被る可能性があります(一部のデリバティブにおいては、このような損失が事実上無制限となる場合があります。)。

## 店頭(OTC)デリバティブ

投資先アカウントは、通貨を伴うスワップまたは店頭デリバティブ取引を締結することができます。スワップ取引または差金決済取引は、個別に交渉される、標準化されていない、2当事者間の契約であり、異なる金利または価格により測定され、基本的に(「想定上の」)元本金額または数を参照して支払を算出するキャッシュフロー(またはときに元本金額)を交換します。

スワップ契約、差金決済取引およびその他の店頭デリバティブは、取引所で取引されず(かつ、かかる市場が規制を受けていない場合があり)、銀行やディーラーがかかる取引の主体として行為しています。その結果、投資先アカウントは、投資先アカウントの取引相手である相手方当事者側が、取引に関連する債務を履行しないか拒否するリスクを負っています。店頭デリバティブにより、投資先アカウントが追加的な流動性リスクを負担することもあります。

## モデル・リスク

ウィントン社は、多数のクオンツ運用によるファンダメンタルなモデルを利用し、このモデルには、ウィントン社が複製を試みる複合的な金融市場または商品から抽出される多数の限定された変数に基づく前提条件が含まれます。これらの前提条件のいずれか一つまたはすべてが、過去の経験に基づくか否かに関係なく、時の経過とともに、不正確であることが判明する場合があります。このようなモデルのアウトプットは、市場の実情と大きく異なることがあるため、投資先アカウントが大きな損失を被ることがあります。

## 取引の一時停止

公開取引所で取引されるすべての証券について、各取引所には、基本的に、上場している証券すべての取引を一時停止または制限する権利があります。このような一時停止により、ファンドがポジションを清算できなくなり、ファンドが損失を被る可能性があります。さらに、取引所以外の市場が、投資先アカウントがポジションを手仕舞いするための十分な流動性を有するとの保証はありません。

### ロング/ショート戦略

投資先アカウントによりまたはそのために「ロング/ショート」戦略を利用において、かかる戦略における投資先アカウントの投資対象に、リスクが伴わないと考えるべきではありません。すべてのロング/ショート戦略は、市場のセカンド・オーダー・リスクを伴うもので、その結果、大幅な損失が生じるおそれがあります。

# 新興市場

ウィントン社は、投資先アカウントのために、投資先アカウントが新興市場のエクスポージャーを保有する投資を行うことができます。新興市場の証券への投資は、先進国をベースとする発行体の証券への投資に比べて、入手出来る公開情報が限定され、市場規制が緩く、深刻なインフレ上昇の可能性が高くなるリスクを伴うことがあります。さらに、一部の新興市場への投資機会が、各地の証券に対する外国人投資の法的制限により、規制されることがあります。

新興市場は、一般的に、先進国ほど機能的ではありません。一部のケースでは、証券のための市場が現地に存在しないことがあり、取引を近隣の取引所で行う必要が生じます。新興市場の政府または証券取引所が公表する公開データの優良度および信頼性が、報告対象の実情を正確に反映していない場合があります。

投資先アカウントの証券の組入銘柄の所有権が、先進国外で保有される場合に、投資先アカウントに追加的なリスクが発生する場合があり、ここには、政治および経済情勢の悪化、ならびに海外預金の没収または国有化に付随するリスクが含まれます。さらに、投資先アカウントが、政府による規制の適用の対象となる場合があり、通貨封鎖に起因するか否かに関係なく、有価証券の支払に悪影響を及ぼしたり、発行体の国以外に所在する投資家への支払を制限することがあります。

一部の外国の証券が、外国政府により課される取次または株式譲渡税の対象となることがあり、これにより、投資費用を上昇させる影響が生じ、売却時にかかる証券の実現利益の減少または損失の上昇を招くおそれがあります。このような証券の一部の発行体(銀行およびその他の金融機関等)は、先進国の発行体の場合ほど、厳しく規制されない可能性があるため、潜在的に大きなリスクを負担する可能性があります。また、一部の新興市場の取引の決済が、先進国市場に比べて、大幅に遅れたり、決済が行われないリスクが増大することがあります。新興市場の証券の組入銘柄の保管費用は、

一般的に、先進国を拠点とする発行体の証券の組入銘柄の保管費用よりも高額です。また、一定の外国証券からの分配および利息の支払い、ならびにこれに関するキャピタルゲインが、国外で課税対象となる場合があり、その還付請求を行える場合と、行えない場合があります。

新興市場国に関しては、国有化、収用もしくは没収課税、配当、利息、キャピタルゲインもしくはその他の収益に対する源泉徴収税もしくはその他の課税、投資先アカウントの資金引き上げの制限、政局の変化、政府規制、社会不安もしくは外交的な動向(戦争を含みます。)の可能性があり、これにより、かかる国々の経済またはかかる国々の投資対象の価値が悪化するおそれがあります。

#### 本国送付の制限

外国人投資家による投資収益、資産および手取金の本国送付のために、政府の届出および/または一部の新興国の承認を義務付けられる場合があります。かかる本国送付のために義務付けられる政府の届出または承認の取得の遅延または拒否により、投資先アカウントに悪影響を受ける場合があります。

### 投資先アカウントの投資対象の流動性の欠如

投資先アカウントは、流動性がないおよび/または公開取引が行われていない商品(デリバティブを含みますが、これに限られません。)ならびにその他の資産に投資することができます。投資先アカウントが、ウィントン社が有利であると判断する価格およびタイミングで、かかる投資対象を取得または処分する能力が、損なわれ、投資先アカウントのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがあります。

#### 価格情報および評価

投資先アカウントの資産評価に関する計算の目的で、認識可能な価格情報または投資先アカウントの投資の評価額を入手できない場合、関連する計算の実施または関連する投資の評価における正確性が、悪影響を受けることがあります。

# ウィントン社成功報酬

ウィントン社は、投資先アカウントに関して、パフォーマンス連動報酬(投資先指数の価値を反映し、かつその価値を減少させます。)を受領し、その金額が高額になる場合があります。パフォーマンス連動報酬は、ウィントン社が、このような報酬がウィントン社に支払われない場合に比べて、リスクが高くかつ投機性の高い投資を行うための、インセンティブとなる場合があります。さらに、パフォーマンス報酬がウィントン社の未実現利益および実現利益の双方を含むとの前提で算出される可能性があることから、かかる報酬が、実現利益のみを前提とする場合に比べて、高額になる場合があります。

# コモディティに関連する投資

ウィントン社は、投資先アカウントのために、コモディティ先物に投資することがあります。投資家は、コモディティ市場のエクスポージャー(コモディティ先物を含みます。)により、従来型の証券への投資よりも高いボラティリティにさらされる可能性があります。コモディティの価格は、様々な要因の結果として、短期間で大幅に変動することがあります。この要因には、需給関係の推移、金利もしくは為替レートの推移、人口成長および人口動態ならびに特定の産業もしくはコモディティに影響する要因(干ばつ、洪水もしくはその他の気象状況、輸送障害もしくは輸送不足、代替商品との競合、財政、金融および為替コントロールのプログラム、病気、疫病、テロ行為、禁輸措置、関税および国際的な経済、政治、軍事、法的および規制上の動向等)が含まれます。また、その他の要因の中では、流動性の低下、投機的投資家の市場参加ならびに政府による規制および介入により、コモディティ市場が一時的に秩序を失うか、その他の混乱に見舞われ、その結果、投資先アカウントが損失を被るおそれがあります。

金利

投資先アカウントは、投資またはその他の取引に期間中に、金利変動の影響を受けることがあります。このような変動が、このような投資またはその他の取引の費用の上昇および/またはそれらから得る収益の減少を招くおそれがあります。

# ウィントン社のその他の業務

ウィントン社(ならびその関連会社およびチームのメンバー)は、その単独の裁量により、各々が、ファンドの運営を効率的に、かつ投資先アカウントの受託者としての職務に従い実施するために必要であると判断する時間を、投資先アカウントの運営のために費やします。ウィントン社およびウィントン社のチームのメンバーは、その関連会社およびその他の投資プラットフォームのためのプロジェクトにも従事する場合があるため、運営のための時間、業務または機能をかかる関連会社およびその他の投資プラットフォームとの間で配分する際に、利益相反が起こる可能性があります。

## ウィントン社の投資機会の配分

ウィントン社は、その他の投資信託または投資プラットフォームの運営または助言を行うことを意図していますが、これらが投資先アカウントの存続期間中に、投資先アカウントと類似する投資方針を有する場合があります。ウィントン社は、投資先アカウントを含む投資プラットフォームの間で、投資機会を公正かつ衡平に配分するために、各投資ベースで投資機会を公平に配分するために設計される配分の方針および手続きに従い、投資プラットフォームの間で投資機会を配分することができます。配分のプロセスにより、投資先アカウントの投資方針に合致する投資対象のすべてまたは一部が、ウィントン社が運営または助言するその他の投資プラットフォームに対して、比例按分ベースで配分される場合があります。

利益相反が生じた場合、ウィントン社は公平な解決の徹底に努めます。しかしながら、このような 利益相反が、投資先ファンドにとって有利に解決されるとの保証はなく、投資先アカウントの投資対 象が影響を受けないとの保証もありません。

#### 税金に関する留意事項

投資先アカウントがその取得時において源泉徴収税の対象となっていない有価証券に投資した場合であっても、適用法令、条約、規則もしくは規制の改正またはそれらの解釈の変更によっては、将来において課税対象にならないとの保証はありません。投資先アカウントは、かかる源泉徴収税を回収することができないため、かかる変更は、一口当たり純資産価格に悪影響を及ぼすと予想されます。投資先アカウントが売却時に源泉徴収税の対象となっている有価証券を空売りする場合、その取得価格は、買い手の源泉徴収税債務を反映します。当該有価証券が将来において源泉徴収税の対象でなくなった場合、その利益は買い手により享受され、投資先アカウントはこれを享受することができません。

投資先アカウントのリターンは、その投資対象資産に関し支払うべき税金があればそれを差し引いたものとなります。

### アトラスに関連するリスク

### 規制の制限

投資先アカウントは、アトラスの分離ポートフォリオです。アトラスは、規制をほとんど受けず、 恒久的な監督に服していません。したがって、投資先アカウント等、アトラスの分離ポートフォリオ に連動する商品の投資対象に伴うリスクは、規制を受ける事業体の証券へのエクスポージャーを有す る投資対象に比べて、大幅に上昇するおそれがあります。

#### 保証がないこと

アトラスは、他の事業体による保証を受けていません。

### 分離ポートフォリオの間での相互的損失のリスク

アトラスの一つの分離ポートフォリオに対して損失が発生する場合、分離ポートフォリオの債務がたとえ限定遡及権(リミテッド・リコース)に基づく債務であっても、関連当事者がアトラスに対して法的措置を取る可能性があり、かかる限定遡及権に関する規定が、すべての場合に有効であるとの保証はありません。したがって、分離ポートフォリオの損失が、その他の分離ポートフォリオ(投資先アカウントを含みます。)またはアトラス全体に悪影響を及ぼし、投資先指数の水準に悪影響を及ぼすおそれがあります。

#### アトラスの業務提供者に関連するリスク

ドイツ銀行グループは、アトラスに各種の業務を提供します。ドイツ銀行グループがこのような業務を提供しない場合、アトラス、一または複数の分離ポートフォリオ(投資先アカウントを含みます。)、投資先アカウントの参加株式および投資先指数のパフォーマンスが低下するおそれがあります。

#### アトラスおよび投資先アカウントの業務提供者の報酬

ウィントン社ならびにアトラスおよび投資先アカウントのその他の業務提供者は、投資先アカウントの参加株式のパフォーマンスに関係なく、かかる職務の遂行のために一定の報酬を受領します。 ウィントン社が負担する成功報酬が、高額になる場合があります。

投資先アカウントの参加株式の一口当たり資産価格は、報酬もしくは手数料を考慮しないで算出されるため、これらを充足するために、必要な口数の投資株式の買い戻しを随時行うことが予想されます。かかる報酬が参加証券への投資家に及ぼす経済的な影響を反映するために、投資先指数から、ウィントン社管理報酬およびウィントン社成功報酬を控除することがあります(さらに、インデックス報酬を控除することがあります。)。

しかしながら、投資先アカウントの投資対象から、一定の報酬および手数料を控除する場合があり、適用ある場合、プライム・ブローカーの手数料も、投資評価額に反映されます。このような場合、投資対象の評価額、および結果的に投資先アカウントの参加証券のための1口当たり資産価格が、これらを反映しない場合に比べて、低くなる可能性があります。

#### 免責条項

アトラスは、その代理店および関連当事者に対して多数の免責条項を与えているため、かかる免責条に基づく損害賠償が発生すれば、アトラスが追加費用を負担し、分離ポートフォリオ(投資先アカウントを含みます。)にその費用を配分する場合があるため、投資先指数の水準に悪影響を及ぼすおそれがあります。

## 他の商品

投資先アカウントは、複数の金融商品および指数を参照することがあるため、投資先アカウントの 資産価値および規模が、かかる金融商品および指数に影響されることがあります。これにより、投資 先アカウントのパフォーマンスが影響を受け、場合によってはパフォーマンスが低下することがあり ます。

# 株式ポジションの停止

アトラスは、一定の状況下において、投資先アカウントの投資株式の取扱いを停止する場合があります。この場合、投資先指数が取り消されます。

#### 訴訟および紛争

独立した法主体としてのアトラス、ウィントン社およびアトラスのその他の代理人が、その他の法 主体との間で、訴訟もしくは仲裁手続きまたは紛争を起こすことがあります。このような事由が、ア

EDINET提出書類

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

トラス、ウィントン社およびアトラスのその他の代理人による職務の遂行能力に悪影響を及ぼすおそれがあり、投資先指数、ならびに結果的にファンドおよびファンドの受益証券に、悪影響を及ぼすおそれがあります。

#### 将来的な規制変更

法律または規制上の変更が、アトラスに悪影響を及ぼすおそれがあります。アトラス等の投資ビークル、およびアトラスが取り決めを行う可能性がある種類のデリバティブ取引に関する規制は、変更される可能性があります。また、政府機関および規制機関の多くは、市場の緊急事態において、臨時措置を取ることを認められています。将来的な法律または規制上の変更がアトラスに及ぼす影響を予測することはできませんが、重大な影響や悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 税金のリスク

ケイマン諸島およびアトラスが事業を行うその他の法域におけるアトラスの税制上の地位(かかる 法域における課税上の規制および取扱いの変更を含みます。)が、投資先アカウントおよび投資先ア カウントの参加株式の評価額に、悪影響を及ぼすことがあります。

#### ディスカウント債に関するリスク

## 担保およびアセット・スワップ契約のエクスポージャー

ファンドは、保証対象資産(担保債券およびアセット・スワップ契約を含みます。)の市場価格の変動による影響を受けることがあります。担保債券の担保債務者による支払が履行されない場合、発行体は、ディスカウント債に基づく債務を返済するための他の資産を保有していないため、当該時の市場価格で担保債券を売却せざるを得ないことがあります。担保債券の市場価格は、とりわけ、金融市場の流動性およびボラティリティ、全般的な経済情勢、国内および国際的な政局、特定の産業における進展もしくは傾向、ならびに担保債務者各々の財政状態に伴い、基本的に、変動します。

担保債券のデフォルト事由、支払のデフォルトおよび/もしくは早期償還事由が発生するか、または、担保債券が返済されるべきこととなるか、支払義務の到来を宣言され、債券満期日より前に支払われることになった場合、ディスカウント債発行会社が、担保債券をすべて買い戻すことを義務付けられる場合があります。このような状況では、元本確保が適用されません。ディスカウント債の保有者に支払われる早期償還代金が、投資元本を下回る可能性があり、ゼロになることもあります。

ディスカウント債に関するディスカウント債発行会社の支払能力も、ディスカウント債発行会社が保有する担保債券に関係なく、アセット・スワップ契約に基づくスワップ・カウンターパーティーのパフォーマンスに依拠し、その結果、スワップ・カウンターパーティーの信用力に依拠します。スワップ・カウンターパーティーの支払不能またはアセット・スワップ契約に基づくスワップ・カウンターパーティーの不履行が、ディスカウント債に関するディスカウント債発行会社の支払能力に悪影響を及ぼすおそれがあります。アセット・スワップ契約によりディスカウント債発行会社に担保として提供されるディスカウント債発行会社信用補完資産が、スワップ・カウンターパーティーに対するディスカウント債発行会社のエクスポージャーを完全にカバーしない可能性があります。スワップ・カウンターパーティーの不履行の場合、ディスカウント債発行会社が、結果として、アセット・スワップ契約に基づいて自身が負担すべき金額を受領しない場合があり、これにより、ディスカウント債系行会社の支払能力が悪影響を受けるおそれがあります。

## ディスカウント債の早期償還

上記に記載される状況に加え、その他の理由により、ディスカウント債はディスカウント債満期日より前に償還される可能性があります。この理由には、債務不履行事由、アセット・スワップ契約の終了、担保資産債務不履行、担保資産債務者事由、課税事由および規制事由が含まれます。早期償還事由の詳細については、前記「2 投資方針、(1)投資方針」の「ファンドの性格、ディスカウント債、早期償還」をご参照ください。

ディスカウント債の早期償還において、ディスカウント債に関連して支払われる早期償還金額は、 担保債権およびディスカウント債発行会社信用補完資産の市場価格に加え、アセット・スワップ契約 の清算費用(正負のいずれかの値)、ならびに弁済順位の条件に従いディスカウント債保有者よりも

弁済順位が高いと定められている当事者に支払われる費用および経費をベースにします。かかる早期 償還金額が、ディスカウント債の最終金額を大幅に下回るか、ゼロになることもあります。

### 評価および流通市場

ディスカウント債満期日前のいかなる時点のディスカウント債の価値も、ディスカウント債の() 当初投資額および( ) ディスカウント債の残存元本額を著しく下回ることがあります。現在、ディス カウント債の流通市場はありません。ディスカウント債の流通市場が広がる可能性は、ほとんどあり ません。ディスカウント債の流通市場が、万が一、広がったとしても、ディスカウント債の保有者の 投資の流動性が上昇するとの保証はなく、流通市場がディスカウント債の存続期間中に常に存在して いるとの保証もありません。流動性が、ディスカウント債の市場価格に深刻な悪影響を及ぼす可能性 があり、ディスカウント債の市場価格は、時間の経過に伴い大幅に変動する可能性があり、一定の状 況下において、額面金額を大幅に下回る(場合によっては、ゼロになる)ことがあります。

#### 信用リスク

ディスカウント債満期日における最終償還額を含むディスカウント債の償還金額の支払は、担保債 券の発行体の信用リスクを伴います。担保債券の発行体が債務の支払を行えなくなる場合、ディスカ ウント債の価値がその発行済の元本額を下回ることがあります。担保債券は、重大な経済的および政 治的リスクを伴う可能性があります。特定のソブリン証券の保有者は、当該債務のリストラクチャリ ングおよびリスケジュールへの参加ならびにその発行体に対する追加貸付の供与を要請される場合が あります。ソブリン証券の保有者の利益は、債務のリストラクチャリングの取決めの過程において悪 影響を受けることがあります。担保債権の発行体は、その対外債務の返済において、深刻な困難に直 面する可能性があります。これらの困難により、特に、発行体が、債務の利息および元本の支払のリ スケジュールおよび特定の負債のリストラクチャリングを余儀なくされることがあります。債務のリ スケジュールおよびリストラクチャリングの取決めには、新たなもしくは修正された借入契約を交渉 することにより、または、未払の元本および利息を「ブレイディ債」もしくは類似する証券に転換 し、利息の支払の資金調達のための新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払の減額およびリ スケジュールを行うことが含まれる場合があります。かかる債務への投資はまた、関連する発行体の 格下げに関する重大なリスクを伴うことがあります。

## 責任財産の制限(リミテッド・リコース)

ディスカウント債の保有者がディスカウント債発行会社の資産に参加するための権利は、ディスカ ウント債に帰属する資産に限定されます。保証対象資産に関してディスカウント債発行会社が受領す る金額が、ディスカウント債に関して支払期限が到来する金額全額に満たない場合、ディスカウント 債に関するディスカウント債発行会社の債務は、かかる金額に限定されます。保証対象資産の換金代 金の適用後、ディスカウント債およびアセット・スワップ契約に基づくスワップ・カウンターパー ティーの賠償請求権は、消滅するものとし、ファンドおよびスワップ・カウンターパーティーが、か かる不足分を取り戻すために、追加措置を講じることはできない可能性があります。

#### 保管リスク

ディスカウント債発行会社は、日本のドイツ証券株式会社を保管会社に任命し、保管会社は、保管 資産を自らの資産から分別および分別可能な状態で維持することに合意しています。しかしながら、 この分別保管の実施が常に可能であるとは限らず、保管会社の破産状態において、保管条項の下で行 使される一定の権利に関して、実務的または時間的な問題が生じる場合があります。

## 規制リスク

2008年以降のグローバルな金融危機により、金融活動の規制が強化されました。アメリカ合衆国、 欧州連合およびその他の法域では、各種の規制改革が行われ、今もなお、これらの規制改革が行われ ています。このような規制の変更およびその実施方法が、金融市場の運営に重大な影響を及ぼす可能

性があります。多くのケースでは、このような規制改革が、ディスカウント債発行会社、ディスカウント債のような商品の取扱い、またはスワップ・カウンターパーティー、アレンジャーおよびディスカウント債受託会社等(これらに限られません。)、ディスカウント債に関する職務があるその他の当事者の活動にどのような影響を及ぼすかは、不透明です。ディスカウント債発行会社が、規制上の事由の発生により、ディスカウント債を早期償還する裁量を有していることに、投資者は留意しなければなりません。また、スワップ・カウンターパーティーには、同様の事由の発生により、スワップ契約を終了する権利があります。終了される場合、ディスカウント債が早期償還され、その金額が残存元本金額を下回るか、ゼロになることもあります。

#### ドイツ銀行の義務および利益相反

ドイツ銀行は、アセット・スワップ契約に基づくスワップ・カウンターパーティー、ディーラー、およびディスカウント債に関する計算代理人として行為します。ドイツ銀行は、商業上合理的な方法でその義務を履行しますが、かかる義務と自身の利益の相反に直面することがあります。

## 代理または信託ではないこと

ドイツ銀行ロンドン支店は、アセット・スワップ契約におけるスワップ・カウンターパーティーとしての職務において、ディスカウント債の保有者との関係で、債務を引き受けるものではなく、代理人もしくは受託者としての立場に立つものでもなく、また、善管注意義務を負うものでもありません。

# 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)

ディスカウント債に関する支払が経由される、ディスカウント債発行会社およびその他の米国以外の金融機関は、米国の外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)、2013年1月28日に発効した米国の関連規制またはFATCAに対する政府間の取り決めを行うための同様の法律に従い、2017年1月1日および当該日以後に行われる支払のすべてまたは一部に対し、30%の米国の源泉徴収税を義務付けられています。ただし、FATCAの適用除外規定が適用される場合を除きます。

FATCAの適用除外規定に基づくFATCAの免除規定は、(1)(a)「外国パススルー支払」と いう用語を定義する最終的な米国の財務省の規則が米連邦の官報に掲載される日から6か月後の日 と、(b) 2014年1月1日のうち、いずれか遅い日に発効(または重大な点が修正)される米国の連邦 税の課税目的上、債務として取り扱われる一切のディスカウント債、および、(2)米国の連邦税の課 税目的上、株式として取り扱われる一切のディスカウント債(発行日を問いません。)に対しては、 適用されません。ディスカウント債に関する一部の支払は、ディスカウント債発行会社がFATCA に基づく外国金融機関(FFI)であると見なされ、かつ、米国およびディカウント債発行会社の設 立国との間の政府間協定により強制的に「パートナー国の金融機関」となるか、またはその他の方法 で米国歳入庁(「IRS」)との間でFFI契約を締結するかのいずれかの場合、FATCAに従う 源泉徴収税の対象になります。このような状況において、ディスカウント債の保有者が一定の情報を 提供しないか、または、ディスカウント債の保有者が非参加FFIである場合、かかる支払は(最も 早くて)2017年1月1日から、源泉徴収税の対象となる可能性があります。非参加FFIに関する源 泉徴収義務は、当該FFIが自身の勘定のためにまたは第三者の代わりに支払を受けるか否かに関係 なく、適用される可能性があります。FATCAを理由にこのような源泉徴収が適用されても、保有 者に控除額を補償するために追加金額が支払われることはありません。さらに、ディスカウント債発 行会社が、FATCAに基づくFFIであると見なされ、FATCAに基づき発生する義務を履行せ ず、かつ、適用ある政府間協定の条件に基づく他の免除規定の対象にならない場合、ディスカウント 債発行会社は、非参加FFIであると見なされることになり、2014年1月1日以降の特定の日から、 米国の資金源および参加FFIから受領する支払のすべてまたは一部に対して、30%の源泉徴収税を 課税されます。その結果、ディスカウント債発行会社の一定の資産に関してディスカウント債発行会 社宛に行われる支払が、米国の源泉徴収税の対象になる場合があります。このような源泉徴収税の結

果、ディスカウント債発行会社が、ディスカウント債および / またはスワップ契約に関する支払義務が発生しなかったはずの支払の資金不足に見舞われる可能性があります。

FATCAの規定は、特に複雑であり、ディスカウント債発行会社に対して適用されるかどうかは 現時点で不明です。本項に含まれる記載は、課税に関する助言を目的とするものではなく、投資決 定、課税に関する決定およびその他を実行する目的のために、本項の記載内容を根拠とする権利をい ずれかの者に対して与えるものでもありません。

上記のリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクをすべて列挙することを目的としていません。投資を予定している者は、ファンドへの投資を行うか否かを決定する前に、英文目論見書全体を熟読すべきです。

#### ケイマン諸島 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印しました(以下「USIGA」といいます。)。また、ケイマン諸島は、80カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 共通報告基準(以下「CRS」といい、USIGAとあわせて「AEOI」といいます。)を実施するための多国間協定に調印しました。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されました(以下「AEOI規則」と総称します。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」といいます。)は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負います。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義されます。)」となることを認める免除に依拠することができることがあり、この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用されます。ファンドおよび各サブ・ファンドは、非報告機関の免除に依存することを企図していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図しています。

AEOI規則により、ファンドおよび各サブ・ファンドは、特に、( )(US IGAに該当する場合のみ)グローバル仲介人識別番号(以下「GIIN」といいます。)を取得するために米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)に登録すること、( )ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、( )CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、( )「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および( )かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられています。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(例えば、米国報告対象口座の場合はIRS)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信します。

ファンドに対して課される可能性のある源泉徴収税の詳細については、米国税に関する開示も参照してください。

トラストおよび/もしくはファンドへの投資および/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、トラストおよび/またはファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、トラストおよび/またはファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとします。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しを含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保します。

投資者は、かかる対応措置または救済措置によって影響を受けた場合であっても、US IGAまたはCRS、AEOI規則もしくはいずれの関連法規に準拠することを目的として、受託会社により、

または受託会社のために講じられた対応措置または要求された救済措置の結果として生じた損害また は責任に関しては、受託会社(またはその代理人)に対し、いかなる請求をも行うことはできませ  $h_{\circ}$ 

## (2) リスクに対する管理体制

副管理会社は、ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを検知し、理解し、 管理するために合理的な努力をすることを目的としています。副管理会社のリスク・マネジメント機 能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また 容易にするという役割を担っています。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、ファンドがさら されているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能 性の評価を連係させます。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的に独立しており、更 に、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実 にするため、経営上の責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込期間終了後、受益証券の申込みは行われません。

日本国内における申込手数料

申込期間終了後、受益証券の申込みは行われません。

### (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

下記期間中の買戻日における買戻し (両端の日を含みます。)	当該買戻しのための請求期間 (両端の日を含みます。)	買戻し手数料
設定日から	2016年 3 月29日から	受益証券一口当たり
2018年 4 月の第 1 買戻日の間	2018年 3 月28日の間	募集価格の3%
2018年 4 月の第 1 買戻日の翌日から	2018年 3 月29日から	受益証券一口当たり
2020年 4 月の第 1 買戻日の間	2020年 4 月 3 日の間	募集価格の2%
2020年 4 月の第 1 買戻日の翌日から	2020年 4 月 4 日から	受益証券一口当たり
2021年 4 月の第 1 買戻日の間	2021年 3 月31日の間	募集価格の1%
2021年4月の第1買戻日の翌日以降	2021年4月1日以降	なし

### 日本国内における買戻し手数料

下記期間中の買戻日における買戻し (両端の日を含みます。)	当該買戻しのための請求期間 (両端の日を含みます。)	買戻し手数料
設定日から 2018年4月の第1買戻日の間	2016年 3 月29日から 2018年 3 月28日の間	受益証券一口当たり 募集価格の3%
2018年4月の第1買戻日の翌日から2020年4月の第1買戻日の間	2018年 3 月29日から 2020年 4 月 3 日の間	受益証券一口当たり 募集価格の2%
2020年 4 月の第 1 買戻日の翌日から 2021年 4 月の第 1 買戻日の間	2020年 4 月 4 日から 2021年 3 月31日の間	受益証券一口当たり 募集価格の1%
2021年4月の第1買戻日の翌日以降	2021年4月1日以降	なし

# (3)【管理報酬等】

ファンドの管理報酬等は、報酬対象額 の年率1.01%を上限とします(ただし、受託報酬の最低報酬額として年間5,000米ドルがかかります。)。

( 募集価格に発行済受益証券の残存口数を乗じた額を意味します。)

管理報酬(副管理報酬を含みます。)、保管報酬、管理事務代行報酬

管理会社・保管会社・管理事務代行会社は、報酬対象額の年率0.18%の報酬を受領する権利を有します(ただし、投資先アカウントへの実質的な投資相当額がゼロになった場合、管理報酬は報酬対象額の年率0.09%となります。)。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされます。また、保管会社は、ファンドの資産の中から、取引手数料および立替費用の支払を受ける権利を有します。

管理報酬は、ファンドの資産の運用管理、受益証券の発行・買戻しの業務の対価として支払われます(管理報酬には、副管理会社の報酬も含まれます。)。

保管報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として支払われます。

管理事務代行報酬は、ファンドの資産の管理事務代行業務の対価として支払われます。

投資運用報酬

投資運用会社は、報酬対象額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされます。

投資運用報酬は、ファンドの投資運用業務の対価として支払われます。

#### 投資顧問報酬

投資顧問会社は、報酬対象額の年率0.20%の報酬を受領する権利を有します(ただし、投資先アカウントへの実質的な投資相当額がゼロになった場合、管理報酬は報酬対象額の年率0.10%となります。)。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされます。

投資顧問報酬は、ファンドの投資顧問業務の対価として支払われます。

#### 受託報酬

受託会社は、報酬対象額の年率0.03%の報酬を受領する権利を有します(ただし、投資先アカウントへの実質的な投資相当額がゼロになった場合、管理報酬は報酬対象額の年率0.015%となります。なお、受託報酬の最低報酬額として年間5,000米ドルがかかります。)。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされます。

受託報酬は、ファンドの受託業務の対価として支払われます。

### 販売報酬

日本における販売会社は、報酬対象額の年率0.45%の報酬を受領する権利を有します(ただし、 投資先アカウントへの実質的な投資相当額がゼロになった場合、管理報酬は報酬対象額の年率 0.225%となります。)。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされます。

販売会社報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として支払われます。

#### 代行協会員報酬

代行協会員は、報酬対象額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有します(ただし、投資先アカウントへの実質的な投資相当額がゼロになった場合、管理報酬は報酬対象額の年率0.025%となります。)。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされます。

代行協会員報酬は、ファンドの受益証券の純資産価格の公表を行い、また、目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務の対価として支払われます。

# (4)【その他の手数料等】

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデューディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資関連費用は、受託会社によってファンドの資産から支払われます。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)、投資報酬ならびに仲介報酬を含むトラストまたはファンドの直接的な運営費用も、ファンドの資産から支払われます。ただし、ファンドのみに割り当てることができない費用については、受託会社がその裁量により公平と考える基準に基づき、トラストの複数のサブ・ファンド間で比例按分されます。

以上に類似し、管理会社がファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理事務費用(ファンドの受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含みます。)がファンドの資産から支払われます。

## パフォーマンス・リンク・スワップに関する費用

## 投資先アカウントにかかる投資運用報酬

前記「2 投資方針、(1)投資方針」の「パフォーマンス・リンク・スワップ・投資先指数・投資先指数に適用される報酬」において規定した通り、投資先指数の下で、投資先アカウントへの実質的な投資相当額に対して年率0.85%の投資先アカウントにかかる投資運用報酬がかかります。ただし、投資先アカウントへの実質的な投資相当額がゼロとなった場合、投資先アカウントにかかる投資運用報酬は年率0.00%となります。

## 投資先アカウントにかかる成功報酬

前記「2 投資方針、(1)投資方針」の「パフォーマンス・リンク・スワップ-投資先指数-投資先指数に適用される報酬」において規定した通り、投資先アカウントの運用パフォーマンスのハイ・ウォーター・マーク超過分に対して16%の投資先アカウントにかかる成功報酬がかかります。ただし、投資先アカウントへの実質的な投資相当額がゼロとなった場合、投資先アカウントにかかる成功報酬は年率0.00%となります。

## インデックス・フィー(投資先アカウントの管理費用)

前記「2 投資方針、(1)投資方針」の「パフォーマンス・リンク・スワップ・投資先指数・投資先指数に適用される費用」において規定した通り、投資先アカウントの実質的な投資相当額に対して年率0.80%(ただし、投資先アカウントへの実質的な投資相当額がゼロにならない限りは、下限として報酬対象額に対して年率0.40%)のインデックス・フィー(投資先アカウントの管理費用)がかかります。ただし、投資先アカウントへの実質的な投資相当額がゼロとなった場合、インデックス・フィー(投資先アカウントの管理費用)は年率0.00%となります。

その他、パフォーマンス・リンク・スワップに関連して、投資先アカウントでの取引執行やパフォーマンス・リンク・スワップの維持等のためにその他費用等もかかります。

## ディスカウント債に関する費用

設定後5年間、ドイツ銀行は、ディスカウント債の券面当たり想定元本に対して年率0.60%の販売ファシリテーション・フィーを受領するものとします。この報酬は、ドイツ銀行が管理会社に対して募集期間においてファンドに払い込まれた申込代金の総額の3%の手数料を支払うために用いられます。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされます。

その他、ディスカウント債に関連して、担保資産の保全・管理費等のその他費用等がかかります。

ディスカウント債が、(早期償還事由を含め)いかなる理由であれ、その条項に従い5年間が経過する前に償還された場合、ファンドのための支払いとして、ディスカウント債に関する買戻処理費用がディスカウント債の償還金額から控除されます。控除される金額は、経過年数に応じた費用により異なります。当該経過年数に応じた費用は、受益証券に関して適用される買戻手数料に適用される料率と等しくなります。ドイツ銀行がファンドからディスカウント債を買い戻した場合(例えば、ファンドがディスカウント債を現金化することを希望した場合)に買戻処理費用は、ドイツ銀行によるディスカウント債買戻金額からドイツ銀行が控除します。いずれの場合においても、ディスカウント債に関する買戻処理費用は、ドイツ銀行が受け取ります。

## 設立費用、償還費用および継続的に生じる費用

ファンドの設立費用は約250,000米ドルと見積もられています。ファンドの設立費用および償還費用はファンドにより負担されます。ファンドの設立費用は直ちに計上されます。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの 運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

## (A)日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債 投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。)または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益 (譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、 と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所も しくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されること は一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすること もできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了 させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損 益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益 通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、 と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所も しくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されること は一切ありません。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

## (B) ケイマン諸島

ケイマン諸島政府は、既存の法規に基づき、トラスト、ファンドおよび受益者に関して所得税、法 人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。ケイマン諸 島は、トラストに対してまたはトラストによるあらゆる支払に適用される二重課税条約をいずれの国 とも締結していません。本書の日付現在、ケイマン諸島において為替管理は行われていません。

トラストは、ケイマン諸島の総督から、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しています。ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。

## 5【運用状況】

ファンドは、2016年3月29日から運用を開始しました。

## (1)【投資状況】(資産別および地域別の投資状況)

## (2018年12月末日現在)

資産の種類 国名		時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
社債	ケイマン諸島	114,890,474.00	85.93
トータル・リターン・ スワップ		- 1,433,511.32	- 1.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		20,239,401.23	15.14
		133,696,363.91 (約10,452百万円)	100.00

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率です。以下同じです。

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2018年12月末日現在)

	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額(豪ドル)	取得価格 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	投資比率 (%)
1	EARLS EIGHT LTD	ケイマン 諸島	社債	0.57	2025年 4月1日	137,990,000	117,981,450	114,890,474	85.93

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません(2018年12月末日現在)。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません(2018年12月末日現在)。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記会計年度末および2018年12月末日前一年間における各月最終評価日の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資產	<b>產価額</b>	一口当たり純資産価格		
	豪ドル	百万円	豪ドル	円	
第 1 会計年度末 (2017年 8 月末日)	180,724,719.60	14,129	0.9212	72	
第 2 会計年度末 (2018年 8 月末日)	142,725,767.64	11,158	0.9767	76	
2018年 1 月16日	165,993,677.69	12,977	0.9769	76	
2 月20日	154,437,373.11	12,074	0.9369	73	
3月20日	153,429,860.96	11,995	0.9427	74	
4月17日	152,042,698.13	11,887	0.9440	74	
5 月15日	150,578,418.08	11,772	0.9609	75	
6月19日	148,268,513.60	11,592	0.9572	75	
7月17日	147,259,143.67	11,513	0.9669	76	
8月21日	144,123,574.25	11,268	0.9741	76	
9月18日	141,031,347.73	11,026	0.9679	76	
10月16日	135,600,439.18	10,601	0.9475	74	
11月20日	135,104,409.17	10,562	0.9590	75	
12月18日	133,696,363.91	10,452	0.9688	76	

## 【分配の推移】

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

会計年度	収益率(注)	
第 1 会計年度 (2016年 3 月29日 ~ 2017年 8 月31日)	- 7.88%	
第 2 会計年度 (2017年 9 月 1 日 ~ 2018年 8 月31日)	6.02%	

(注) 収益率(%) = 100 x (a - b) / b

a = 会計年度末の一口当たり純資産価格

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格

(第1会計年度の場合、一口当たり当初発行価格(1豪ドル))

## (4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度 (2016年 3 月29日 ~ 2017年 8 月31日)	297,530,000 (297,530,000)	101,350,000 (101,350,000)	196,180,000 (196,180,000)
第 2 会計年度 (2017年 9 月 1 日 ~ 2018年 8 月31日)	0 (0)	50,060,000 (50,060,000)	146,120,000 (146,120,000)

<sup>(</sup>注1)( )の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

<sup>(</sup>注2)第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数が含まれます。

## 第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

## 2【買戻し手続等】

## (1) 海外における買戻し手続等

## 受益証券の買戻し

受益証券は、最終買戻日まで(同日を含みます。)の各買戻日において、受益者の選択により、買戻 請求を行うことができます(ただし、買戻手数料に関する規定が適用されます。)。買戻日において受 益証券の買戻請求が処理されるためには、当該買戻日の2営業日前の締切時間までに管理事務代行会社 により買戻通知が受領されなければなりません。締切時間を過ぎて受領された買戻通知は、翌買戻日に 受領されたものとみなされます。

受益証券の買戻価格は、当該買戻日における受益証券一口当たり純資産価格です。買戻日の受益証券 一口当たり純資産価格は、当該買戻日の2営業日後に公表されます。

受益者は、管理会社が別途同意しない限り、提出した買戻通知を撤回することはできません。

ファックスにより送付した場合、買戻通知の原本がその後に郵送されなければなりません。受益者は、買戻通知をファックスで送付することを選択した場合、当該通知の不受領に関するリスクを自らが負うことに留意しなければなりません。受託会社、管理会社、管理事務代行会社ならびに適式に選任されたそれぞれの代理人および受託者のいずれも、ファックスにより送付された買戻通知の不受領もしくは判読不能により生じる損失または正式に授権された者により送付されたものと善意誠実に判断されたファックスに基づいて行われた行為に起因する損失について一切責任を負いません。ファックスによる指示が受諾された場合、受益者は、受託会社、管理会社、管理事務代行会社およびそれぞれの受任者に対し、かかる指示に依拠した結果、直接もしくは間接に発生するあらゆる性質の損失、費用、法的手続、訴訟、請求またはその他の債務に関して補償を行うことが要求されます。受託会社、管理会社、管理事務代行会社およびそれぞれの受託者は、正式に授権された者により送付されたと善意誠実に判断されるかかる指示の結果行われた行為に確定的に依拠することができ、またかかる行為に関していかなる責任も負いません。

適用ある法域におけるマネー・ロンダリングの防止を目的とする規則を遵守するため、管理事務代行会社、受託会社または管理会社は、買戻通知の処理に必要であると判断する情報を請求する権利を留保します。受託会社、管理会社および/または管理事務代行会社は、買戻しのために受益証券を提出する受益者が管理事務代行会社、受託会社および/または管理会社から求められた情報の提供を遅延するかまたはかかる情報を提供しなかった場合、または管理事務代行会社、受託会社または管理会社によりいずれかの法域のマネー・ロンダリング規制の遵守を確保するため拒絶することが必要である場合、買戻通知の処理を拒絶し、または買戻代金の支払を遅延させることができます。受託会社、管理会社、管理事務代行会社および適式に選任されたそれぞれの代理人および受任者のいずれも、買戻通知の処理を拒絶し、または買戻代金の支払が遅延した結果として生じる損失について、当該受益者に対して責任を負わないものとします。

管理会社が別途承諾しない限り、受益者は買戻通知を撤回することができません。管理事務代行会社は、第三者により課される手数料または源泉税(もしあれば)を、受益者に対して支払う買戻代金から 控除する場合があります。

### ファンド償還時における買戻し

ファンドの償還日におけるすべての発行済受益証券は、当該償還日付の受益証券一口当たり純資産価格で受託会社により強制的に買い戻されます。

#### 買戻制限

- (a) 受益者が買戻日において買戻しに供することができる受益証券の口数は、10,000口以上とし、これを上回る場合には10,000口(または管理会社が決定するその他の口数)の整数倍とします。
- (b) 個人が保有する受益証券の一部買戻しの結果、当該受益者が保有する受益証券口数が10,000口(または管理会社が決定するその他の口数)を下回る場合、かかる一部買戻しに係る買戻通知は拒絶されるか、または保有受益証券のすべてが買い戻されることがあります。
- (c) 管理会社および管理事務代行会社が買戻通知を受領した場合、管理会社は、投資運用会社、スワップ・カウンターパーティーおよびディスカウント債発行会社に対してディスカウント債およびパフォーマンス・リンク・スワップに関する通知書を提出します。

## 買戾価格

受益証券一口当たり買戻価格は、買戻日(または管理会社が受託会社および投資運用会社と同意の上決定するその他の日)における受益証券一口当たり純資産価格とします。以下に従ってファンドの勘定で計算される買戻し手数料が買い戻される受益証券の買戻代金から控除されます。

下記期間中の買戻日における買戻し (両端の日を含みます。)	当該買戻しのための請求期間 (両端の日を含みます。)	買戻し手数料
設定日から	2016年 3 月29日から	受益証券一口当たり
2018年4月の第1買戻日の間	2018年 3 月28日の間	募集価格の3%
2018年4月の第1買戻日の翌日から	2018年 3 月29日から	受益証券一口当たり
2020年4月の第1買戻日の間	2020年 4 月 3 日の間	募集価格の2%
2020年 4 月の第 1 買戻日の翌日から	2020年4月4日から	受益証券一口当たり
2021年 4 月の第 1 買戻日の間	2021年3月31日の間	募集価格の1%
2021年4月の第1買戻日の翌日以降	2021年4月1日以降	なし

受託会社は、自らの意思または管理会社の指示により、受益者に対する買戻代金の全部または一部の支払を差し控えることができ、また、受益者の受託会社または管理会社に対する未払債務と相殺することができます。また、受託会社は、自らの意思または管理会社の指示により、ファンドに係る税金および費用その他の租税、手数料、あらゆる種類の査定金として支払わなければならない金額を買戻代金(またはその他受益証券に関して支払われる金額)から控除することができます。

## 決済

買戻代金は、通常、関連する買戻日の5営業日目(または関連する市場における銀行が決済のための営業を行ってない場合にはその後可能な限り速やかに)に支払われます。受益証券の買戻しを請求した個々の受益者に対して支払われる買戻代金は、セント単位に切り捨てされます。切り捨てにより生じた端数による利益が生じた場合、ファンドに帰属します。

### 買戻の繰越し

受益者の利益を保護する目的で、管理会社は、買戻日に買い戻すことができる受益証券の総口数を、管理会社がその裁量において決定する当該買戻日における発行済受益証券の総口数の10%に制限することができます。買い戻すことができる受益証券の口数を制限するか否かを決定する際に、管理会社は、様々な検討事項(当該時の純資産価額およびファンドの投資対象に関する市場流動性を含みますが、これらに限定されません。)を考慮することがあります。当該買戻日に受益証券を買戻しに供することを希望するすべての受益者がかかる金額の同一の割合を買い戻すことができるよう、かかる制限は按分して適用されます。当該買戻日に買い戻されなかったすべての受益証券に係る買戻通知は、その後上記の所定の時刻までに受領された受益証券に係るすべての買戻通知と併せて、翌買戻日に繰り越され、かかる翌買戻日において、かかる買戻通知の対象となるすべての受益証券が(同様の制限および下記の定めに従い)買い戻されます。買戻通知が繰り越される場合、管理会社は、管理事務代行会社の協力のもと、影響を受ける受益者に通知し、その後の買戻日において、繰り越された買戻通知は、繰越期間の長さに応じて優先的に買い戻されます。

## 強制買戻し

管理会社は、発行口数が1,000万口を下回った場合にはすべての受益証券を強制的に買い戻すことを 決定することができ、すべての受益者に対して、かかる強制買戻しの通知を30日前までに発送します。 ディスカウント債がその要項に従って強制償還される場合には、すべての受益証券は強制的に買い戻さ れます。

当該強制買戻しにより支払うべき価格は、当該強制買戻しを行う原因(管理会社による決定の場合を 含みますが、これに限りません。)にかかわらず、当該強制買戻しの日において決定される受益証券ー 口当たり純資産価格から買戻手数料を控除した金額とします。

## 受益証券の強制的買戻し

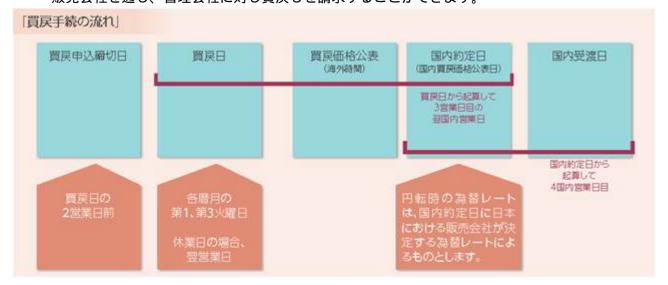
管理会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、いつでもその単独の裁量に基づき、理由の如何を問わず(受益証券の併合、転換または均一化を実施する場合を含みますがこれらに限定されません。)、発行済受益証券の全部または一部を関連する取引日において買戻価格または管理会社が決定するその他の価格で買い戻すことができます。

上記の一般性を損なうことなく、管理会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、管理会社は、( ) かかる者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して受益証券を譲渡することを要求する通知(管理会社が適切と考える様式によります。)を行うか、または( ) 書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有します。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または管理会社に買戻請求を提出しない場合、管理会社は、かかる者が保有するすべての受益証券を強制的に買い戻すことができます。

- (イ)ある者がいずれかの国または政府機関の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったであろう税務上その他の義務もしくは何らかの不利益を負担することとなりうる場合における、かかる者
- (ロ)適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者に代わり、もしくはその利益のために受益 証券を取得した者
- (八) ある者に関する事由により、ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担 することがなかった税務上の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上 の不利益を負担することとなると受託会社または管理会社が判断する場合における、かかる者

## (2)日本における買戻し手続等

受益証券は、受益者の判断により各買戻日において買戻しを申し込むことができます。 受益者は、買戻申込締切日(買戻日の2営業日前)の午後3時(東京時間)までに、日本における 販売会社を通じ、管理会社に対し買戻しを請求することができます。



## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

純資産価格の計算

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各評価日(または管理会社が決定するその他の日)の営業終了時点において小数点第4位まで(第5位切り捨て)計算されます。純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、関連する評価日の2営業日後に公表されます。

純資産価額は、信託証書の規定のほかルクセンブルグにおいて一般に公正と認められる会計原則に 基づき決定される、ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとします。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- (イ)すべての手元現金、預金またはコール資金(その経過利息を含みます。)、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- (口) すべての投資対象
- (ハ) すべての為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定
- (二)受託会社により決定されるファンドの初期費用(ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限ります。)
- (ホ)受託会社により随時評価され決定される、ファンドに帰属するその他一切の資産(前払費用を含みます。)

ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされます。

- (イ) すべての為替手形、手形および買掛金
- (ロ)日々計算される、未払いおよび/または発生済みの一切の費用
- (八) その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限定されないファンドに帰属するその他一切の債務(受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含みます。)

ファンドの費用または債務は、管理会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、ファンドの資産とみなされます。

ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定されます。

- (イ)額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過 利息を加えた金額で評価されます。
- (ロ)ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の 取引慣行に基づき評価されます。
- (八) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされます。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りではありません。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定されます。
- (二)証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価されます。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価されます。
- (ホ)未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因(同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含みます。)を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価されます。
- (へ)決済会社において取り扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において取り扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた最直近の公式の決済価格を参照して評価されます。

- (ト)利付有価証券に発生した一切の利息(ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除きます。)
- (チ)前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が 当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧問会 社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する 権利を有します。

ファンドの年次監査は、トラストの独立監査人により行われます。

投資予定者は、ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該保有投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、ファンドの純資産価額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきです。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管理会社、管理事務代行会社または投資顧問会社(適用ある場合)の評価に関する決定は、最終的なものであり、すべての受益者を拘束します。

### 純資産価格の計算の停止

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに/または受益証券の発行および/もしくは買戻しならびに/もしくは買戻代金の支払は、管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができます。

- (イ)通常の休日および週末以外に、ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている 証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは停止されて いる期間
- (ロ)緊急事態またはファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはファンドの受益者に重大な不利益を生じると管理会社が判断する事態が継続している期間
- (八)ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間
- (二)ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間
- (ホ)ファンドがその資産の相当部分を直接的または間接的に投資しているマスター・ファンド、原ファンドまたは投資対象がその買戻しおよび/またはその純資産価額の計算を停止している期間
- (へ)受託会社または管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、またはファンドのその他の業務提供者に適用ある法令を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

かかる停止期間が1週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知されます。かかる停止は、CIMAに対しても通知されます。

### (2)【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。 日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、 日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。た だし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

## (3)【信託期間】

ファンドは、管理会社が受託会社と合意の上でその裁量に基づき、もしくは、管理会社および受託会社の承諾を得た受益者のサブ・ファンド決議に基づき、もしくは、その他信託証書に基づき、信託期間を延長しない限り、2025年4月10日に償還されます。償還の際、管理会社はすべての残存受益証券を強制買戻しの方法により買い戻すものとします。償還金の支払は2025年4月17日頃行われる予定です。

## (4)【計算期間】

ファンドの会計年度末は2017年8月31日を初回とする毎年8月31日です。

## (5)【その他】

ファンドの解散

ファンドは、以下のいずれかの場合、終了することがあります。

- ( ) 受託会社および管理会社が同意の上、ファンドを終了させる旨のファンドの受益者の決議が 可決された場合
- ( ) ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのCIMAによる認可が取り消されるかまたは不利に変更された場合
- ( ) 管理会社が、受託会社と協議の上、その裁量により、ファンドを継続することが現実的でな く、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- ( ) 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

#### 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、補遺信託証書により、目的の如何を問わず、適切または望ましいと自ら思料する方法および範囲で、信託証書の条項を随時改正、変更または追加することができます。ただし、信託証書に規定される場合を除き、かかる改正、変更または追加は、適式に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われません。改正、変更または追加が、ファンドにのみ関連する場合、ファンド決議がない限り行われません。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合には、かかる承認は必要となりません。

- (a) ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および / もしくはケイマン諸島信託 法またはケイマン諸島のいずれかの法律に基づき定められたその他の規則の改正によりもたらさ れた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合
- (b) かかる法律の改正の直接的な結果として必要な場合
- (c) トラストまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うために必要な場合
- (d) 会計年度開始および終了の日を変更するため、または年次収益分配日を変更するために必要な場合
- (e) その他の会計期間の開始および終了の日を変更するため、またはかかる会計期間に関連する分配 日を変更するために必要な場合
- (f)管理会社および受託会社が、受益者および潜在的受益者の利益となるかまたはこれらの者が重大 な不利益を被らないと認める変更をするために必要な場合
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するために必要な場合
- (h) 管理会社または受託会社が解任された場合または辞任を希望しもしくは辞任したときにこれらを 交代させるために必要な場合

- (i) 明白な誤りを訂正するために必要な場合
- (j) CIMA、ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および / もしくはケイマン諸島信託法、またはファンドが従うその他の法令もしくは規則の要求を反映しまたは遵守するために必要な場合
- (k) 追加のサブ・ファンドを設定するために必要な場合

ファンドの他の法域への移管

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、( ) 当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、( ) 管理会社および受託会社が承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および( ) 受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができます。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

#### 保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了 します。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されます。

同契約は、当該変更の実施を目指す当事者の相手方当事者により署名された書面によってのみ、変更することができます。

### 管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が相手方に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより 終了します。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができます。

## 投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより、または規制当局により要求された場合には副管理会社が管理会社に対して即時の通知をすることにより、終了します。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

同契約につき、法令により要請され副管理会社により提案された変更については、管理会社に通知することにより変更されます。いずれかの当事者により提案された同契約のその他の変更は、他方当事者により書面により受諾された場合に変更されます。

## 投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより 終了します。

同契約は、当事者の授権された代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができます。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従って解釈されます。

#### 投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより 終了します。

同契約は、当事者の授権された代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができます。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈されます。

## 代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより 終了します。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

## 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了します。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

## 4【受益者の権利等】

## (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、 登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証 券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託 会社に対し、直接受益権を行使することができません。これら日本の受益者は、日本における販売会 社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ て受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の 責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

#### 分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

#### 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

#### 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

## 議決権

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはなりません。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授権された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有します。投票による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授権された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の保有する受益証券1口につき一議決権を有します。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決されます。

受益者に対して重大な悪影響を及ぼしうる英文目論見書中の方針に関する記述または投資対象の 変更の承認ならびにファンドの他の法域への移管を含む一定の事項に関し、受益者は、受益者集会 の特別決議の方法により、当該行為を承認または確認することを要します。また、受益者は、受益 者集会の特別決議により、受託会社および/または管理会社を解任し、またファンドを終了するこ とができます。

### (2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

## (3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ( )管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ( )日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁 長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 です。

## (4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号 確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

## 第3【ファンドの経理状況】

## 1【財務諸表】

- a.ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b.ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第 7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当 すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相 当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c.ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2018年12月28日現在における株式会社三菱UF J銀行の対顧客電信売買相場の仲値(豪ドル=78.18円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1)【2018年8月31日終了年度】

【貸借対照表】

## コクサイ - MUGCトラスト 純資産計算書 2018年8月31日現在

ウィントン・パフォーマンス連動 ボンドプラスファンド16 - 03 (豪ドル建) 豪ドル 千円

	20.1.77	1.15
投資有価証券、取得原価	124,932,600.00	9,767,231
未実現評価損	(4,783,968.80)	(374,011)
投資有価証券、公正価値	120,148,631.20	9,393,220
銀行預金	826,505.72	64,616
ブローカー預金	20,779,145.57	1,624,514
未収利息	94,668.39	7,401
設立費用(注3)	117,730.50	9,204
スワップ契約にかかる未実現評価益(注12)	1,134,245.98	88,675
	143,100,927.36	11,187,631
負債		
未払費用(注4)	(375,159.72)	(29,330)
	(375,159.72)	(29,330)
純資産総額	142,725,767.64	11,158,301
発行済受益証券口数	146,120,000□	
受益証券1口当たり純資産価格	0.9767	76.36円

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

## 【損益計算書】

## コクサイ - MUGCトラスト 運用計算書 2018年8月31日終了年度

ウィントン・パフォーマンス連動 ボンドプラスファンド16 - 03 (豪ドル建)

	豪ドル	千円
収益	•	
預金利息	246,264.10	19,253
仕組債利息	959,742.87	75,033
スワップ契約にかかる利息	831,915.47	65,039
	2,037,922.44	159,325
費用		
管理事務代行報酬および管理報酬(注5)	(299,861.46)	(23,443)
代行協会員報酬(注6)	(83,294.90)	(6,512)
設立費用償却(注3)	(45,712.60)	(3,574)
販売報酬(注7)	(749,653.51)	(58,608)
投資顧問報酬 (注8)	(332,081.60)	(25,962)
投資運用報酬 (注9)	(164,672.46)	(12,874)
その他の報酬	(58,628.07)	(4,584)
専門家報酬	(34,177.72)	(2,672)
保管費用	(6,260.94)	(489)
受託報酬(注10)	(50,222.53)	(3,926)
	(1,824,565.79)	(142,645)
投資純利益	213,356.65	16,680
投資対象にかかる実現純損失(注14)	(3,803,401.00)	(297,350)
その他の資産および負債の外国為替換算にかかる実現純利益	1.49	0
為替予約契約にかかる実現純損失(注14)	(310.67)	(24)
スワップ契約にかかる実現純損失(注14)	(469,286.14)	(36,689)
当期実現純損失	(4,272,996.32)	(334,063)
未実現純評価益の変動:		
- 投資対象 (注14)	5,236,905.60	409,421
- スワップ契約(注14)	6,624,629.11	517,914
	11,861,534.71	927,335
運用の結果による純資産の増加	7,801,895.04	609,952

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

## コクサイ - MUGCトラスト - ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド16 - 03 (豪ドル建) 純資産変動計算書

	2018年 8 月31日終了年度		2016年 3 月29日(運序 2017年 8 月31日	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
期首現在純資産	180,724,719.60	14,129,059	-	-
投資純利益 / (損失)	213,356.65	16,680	(946,549.81)	(74,001)
投資対象にかかる実現純損失 (注14)	(3,803,401.00)	(297,350)	(7,429,460.91)	(580,835)
その他の資産および負債の 外国為替換算にかかる実現純利益	1.49	0	957,419.47	74,851
為替予約契約にかかる 実現純損失 (注14)	(310.67)	(24)	(4,201.19)	(328)
スワップ契約にかかる実現純損失(注 14)	(469,286.14)	(36,689)	(2,471,881.43)	(193,252)
	(4,272,996.32)	(334,063)	(8,948,124.06)	(699,564)
未実現純評価益/(評価損)の変動:				
- 投資対象 (注14)	5,236,905.60	409,421	(10,020,874.40)	(783,432)
- スワップ契約(注14)	6,624,629.11	517,914	(5,490,383.13)	(429,238)
-	11,861,534.71	927,335	(15,511,257.53)	(1,212,670)
発行	-	-	297,530,000.00	23,260,895
買戻し	(45,800,847.00)	(3,580,710)	(91,399,349.00)	(7,145,601)
-	(45,800,847.00)	(3,580,710)	206,130,651.00	16,115,294
期末現在純資産	142,725,767.64	11,158,301	180,724,719.60	14,129,059

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

# コクサイ - MUGCトラスト - ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド16 - 03(豪ドル建) 受益証券口数の変動

	2018年 8 月31日終了年度	2016年 3 月29日(運用開始日) から2017年 8 月31日までの期間
期首現在発行済受益証券口数	196,180,000	-
発行受益証券口数	-	297,530,000
買戾受益証券口数	(50,060,000)	(101,350,000)
期末現在発行済受益証券口数	146,120,000	196,180,000
	統計情報	
期末現在1口当たり純資産価格(豪ドル表示)	0.9767	0.9212
純資産総額(豪ドル表示)	142,725,767.64	180,724,719.60

## コクサイ - MUGCトラスト 財務書類に対する注記 2018年8月31日現在

## 注1 概要

コクサイ・MUGCトラスト(以下「トラスト」という。)は、受託会社および管理会社との間で締結された2011年7月29日付信託宣言(随時補足され、または変更される。)により、ケイマン諸島の信託法に基づき、信託証書によって設立されたオープン・エンド型の免除アンブレラ型・ユニット・トラストである。トラストは、2011年8月3日付のミューチュアル・ファンド法に基づき登録されている。

本財務書類は、以下のファンドのみに関連している。

- ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド16 - 03 (豪ドル建)

発行済受益証券は、1クラスのみである。

ファンドの投資目的は、償還時(2025年4月10日)における受益証券1口当たり純資産価格について、募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的にキャピタル・ゲインを追求することである。ファンドは、パフォーマンス・リンク・スワップを活用することでキャピタル・ゲインの獲得を目指す一方、ディスカウント債への投資を通じて当該債券満期日におけるファンドの豪ドル建て募集価格の100%の確保を図ることにより、投資目的の達成を目指す。

## 注 2 元本

## 受益証券の発行

最低申込単位は、10,000口である。

募集価格は、受益証券1口当たり1.00豪ドルである。

### 受益証券の買戻し

受益証券は、最終買戻日まで(同日を含む。)の各買戻日において、受益者の選択により、買戻請求を行うことができる(ただし、買戻手数料に関する規定が適用される。)。買戻日において受益証券の買戻請求が処理されるためには、当該買戻日の2営業日前の締切時間までに管理事務代行会社により買戻通知が受領されなければならない。締切時間を過ぎて受領された買戻通知は、翌買戻日に受領されたものとみなされる。

### 分配

ファンドは、分配を行わない予定である。

## 注3 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される一般に認められた会計原則に従い表記されている。

## 有価証券およびデリバティブへの投資の評価

- ( )額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。
- ( ) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定される。
- ( )未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因(同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含む。) を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- ( ) 利付有価証券に発生した一切の利息(ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。)。
- ( )前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該 評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

## 有価証券の売却にかかる実現純(損)益

有価証券の売却にかかる実現純(損)益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

## 為替換算

本財務書類は、豪ドルで表示されている。豪ドル以外の通貨で表示される銀行勘定、投資ポートフォリオならびにその他の資産または負債は、2018年8月31日時点で適用される実勢為替レートで豪ドルに換算される。

豪ドル以外の通貨の配当収益は、配当落ち日の実勢為替レートを使用し、会計処理される。

豪ドル以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日に適用される実勢為替レートで豪ドルに換算される。

実現為替損益および未実現為替損益の変動は、運用計算書に計上される。

### 投資有価証券の取得原価

豪ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日に適用される為替レートで豪ドル に換算される。

## 投資収益

利息収益は、発生主義で認識される。

### 為替予約契約

未決済の為替予約契約から生じる未実現評価損益は、当該日に適用される為替予約価格に基づき、評価日に決定され、純資産計算書に計上される。

為替予約契約から生じる実現損益は、運用計算書に認識される。

## トータルリターン・スワップの評価

トータルリターン・スワップに関連するファンドのキャッシュ・フローの流出入は、当該キャッシュ・フローの満期に対応するゼロクーポン・スワップ・レートで評価日の現在価値に転換される。また、オプションの組合せであるプロテクションの買い手が受け取る代金は現在価値に転換され、複数のパラメーター(特に価格、ボラティリティーおよび原資産の不履行の可能性)により決定される。トータルリターン・スワップ契約の価値は、上記の2つの現在価値の転換による差異である。

## ブローカー預金

適用される法的文書に従って、当該項目の金額は、もっぱら2018年8月31日現在にファンドが保有したトータルリターン・スワップに関連する担保を表章している。

## 設立費用

設立費用は、5年にわたり償却される。

## 注4 未払費用

ウィントン・パフォーマンス連動 ボンドプラスファンド16 - 03 (豪ドル建)

	豪ドル
管理事務代行報酬および管理報酬(注5)	46,842.36
代行協会員報酬(注6)	13,011.86
販売報酬(注7)	117,106.05
投資顧問報酬(注8)	129,081.52
投資運用報酬(注9)	25,474.55
その他の報酬	6,256.86
専門家報酬	29,763.21
受託報酬(注10)	7,623.31
合計	375,159.72

#### 注 5 管理事務代行報酬および管理報酬

管理会社(副管理会社および管理事務代行会社を含む。)は、ファンドの募集価格に発行済受益証券の残存口数を乗じた額(以下「報酬対象額」という。)の年率0.18%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

### 注 6 代行協会員報酬

代行協会員は、報酬対象額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生 し、四半期毎に後払いされる。

## 注 7 販売報酬

販売会社は、報酬対象額の年率0.45%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、 四半期毎に後払いされる。

## 注8 投資顧問報酬

投資顧問会社は、報酬対象額の年率0.20%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生 し、四半期毎に後払いされる。

### 注9 投資運用報酬

投資運用会社は、報酬対象額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生 し、四半期毎に後払いされる。

## 注10 受託報酬

受託会社は、報酬対象額の年率0.03%の報酬を受領する権利を有する(なお、受託報酬の最低報酬額として年間5,000米ドルがかかる。)。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

## 注11 税金

ケイマン諸島には、現行法規制の下、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、トラストのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島の総督から、2011年7月29日(トラストの設定日)から50年間、所得または元本資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストのいかなる利益もしくは財産に対しても適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないものとする旨を申請しており、これを受領している。

## 注12 トータルリターン・スワップにかかる未実現損益

想定元本		通貨	満期日 (月/日/年)	スワップ時価 (豪ドル)
 豪ドル	146,120,000.00	豪ドル	04/01/2025	1,134,245.98
			•	1.134.245.98

2018年8月31日現在、当該契約にかかる未実現評価益は、1,134,245.98豪ドルの時価に相当する。スワップの取引相手方は、ドイツ銀行ロンドン支店である。

## 注13 ポートフォリオの変動

2018年8月31日終了年度について、ポートフォリオの変動の詳細な明細表は、管理会社の登記上の事務所に請求することで無料で入手できる。

## 注14 投資対象にかかる実現(損)益および未実現純評価(損)益の変動

2018年8月31日終了年度の実現(損)益は、以下の通り分析することができる。

	豪ドル
投資対象の売却にかかる実現利益	-
投資対象の売却にかかる実現損失	(3,803,401.00)
投資対象の売却にかかる実現純(損)益	(3,803,401.00)
為替予約契約にかかる実現利益	209.69
為替予約契約にかかる実現損失	(520.36)
為替予約契約にかかる実現純(損)益	(310.67)
スワップ契約にかかる実現利益	473,137.05
スワップ契約にかかる実現(損失)	(942,423.19)
スワップ契約にかかる実現純(損)益	(469,286.14)

2018年8月31日終了年度の未実現純評価(損)益の変動は、以下の通り分析することができる。

投資対象にかかる未実現 純評価(損)益の変動	2017年 8 月31日 豪ドル	2018年 8 月31日 豪ドル	2018年8月31日 未実現純評価(損)益の変動 豪ドル
未実現評価益	-	-	-
未実現評価損	(10,020,874.40)	(4,783,968.80)	5,236,905.60
未実現純評価(損)益	(10,020,874.40)	(4,783,968.80)	5,236,905.60
スワップ契約にかかる未実現 純評価(損)益の変動 未実現評価益	_	1,134,245.98	1,134,245.98
未実現評価損	(5,490,383.13)	-	5,490,383.13
未実現純評価(損)益	(5.490.383.13)	1.134.245.98	6.624.629.11

## 無監査付属書類

証券金融取引規制(SFTR)に関する規則(EU)第2015/2365号に準拠した開示

2018年8月31日現在、ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド16-03(豪ドル建)は、以下のトータルリターン・スワップを締結していた。

	満期日 (月/日/年)	時価 (豪ドル)	受領担保額	担保の種類	担保の質	担保の通貨
豪ドル	04/01/2025	1,134,245.98	-	該当なし	該当なし	該当なし
	合計(豪ドル)	1,134,245.98				
	運用資産(AUM)に 占める割合%	0.79470%				
	取引相手方の上位10社	所在地	通貨	対象		決済
豪ドル	ドイツ銀行	ドイツ	豪ドル	MUMSS 16-03 AU dbSelect Winto Ref Index	=	相対

## 担保発行体の上位10社

発行体名称	受領担保時価
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.	20,779,145.57
合計	20,779,145.57

## トータルリターン・スワップ(TRS)および受領担保の満期までの期間

満期バスケット	満期バスケットによる TRSの時価 ( 豪ドル )	満期バスケットによる TRSの受領担保の時価
1日以下	-	-
2日-7日	-	-
8日-30日	-	-
31日 - 90日	-	-
91日 - 365日	-	-
365日超	1,134,245.98	-
満期なし	-	-
 合計 ( 豪ドル )	1,134,245.98	-

## 担保の再利用に関するデータ

受領担保の総額	再利用担保額	再利用制限	再利用割合	現金担保の再投資 / 再利用のリターン
 該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	 該当なし

## ファンドが受領した担保の保管

保管会社のリスト	保管している担保資産の時価
該当なし	-
 合計	-

## ファンドが付与 / 差入した担保の保管

勘定	差入担保に占める割合%
分別	100.00%
プール	-
その他	-
合計	100.00%

## TRS取引による収益および費用に関するデータ

内訳 	収益 (総収益、未実現損益 の変動)	TRSによる全体の 収益に占める割合%	TRS収益から控除される 直接的および間接的な 費用および報酬
ウィントン・パフォー マンス連動ボンドプラ スファンド16 - 03(豪 ドル建)	6,987,258.44	4.90%	-
MUFGLM (副管理会社)	該当なし	該当なし	該当なし
第三当事者	該当なし	該当なし	該当なし

## 【投資有価証券明細表等】

## コクサイ - MUGCトラスト -ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド16 - 03 (豪ドル建) 投資有価証券およびその他の純資産明細表 2018年8月31日現在 (豪ドルで表示)

銘柄	通貨	額面	取得原価	時価	純資産比率%
仕組債					
ケイマン諸島					
EARLS EIGHT LTD 0.57% 04/01/2025	豪ドル <b>-</b>	146,120,000	124,932,600.00	120,148,631.20	84.18
			124,932,600.00	120,148,631.20	84.18
投資有価証券合計			124,932,600.00	120,148,631.20	84.18
銀行預金				826,505.72	0.58
ブローカー預金				20,779,145.57	14.56
その他の純資産				971,485.15	0.68
純資産総額				142,725,767.64	100.00

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

## 国別投資有価証券分類表 2018年8月31日現在

	—————————————————————————————————————
ケイマン諸島	84.18
	84.18

<u>次へ</u>

## KOKUSAI - MUGC TRUST

## STATEMENT OF NET ASSETS AS AT AUGUST 31, 2018

BOND PLUS FUND LINKED TO THE PERFORMANCE OF WINTON 16-03 (AUD)

	AUD
ASSETS	
Investments in securities at cost value	124,932,600.00
Unrealized depreciation	(4,783,968.80)
Investments in securities at fair value	120,148,631.20
Cash at banks	826,505,72
Cash at brokers	20,779,145.57
Interest receivable	94,568.39
Formation expenses (note 3)	117,730.50
Unrealized appreciation on swap contracts (note 12)	1,134,245.98
	143,100,927.36
LIABILITIES	
Accrued expenses (note 4)	(375,159.72)
	(375,159.72)
TOTAL NET ASSETS	142,725,767.64
UNITS OUTSTANDING	146,120,000
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.9767

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## **KOKUSAI - MUGC TRUST**

## STATEMENT OF OPERATIONS FOR THE YEAR ENDED AUGUST 31, 2018

BOND PLUS FUND LINKED TO THE PERFORMANCE OF WINTON 16-03 (AUD)

AUD

INCOME	
Interest on bank accounts	246,264.10
Interest on structured note	959,742.87
Interest on swap contracts	831,915.47
25000.04	2,037,922.44
EXPENSES	9230 237 527
Administration and management fees (note 5)	(299,861.46)
Agent company fees (note 6)	(83,294.90)
Amortization of formation expenses (note 3)	(45,712.60)
Distributor fees (note 7)	(749,653.51)
Investment advisory fees (note 8)	(332,081,60)
Investment management fees (note 9)	(164,672.46)
Other fees	(58,628.07)
Professional fees	(34,177,72)
Sub-custodian fees	(6,260.94)
Trustee fees (note 10)	(50,222.53)
	(1,824,565.79)
NET INVESTMENT INCOME	213,356.65
Net realized loss on investments (note 14)	(3,803,401.00)
Net realized gain on foreign exchange translation of other assets and liabilities	1.49
Net realized loss on forward foreign exchange contracts (note 14)	(310,67)
Net realized loss on swap contracts (note 14)	(469,286.14)
NET REALIZED LOSS FOR THE YEAR	(4,272,996.32)
Change in net unrealized appreciation:	
on investments (note 14)	5,236,905.60
on swap contracts (note 14)	6,624,629.11
	11,861,534.71
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	7,801,895.04

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## KOKUSAI - MUGC TRUST - BOND PLUS FUND LINKED TO THE PERFORMANCE OF WINTON 16-03 (AUD)

## STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS

	Year ended August 31, 2018	Period from March 29, 2016 (commencement of operations) to August 31, 2017 AUD
	AUD	
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR/PERIOD	180,724,719.60	
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	213,356.65	(946,549.81)
Net realized loss on investments (note 14)	(3,803,401.00)	(7,429,460.91)
Net realized gain on foreign exchange translation of other assets and liabilities	1.49	957,419,47
Net realized loss on forward foreign exchange contracts (note 14)	(310.67)	(4,201.19)
Net realized loss on swap contracts (note 14)	(469,286.14)	(2,471,881.43)
·	(4,272,996.32)	(8,948,124.06)
Change in net unrealized appreciation/(depreciation):		
- on investments (note 14)	5,236,905.60	(10,020,874,40)
- on swap contracts (note 14)	6,624,629.11	(5,490,383.13)
=	11,861,534.71	(15,511,257.53)
Subscriptions		297,530,000.00
Redemptions	(45,800,847.00)	(91,399,349.00)
_	(45,800,847.00)	206,130,651.00
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR/PERIOD	142,725,767.64	180,724,719.60

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## KOKUSAI - MUGC TRUST - BOND PLUS FUND LINKED TO THE PERFORMANCE OF WINTON 16-03 (AUD)

## CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS

	Year ended August 31, 2018	Period from March 29, 2016 (commencement of operations) to August 31, 2017
Number of units outstanding at the beginning of the year/period	196,180,000	
Number of units issued		297,530,000
Number of units redeemed	(50,060,000)	(101,350,000)
Number of units outstanding at the end of the year/period	146,120,000	196,180,000
STATISTICAL INFORMATION		
Net asset value per unit at the end of the year/period (expressed in AUD)	0.9767	0.9212
Total net assets (expressed in AUD)	142,725,767.64	180,724,719.60

#### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT AUGUST 31, 2018

#### NOTE 1 GENERAL

KOKUSAI – MUGC TRUST (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established by the Trust Deed under the Trusts Law of the Cayman Islands by a declaration of Trust dated July 29, 2011 (as supplemented or amended from time to time) executed by the Trustee and the Manager. The Trust registered under the Mutual Funds Law on August 3, 2011.

The financial statements only relate to the following Sub-Trust:

- Bond Plus Fund Linked to the Performance of Winton 16-03 (AUD)

There is only one class of unit in issue.

The investment objective of the Sub-Trust is to pursue capital gain over the medium to long term, while aiming to ensure a Net Asset Value per Unit at the time of the Scheduled Maturity Date (April 10, 2025) that is not less than 100% of the Offer Price. The Sub-Trust aims to achieve the Investment Objective by utilizing the Swap with the aim of achieving a capital gain and by investing in the Notes with the aim of protecting the Sub-Trust's Offer Price denominated in AUD as of the Scheduled Note Maturity Date.

#### NOTE 2 UNIT CAPITAL

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 10,000 Units.

The Offer Price AUD 1.00 per Unit.

Redemption of Units

Units may be submitted for redemption at the option of Unitholders on each Redemption Day up to and including the Final Redemption Day, subject to the applicable Redemption Fee. In order for an application for redemption of Units to be dealt with on a Redemption Day, the Redemption Notice must be received by the Administrator by the Specified Time two Business Days prior to the applicable Redemption Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received with respect to the next Redemption Day.

Distribution

The Sub-Trust will not make any distributions.

#### NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

Valuation of the investments in securities and derivatives

- Certificates of deposit acquired at their nominal value and other deposits shall be valued at their principal amount plus accrued interest from the date of acquisition;
- (ii) The value of any pre-paid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless in any case the Manager is of the opinion that it is unlikely to be paid or received in full in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Manager may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT AUGUST 31, 2018 (continued)

#### NOTE 3

#### SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

- (iii) Unlisted securities are valued at fair market value as determined in good faith by the Investment Advisor, taking into consideration such factors as the Investment Advisor deems appropriate, including recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services;
- (iv) All interest accrued on any interest-bearing securities except to the extent that the same is included in the principal value of such security;
- (v) Notwithstanding the above methods of valuation, where no method of calculation is stated or, in the opinion of the Manager, such method is not practicable or adequate, the Administrator shall be entitled in good faith to use such valuation method as the Manager, in consultation with the Investment Advisor, considers fair in the circumstances.

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in AUD. Bank accounts, the investment portfolio and other assets or liabilities expressed in currencies other than AUD are translated into AUD at the applicable exchange rates prevailing at August 31, 2018.

Dividend income in currencies other than AUD is accounted for using the exchange rates prevailing at the ex-dividend date.

Other income and expenses expressed in currencies other than AUD are translated into AUD at the applicable exchange rates prevailing at transaction date.

Resulting realized and change in unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations.

Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than AUD is translated into AUD at the applicable exchange rate at the transaction date.

Investment income

Interest income is recognized on an accrual basis.

Forward foreign currency exchange contracts

The unrealized appreciation or depreciation resulting from outstanding forward foreign currency exchange contracts are determined on the valuation day on the basis of the forward foreign currency exchange prices applicable on this date and are included in the statement of net assets.

Realized gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognized in the statement of operations.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT AUGUST 31, 2018 (continued)

#### NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Valuation of Total Return Swaps

Cash flows in and out of the Sub-Trust in connection with total return swaps are converted to present value on the valuation date at the zero-coupon swap rate corresponding to the maturity of these cash flows. The payment received by the protection buyer, which is a combination of options, is also converted to present value and determined by several parameters, notably the price, the volatility and the likelihood of the underlying assets defaulting. The value of total return swap contracts is the difference between the two present value conversions described above.

Cash at brokers

In line with the applicable legal documentation, the amount of this caption solely represents the collateral related to the Total Return Swap held by the Sub-Trust as at August 31, 2018.

BOND PLUS FUND LINKED TO THE PERFORMANCE OF

Formation expenses

Formation expenses are amortized over a period of five (5) years.

#### NOTE 4 ACCRUED EXPENSES

	WINTON 16-03 (AUD)
	AUD
Administration and management fees (note 5)	46,842.36
Agent Company fees (note 6)	13,011.86
Distributor fees (note 7)	117,106.05
Investment advisory fees (note 8)	129,081.52
Investment management fees (note 9)	25,474.55
Other fees	6,256.86
Professional fees	29,763.21
Trustee fees (note 10)	7,623.31
TOTAL	375,159.72

#### NOTE 5 ADMINISTRATION AND MANAGEMENT FEES

The Manager (including the Sub-Manager and Administrator) is entitled to receive a fee of 0.18% per annum on the aggregated Offer Price of the outstanding Units of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

#### NOTE 6 AGENT COMPANY FEES

The Agent Company is entitled to receive a fee of 0.05% per annum on the aggregated Offer Price of the outstanding Units of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

## NOTE 7 DISTRIBUTOR FEES

The Distributor is entitled to receive a fee of 0.45% per annum on the aggregated Offer Price of the outstanding Units of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT AUGUST 31, 2018 (continued)

NOTE 8

INVESTMENT ADVISORY FEES

The Investment Advisor is entitled to receive a fee of 0.20% per annum on the aggregated Offer Price of the outstanding Units of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable

quarterly in arrears.

NOTE 9

INVESTMENT MANAGEMENT FEES

The Investment Manager is entitled to receive a fee of 0.10% per annum on the aggregated Offer Price of the outstanding Units of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable

quarterly in arrears.

NOTE 10

TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive a fee of 0.03% per annum on the aggregated Offer Price of the outstanding Units of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 5,000 per annum.

Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

NOTE 11

TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has applied for and received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from July 29, 2011 (date of set up of the Trust), no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate, duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income.

NOTE 12

UNREALIZED RESULTS ON TOTAL RETURN SWAPS

Notional amount	Currency	Maturity date	Swap at market value (AUD)
AUD 146,120,000.00	AUD	04/01/2025	1,134,245.98
		)	1.134.245.98

As at August 31, 2018, the unrealized appreciation on this contract is equal to the market value of AUD 1,134,245.98. The Swaps counterparty is Deutsche Bank AG London.

NOTE 13

CHANGES IN THE PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the year ended August 31, 2018 is available free of charge upon request at the registered office of the Manager.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT AUGUST 31, 2018 (continued)

NOTE 14

REALIZED GAIN/(LOSS) AND CHANGE IN NET UNREALIZED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) ON INVESTMENTS

Realized gain/(loss) for the year ended August 31, 2018 can be analysed as follows :

AUU
(3,803,401.00)
(3,803,401.00)
209.69 (520.36)
(310.67)
473,137.05
(942,423.19)
(469,286.14)

Change in net unrealized appreciation/(depreciation) for the year ended August 31, 2018 can be analysed as follows:

	August 31, 2017 (AUD)	August 31, 2018 (AUD)	Change in net unrealized appreciation/ (depreciation/ August 31, 2018 (AUD)
Change in net unrealized apprec	iation/(depreciation) on i	nvestments	-
Unrealized appreciation Unrealized depreciation	(10,020,874.40)	(4,783,968.80)	5,236,905,60
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(10,020,874,40)	(4,783,968.80)	5,236,905.60
Change in net unrealized apprec	iation/(depreciation) on s	swap contracts	
Unrealized appreciation		1,134,245.98	1,134,245.98
Unrealized depreciation	(5,490,383.13)		5,490,383.13
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(5,490,383.13)	1,134,245.98	6,624,629.11

#### UNAUDITED APPENDIX

DISCLOSURE IN ACCORDANCE WITH REGULATION (EU) No. 2015/2365 ON SFTR

As at August 31, 2018, the sub-fund Bond Plus Fund Linked to the Performance of Winton 16-03 (AUD) has entered into the following total return swaps:

	Maturity	Market Value (AUD)	Collateral amount received	Type of collateral	Quality of collateral	Collateral Currency
AUD	04/01/2025	1,134,245.98	140	n/a	n/a	n/a
	Total (AUD)	1,134,245.98				
	% of AUM	0.79470%				
	Top 10 counterparties	Domicile	Currency	Underlying		Settlement
AUD	Deutsche Bank A	G Germany	AUD	MUMSS 16-0 dbSelect Wint		bilateral

#### Top 10 largest collateral issuers:

Issuer's name	Market Value of collateral received	
Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.	20,779,145.57	
Total	20,779,145,57	

Maturity tenor of the TRS and collateral received:

Maturity Basket	Market value of TRS per maturity basket (AUD)	Market value of the received collateral for the TRS per maturity basket	
< 1 day		14	
2-7 days			
8-30 days	•		
31-90 days	•	*	
91-365 days	(*)		
>365 days	1,134,245.98	34.0	
open maturity			
Total (AUD)	1,134,245.98 -		

## UNAUDITED APPENDIX (continued)

DISCLOSURE IN ACCORDANCE WITH REGULATION (EU) No. 2015/2365 ON SFTR (continued)

Data on reuse of collateral:

Total Amounts of Collateral Received	Amount of Collateral Reused	Reuse Limit	Share of Reuse	Cash Collateral reinvestment/ reuse returns
n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

Safekeeping of collateral received by the sub-fund:

List of custodians	Market value of collateral assets safe-kept			
n/a				
Total	340			

Safekeeping of collateral granted/pledged by the sub-fund:

Account	% of total collateral pledged
Segregated	100.00%
Pooled	#S
Other	•)
Total	100.00%

Data on return and cost generated by the TRS activity:

Breakdown	Revenue (e.g. gross income, change in unrealized result)	% of overall returns generated by TRS	Direct and indirect costs and fees deducted TRS revenue
Bond Plus Fund Linked to the Performance of Winton 16-03 (AUD)	6,987,258.44	4.90%	*:
MUFGLM (i.e. sub-manager)	n/a	n/a	n/a
Third parties	n/a	n/a	n/a

# KOKUSAI - MUGC TRUST - BOND PLUS FUND LINKED TO THE PERFORMANCE OF WINTON 16-03 (AUD)

# STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS AS AT AUGUST 31, 2018 (expressed in AUD)

Description	Currency	Nominal	Cost	Market value	% of net assets
STRUCTURED NOTE					
CAYMAN ISLANDS					
EARLS EIGHT LTD 0.57% 04/01/2025	AUD	146,120,000	124,932,600.00	120,148,631.20	84.18%
			124,932,600.00	120,148,631.20	84.18%
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			124,932,600.00	120,148,631.20	84.18%
CASH AT BANKS				826,505.72	0.58%
CASH AT BROKERS				20,779,145.57	14.56%
OTHER NET ASSETS				971,485,15	0.68%
TOTAL NET ASSETS				142,725,767.64	100.00%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

# KOKUSAI - MUGC TRUST - BOND PLUS FUND LINKED TO THE PERFORMANCE OF WINTON 16-03 (AUD)

# GEOGRAPHICAL CLASSIFICATION OF INVESTMENTS AS AT AUGUST 31, 2018

	(in % of net assets	
CAYMAN ISLANDS	84,18%	
	84.18%	

## (2)【2017年8月31日終了年度】

【貸借対照表】

# コクサイ - MUGCトラスト 純資産計算書 2017年 8 月31日現在

ウィントン・パフォーマンス連動 ボンドプラスファンド16 - 03 (豪ドル建)

	豪ドル	千円
資産		
投資有価証券、取得原価	167,733,900.00	13,113,436
未実現評価損	(10,020,874.40)	(783,432)
投資有価証券、公正価値	157,713,025.60	12,330,004
銀行預金	1,171,791.47	91,611
ブローカー預金	27,550,011.12	2,153,860
設立費用(注3)	163,443.10	12,778
	186,598,271.29	14,588,253
負債		
未払費用(注4)	(383,168.56)	(29,956)
スワップにかかる未実現評価損(注12)	(5,490,383.13)	(429,238)
	(5,873,551.69)	(459,194)
純資産総額	180,724,719.60	14,129,059
発行済受益証券口数	196,180,000□	
受益証券1口当たり純資産価格	0.9212豪ドル	72.02円

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

## 【損益計算書】

# コクサイ - MUGCトラスト 運用計算書

2016年3月29日(運用開始日)から2017年8月31日までの期間

ウィントン・パフォーマンス連動 ボンドプラスファンド16 - 03 (豪ドル建) 豪ドル チ四

	豪ドル	千円
収益		_
預金利息	554,605.16	43,359
仕組債利息	1,918,738.43	150,007
スワップ利息	485,148.94	37,929
その他の収益	1,572.97	123
	2,960,065.50	231,418
費用		
管理事務代行報酬および管理報酬(注5)	(673,432.09)	(52,649)
代行協会員報酬(注6)	(187,064.50)	(14,625)
設立費用償却(注3)	(65,250.14)	(5,101)
販売報酬(注7)	(1,683,580.51)	(131,622)
投資顧問報酬(注8)	(748,174.98)	(58,492)
投資運用報酬(注9)	(375,497.19)	(29,356)
その他の報酬	(23,343.48)	(1,825)
専門家報酬	(29,024.36)	(2,269)
保管費用	(11,814.61)	(924)
受託報酬(注10)	(109,433.45)	(8,556)
	(3,906,615.31)	(305,419)
投資純損失	(946,549.81)	(74,001)
投資対象にかかる実現純損失(注14)	(7,429,460.91)	(580,835)
その他の資産および負債の外国為替換算にかかる実現純利益	957,419.47	74,851
為替予約契約にかかる実現純損失 (注14)	(4,201.19)	(328)
スワップにかかる実現純損失(注14)	(2,471,881.43)	(193,252)
当期実現純損失	(8,948,124.06)	(699,564)
未実現純(評価損)の変動:		
- 投資対象 (注14)	(10,020,874.40)	(783,432)
- スワップ(注14)	(5,490,383.13)	(429,238)
	(15,511,257.53)	(1,212,670)
運用の結果による純資産の減少	(25,405,931.40)	(1,986,236)

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

# コクサイ - MUGCトラスト 財務書類に対する注記 2017年8月31日現在

#### 注1 概要

コクサイ・MUGCトラスト(以下「トラスト」という。)は、受託会社および管理会社との間で締結された2011年7月29日付信託宣言(随時補足され、または変更される。)により、ケイマン諸島の信託法に基づき、信託証書によって設立されたオープン・エンド型の免除アンブレラ型・ユニット・トラストである。トラストは、2011年8月3日付のミューチュアル・ファンド法に基づき登録されている。

本財務書類は、以下のファンドのみに関連している。
- ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド16 - 03(豪ドル建)

発行済受益証券は、1クラスのみである。

ファンドの投資目的は、償還時(2025年4月10日)における受益証券1口当たり純資産価格について、募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的にキャピタル・ゲインを追求することである。ファンドは、パフォーマンス・リンク・スワップを活用することでキャピタル・ゲインの獲得を目指す一方、ディスカウント債への投資を通じて当該債券満期日におけるファンドの豪ドル建て募集価格の100%の確保を図ることにより、投資目的の達成を目指す。

#### 注 2 元本

#### 受益証券の発行

最低申込単位は、10,000口である。

募集価格は、受益証券1口当たり1.00豪ドルである。

#### 受益証券の買戻し

受益証券は、最終買戻日まで(同日を含む。)の各買戻日において、受益者の選択により、買戻請求を行うことができる(ただし、買戻手数料に関する規定が適用される。)。買戻日において受益証券の買戻請求が処理されるためには、当該買戻日の2営業日前の締切時間までに管理事務代行会社により買戻通知が受領されなければならない。締切時間を過ぎて受領された買戻通知は、翌買戻日に受領されたものとみなされる。

#### 分配

ファンドは、分配を行わない予定である。

#### 注3 重要な会計方針の要約

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用される一般に認められた会計原則に従い表記されている。

#### 有価証券およびデリバティブへの投資の評価

- ( )額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。
- ( ) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定される。
- ( )未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因(同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含む。) を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- ( ) 利付有価証券に発生した一切の利息(ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。)。
- ( )前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該 評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

#### 有価証券の売却にかかる実現純(損)益

有価証券の売却にかかる実現純(損)益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

## 為替換算

本財務書類は、豪ドルで表示されている。豪ドル以外の通貨で表示される銀行勘定、投資ポートフォリオならびにその他の資産または負債は、2017年8月31日時点で適用される実勢為替レートで豪ドルに換算される。

豪ドル以外の通貨の配当収益は、配当落ち日の実勢為替レートを使用し、会計処理される。

豪ドル以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日に適用される実勢為替レートで豪 ドルに換算される。

実現為替損益および未実現為替損益の変動は、運用計算書に計上される。

#### 投資有価証券の取得原価

豪ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日に適用される為替レートで豪ドル に換算される。

#### 投資収益

利息収益は、発生主義で認識される。

#### 為替予約契約

未決済の為替予約契約から生じる未実現評価損益は、当該日に適用される為替予約価格に基づき、評価日に決定され、純資産計算書に計上される。

為替予約契約から生じる実現損益は、運用計算書に認識される。

#### トータルリターン・スワップの評価

トータルリターン・スワップに関連するファンドのキャッシュ・フローの流出入は、当該キャッシュ・フローの満期に対応するゼロクーポン・スワップ・レートで評価日の現在価値に転換される。また、オプションの組合せであるプロテクションの買い手が受け取る代金は現在価値に転換され、複数のパラメーター(特に価格、ボラティリティーおよび原資産の不履行の可能性)により決定される。トータルリターン・スワップ契約の価値は、上記の2つの現在価値の転換による差異である。

#### ブローカー預金

適用される法的文書に従って、当該項目の金額は、もっぱら2017年8月31日現在にファンドが保有したトータルリターン・スワップに関連する担保を表章している。

#### 設立費用

設立費用は、5年にわたり償却される。

#### 注4 未払費用

ウィントン・パフォーマンス連動 ボンドプラスファンド16 - 03 (豪ドル建)

	豪ドル
管理事務代行報酬および管理報酬(注5)	62,340.11
代行協会員報酬(注6)	17,316.74
販売報酬(注7)	155,850.57
投資顧問報酬(注8)	69,266.94
投資運用報酬(注9)	36,001.65
その他の報酬	2,978.22
専門家報酬	29,024.36
受託報酬(注10)	10,389.97
合計	383,168.56

#### 注 5 管理事務代行報酬および管理報酬

管理会社(副管理会社および管理事務代行会社を含む。)は、ファンドの募集価格に発行済受益証券の残存口数を乗じた額(以下「報酬対象額」という。)の年率0.18%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

#### 注 6 代行協会員報酬

代行協会員は、報酬対象額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

#### 注7 販売報酬

販売会社は、報酬対象額の年率0.45%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、 四半期毎に後払いされる。

#### 注8 投資顧問報酬

投資顧問会社は、報酬対象額の年率0.20%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生 し、四半期毎に後払いされる。

#### 注9 投資運用報酬

投資運用会社は、報酬対象額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生 し、四半期毎に後払いされる。

### 注10 受託報酬

受託会社は、報酬対象額の年率0.03%の報酬を受領する権利を有する(なお、受託報酬の最低報酬額として年間5,000米ドルがかかる。)。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

## 注11 税金

ケイマン諸島には、現行法規制の下、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、トラストのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島の総督から、2011年7月29日(訳注)(トラストの設定日)から50年間、所得または元本資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストのいかなる利益もしくは財産に対しても適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないものとする旨を申請しており、これを受領している。

(訳注)原文では「August 3, 2011」と記載されているが、正しくは「July 29, 2011」である旨の確認がとれているため、本文書においては、正しい英文に対する訳文を記載している。

#### 注12 トータルリターン・スワップにかかる未実現損益

想定元本		通貨	満期日 (月/日/年)	スワップ時価 (豪ドル)
豪ドル	196,180,000.00	豪ドル	04/01/2025	(5,490,383.13)
				(5,490,383.13)

2017年8月31日現在、当該契約にかかる未実現評価損は、5,490,383.13豪ドルの時価に相当する。スワップの取引相手方は、ドイツ銀行ロンドン支店である。

## 注13 ポートフォリオの変動

2016年3月29日(運用開始日)から2017年8月31日までの期間について、ポートフォリオの変動の詳細な明細表は、管理会社の登記上の事務所に請求することで無料で入手できる。

## 注14 投資対象にかかる実現(損)益および未実現純評価(損)益の変動

2017年8月31日に終了した期間の実現(損)益は、以下の通り分析することができる。

	豪ドル
投資対象の売却にかかる実現利益	1,170.00
投資対象の売却にかかる実現損失	(7,430,630.91)
投資対象の売却にかかる実現純(損)益	(7,429,460.91)
為替予約契約にかかる実現利益	73.45
為替予約契約にかかる実現損失	(4,274.64)
為替予約契約にかかる実現純(損)益	(4,201.19)
先物契約にかかる実現利益	708.82
先物契約にかかる実現損失	(708.82)
先物契約にかかる実現純(損)益	-
スワップ契約にかかる実現利益	546,505.67
スワップ契約にかかる実現損失	(3,018,387.10)
スワップ契約にかかる実現純(損)益	(2,471,881.43)

2017年8月31日に終了した期間の未実現純評価(損)益の変動は、以下の通り分析することができる。

	2017年 8 月31日 豪ドル	2017年 8 月31日 未実現純評価 ( 損 ) 益の変動 豪ドル
投資対象にかかる未実現純評価(損)益の変動		
未実現評価益	-	-
未実現評価損	(10,020,874.40)	(10,020,874.40)
未実現純評価(損)益	(10,020,874.40)	(10,020,874.40)
スワップ契約にかかる未実現純評価(損)益の変動	l	
未実現評価益	-	-
未実現評価損	(5,490,383.13)	(5,490,383.13)
未実現純評価(損)益	(5,490,383.13)	(5,490,383.13)

## 無監査付属書類

証券金融取引規制(SFTR)に関する規則(EU)第2015/2365号に準拠した開示

2017年8月31日現在、ウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド16-03(豪ドル建)は、以下のトータルリターン・スワップを締結していた。

	満期日 (月/日/年)	時価 (豪ドル)	受領担保	担保の種類	担保の質	担保の通貨
豪ドル	04/01/2025	(5,490,383.13)	-	該当なし	該当なし	該当なし
	合計(豪ドル)	(5,490,383.13)				
	運用資産(AUM)に 占める割合%	3.03798%				
	取引相手方の上位10社	所在地	通貨	対象		決済
豪ドル	ドイツ銀行	ドイツ	豪ドル	MUMSS 16-03 AL dbSelect Winto Ref Index		相対

## 担保発行体の上位10社

発行体名称	受領担保時価
該当なし	-
合計	-

# トータルリターン・スワップ(TRS)および受領担保の満期までの期間

満期バスケット	満期バスケットによる TRSの時価 ( 豪ドル )	満期バスケットによる TRSの受領担保の時価
1日以下	-	-
2日-7日	-	-
8日-30日	-	-
31日 - 90日	-	-
91日 - 365日	-	-
365日超	(5,490,383.13)	-
満期なし	-	-
 合計	(5,490,383.13)	-

## 担保の再利用に関するデータ

受領担保の総額	再利用担保額	再利用制限	再利用割合	現金担保の再投資 / 再利用のリターン
 該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	 該当なし

## ファンドが受領した担保の保管

保管会社のリスト	保管している担保資産の時価
該当なし	-
 合計	-

## ファンドが付与 / 差入した担保の保管

勘定	差入担保に占める割合%
分別	100.00%
プール	-
その他	-
合計	100.00%

## TRS取引による収益および費用に関するデータ

内訳 	収益 (総収益、未実現損益 の変動)	TRSによる全体の 収益に占める割合%	TRS収益から控除される 直接的および間接的な 費用および報酬
ウィントン・パフォー マンス連動ボンドプラ スファンド16 - 03(豪 ドル建)	(7,477,115.62)	(4.14)%	-
MUFGLM (副管理会社)	該当なし	該当なし	該当なし
第三当事者	該当なし	該当なし	該当なし

<u>次へ</u>

## STATEMENT OF NET ASSETS AS AT AUGUST 31, 2017

BOND PLUS FUND LINKED TO THE PERFORMANCE OF WINTON 16-03 (AUD)

	505566
ASSETS	
Investments in securities at cost value	167,733,900.00
Unrealized depreciation	(10,020,874.40)
Investments in securities at fair value	157,713,025.60
Cesh at banks	1,171,791.47
Cash at brokers	27,550,011.12
Formation expenses (note 3)	163,443.10
	186,598,271.29
LIABILITIES	
Accrued expenses (note 4)	(383,188.56)
Unrealized depreciation on swaps (note 12)	(5,490,383.13)
	(5,873,551.69)
TOTAL NET ASSETS	180,724,719.60
UNITS OUTSTANDING	196,100,000
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.8212

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

STATEMENT OF OPERATIONS FOR THE PERIOD FROM MARCH 29, 2016 (COMMENCEMENT OF OPERATIONS) TO AUGUST 31, 2017

BOND PLUS FUND LINKED TO THE PERFORMANCE OF WINTON 16-03 (AUD)

AUD

INCOME	
Interest on bank accounts	554,805.18
Interest on structured note	1,918,738.43
Interest on awaps	485,148.94
Other Income	1,572.97
	2,960,065.50
EXPENSES	
Administration and management fees (note 5)	(673,432.09)
Agent company fees (note 6)	(187,084.50)
Amortization of formation expenses (note 3)	(65,250.14)
Distributor fees (note 7)	(1,683,580.51)
Investment advisory fees (note 8)	(748,174.98)
Investment management fees (note 9)	(375,497.19)
Other fees	(23,343.48)
Professional fees	(29,024.36)
Sub-custodian fees	(11,814,61)
Trustee fees (note 10)	(109,433.45)
	(3,908,615.31)
NET INVESTMENT LOSS	(946,549.81)
Net realized loss on investments (note 14)	(7,429,480.91)
Net realized gain on foreign exchange translation of other assets and liabilities	957,419.47
Net realized loss on forward foreign exchange contracts (note 14)	(4,201.19)
Net realized loss on swaps. (note 14)	(2,471,881.43)
NET REALIZED LOSS FOR THE PERIOD	(8,948,124.06)
Change in net unrealized (depreciation):	
on investments (note 14)	(10,020,874,40)
on swaps (note 14)	(5,490,383.13)
	(15,511,257.53)
DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(25,405,931,40)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT AUGUST 31, 2017

#### NOTE 1 GENERAL

KOKUSAI - MUGC TRUST (the "Trust") is an open-ended exempted umbrella unit trust established by the Trust Deed under the Trusts Law of the Cayman Islands by a declaration of Trust dated July 29, 2011 (as supplemented or amended from time to time) executed by the Trustee and the Manager. The Trust registered under the Mutual Funds Law on August 3, 2011.

The financial statements only relate to the following Sub-Trust:

- Bond Plus Fund Linked to the Performance of Winton 16-03 (AUD)

There is only one class of unit in issue.

The investment objective of the Sub-Trust is to pursue capital gain over the medium to long term, while aiming to ensure a Net Asset Value per Unit at the time of the Scheduled Maturity Date (April 10, 2025) that is not less than 100% of the Offer Price. The Sub-Trust aims to achieve the Investment Objective by utilizing the Swap with the aim of achieving a capital gain and by investing in the Notes with the aim of protecting the Sub-Trust's Offer Price denominated in AUD as of the Scheduled Note Maturity Date.

#### NOTE 2 UNIT CAPITAL

Subscription of Units

The minimum subscription amount is 10,000 Unit.

The Offer Price AUD 1.00 per Unit.

Repurchase of Units

Units may be submitted for redemption at the option of Unitholders on each Redemption Day up to and including the Final Redemption Day, subject to the applicable Redemption Fee. In order for an application for redemption of Units to be dealt with on a Redemption Day, the Redemption Notice must be received by the Administrator by the Specified Time two Business Days prior to the applicable Redemption Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received with respect to the next Redemption Day.

Distribution

The Sub-Trust will not make any distributions.

#### NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

## Valuation of the investments in securities and derivatives

- Certificates of deposit acquired at their nominal value and other deposits shall be valued at their principal amount plus accrued interest from the date of acquisition;
- (ii) The value of any pre-paid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received shall be deemed to be the full amount thereof unless in any case the Manager is of the opinion that it is unlikely to be paid or received in full in which case the value thereof shall be arrived at after making such discount as the Manager may consider appropriate in such case to reflect the true value thereof;

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT AUGUST 31, 2017 (continued)

#### NOTE 3

#### SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

- (iii) Unlisted securities are valued at fair market value as determined in good faith by the Investment Advisor, taking into consideration such factors as the Investment Advisor deems appropriate, including recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services;
- (iv) All interest accrued on any interest-bearing securities except to the extent that the same is included in the principal value of such security;
- (v) Notwithstanding the above methods of valuation, where no method of calculation is stated or, in the opinion of the Manager, such method is not practicable or adequate, the Administrator shall be entitled in good faith to use such valuation method as the Manager, in consultation with the Investment Advisor, considers fair in the circumstances.

#### Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sale of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

#### Foreign exchange translation

The financial statements are expressed in AUD. Bank accounts, the investment portfolio and other assets or liabilities expressed in currencies other than AUD are translated into AUD at the applicable exchange rates prevailing at August 31, 2017.

Dividend income in currencies other than AUD is accounted for using the exchange rates prevailing at the ex-dividend date.

Other income and expenses expressed in currencies other than AUD are translated into AUD at the applicable exchange rates prevailing at transaction date.

Resulting realized and change in unrealized foreign exchange gains or losses are included in the statement of operations.

#### Cost of investment securities

The cost of investment securities expressed in currencies other than AUD is translated into AUD at the applicable exchange rate at the transaction date.

#### Investment income

Interest income is recognized on an accrual basis.

#### Forward foreign currency exchange contracts

The unrealized appreciation or depreciation resulting from outstanding forward foreign currency exchange contracts are determined on the valuation day on the basis of the forward foreign currency exchange prices applicable on this date and are included in the statement of net assets.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT AUGUST 31, 2017 (continued)

#### NOTE 3 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Realized gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognized in the statement of operations.

#### Valuation of Total Return Swaps

Cash flows in and out of the Sub-Trust in connection with total return swaps are converted to present value on the valuation date at the zero-coupon swap rate corresponding to the maturity of these cash flows. The payment received by the protection buyer, which is a combination of options, is also converted to present value and determined by several parameters, notably the price, the volatility and the likelihood of the underlying assets defaulting. The value of total return swap contracts is the difference between the two present value conversions described above.

#### Cash at brokers

In line with the applicable legal documentation, the amount of this caption solely represents the collateral related to the Total Return Swap held by the Sub-Trust as at August 31, 2017.

#### Formation expenses

Formation expenses are amortized over a period of five (5) years.

#### NOTE 4 ACCRUED EXPENSES

BOND PLUS FUND LINKED TO THE PERFORMANCE OF WINTON 16-03 (AUD)
AUD
62,340.11

Administration and management fees (note 5)	62,340.11
Agent Company fees (note 8)	17,316.74
Distributor fee (note 7)	155,850.57
Investment advisory fees (note 8)	69,266.94
Investment management fees (note 9)	36,001.65
Other fees	2,978.22
Professional fees	29,024.36
Trustee fees (note 10)	10,389.97
TOTAL	383,168.56

#### NOTE 5 ADMINISTRATION AND MANAGEMENT FEES

The Manager (including the Sub-Manager and Administrator) is entitled to receive a fee of 0.18% per annum on the aggregated Offer Price of the outstanding Units of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in amears.

#### NOTE 6 AGENT COMPANY FEES

The Agent Company is entitled to receive a fee of 0.05% per annum on the aggregated Offer Price of the outstanding Units of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT AUGUST 31, 2017 (continued)

#### NOTE 7 DISTRIBUTOR FEES

The Distributor is entitled to receive a fee of 0.45% per annum on the aggregated Offer Price of the outstanding Units of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

#### NOTE 8 INVESTMENT ADVISORY FEES

The Investment Advisor is entitled to receive a fee of 0.20% per annum on the aggregated Offer Price of the outstanding Units of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

#### NOTE 9 INVESTMENT MANAGEMENT FEES

The Investment Manager is entitled to receive a fee of 0.10% per annum on the aggregated Offer Price of the outstanding Units of the Sub-Trust. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

#### NOTE 10 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive a fee of 0.03% per annum on the aggregated Offer Price of the outstanding Units of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 5,000 per annum. Such fee is accrued daily and is payable quarterly in arrears.

#### NOTE 11 TAXATION

There are no income, corporation, capital gains or other taxes in effect in the Cayman Islands on the basis of present legislation. The Trustee has applied for and received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trusts Law of the Cayman Islands, an undertaking on behalf of the Trust that, for a period of 50 years from August 3, 2011 (date of set up of the Trust), no law hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate, duty or inheritance tax will apply to any income or property of the Trust, or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income.

#### NOTE 12 UNREALIZED RESULTS ON TOTAL RETURN SWAPS

Notional amount	Currency	Meturity date	Swap at merket value (AUD)
AUD 198,180,000.00	AUD	04/01/2025	(5,490,383.13)
		7.5 C.	(5.490.383.13)

As at August 31, 2017, the unrealized depreciation on this contract is equal to the market value of AUD 5,490,383.13. The Swaps counterparty is Deutsche Bank AG London.

#### NOTE 13 CHANGES IN THE PORTFOLIO

A detailed schedule of the portfolio changes for the period from March 29, 2018 (commencement of operations) and ended August 31, 2017 is available free of charge upon request at the registered office of the Manager.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT AUGUST 31, 2017 (continued)

#### NOTE 14

REALIZED GAIN/(LOSS) AND CHANGE IN NET UNREALIZED APPRECIATION/ (DEPRECIATION) ON INVESTMENTS

Realized gain/(loss) for the period ended August 31, 2017 can be analysed as follows :

	AUD
Realized gain on sales of investments	1,170.00
Realized loss on sales of investments	(7,430,630.91)
Net realized gain/(loss) on sales of investments	(7,429,460.91)
Resilted gain on forward foreign exchange contracts	73.45
Realized loss on forward foreign exchange contracts	(4,274.64)
Net realized gain/(lose) on forward foreign exchange contracts	(4,201.19)
Realized gain on futures contracts	708.82
Realized loss on futures contracts	(708.82)
Net realized gain/(loss) on futures contracts	
Realized gain on swap contracts	548,505.67
Realized (loss) on swap contracts	(3,018,387.10)
Net realized gain/(loss) on swap contracts	(2,471,881.43)

Change in net unrealized appreciation/(depreciation) for the period ended August 31, 2017 can be analysed as follows:

	August 31, 2017 (AUD)	Change in net unrealized appreciation/ (depreciation) August 31, 2017 (AUD)
Change in net unrealized appreciation/(deprec	ciation) on investments	***************************************
Unrealized appreciation		
Unrealized depreciation Net unrealized	(10,020,874.40)	(10,020,874.40)
appreciation/(depreciation)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
Change in net unrealized appreciation/(deprec	dation) on swep contracts	
Unrealized appreciation	-	2
Unrealized depreciation	(5,490,383.13)	(5,490,383.13)
Net unrealized appreciation/(depreciation)	(6,490,383.13)	(5,490,383.13)

#### **UNAUDITED APPENDIX**

#### DISCLOSURE IN ACCORDANCE WITH REGULATION (EU) No. 2015/2365 ON SFTR

As at August 31, 2017, the sub-fund Bond Plus Fund Linked to the Performance of Winton 16-03 (AUD) has entered into the following total return swaps:

	Maturity	(AUD)	Collateral amount received	Type of colleteral	Quality of colleteral	Collateral Currency
AUD	04/01/2025	-5,490,383.13	:	n/a	n/a	n/a
	Total (AUD)	-5,490,383.13				
	% of AUM	3.03798%				
	Top 10 counterparties	Domicile	Currency	Underlying		Settlemen

	counterparties	Domicile	Currency	Underlying	Settlement
AUD	Deutsche Bank AG	Germany	AUD	MUMSS 16-03 AUD dbSelect Winton Ref Index	bilateral

#### Top 10 largest collateral issuers:

Issuer's name	Market Value of collateral received
n/a	
Total	

## Maturity tenor of the TRS and collateral received:

Maturity Basket	Market value of TRS per maturity basket (AUD)	Market value of the received collateral for the TRS per maturity basket				
< 1 day						
2-7 days	護	¥1				
8-30 days	12	21				
31-90 days	17	7/				
91-365 days	1.5	•				
>365 days	-5,490,383.13	*				
open maturity	9 <u>1</u>	2				
Total (USD)	-5,490,383.13					

## **UNAUDITED APPENDIX (continued)**

# DISCLOSURE IN ACCORDANCE WITH REGULATION (EU) No. 2015/2365 ON SFTR (continued)

#### Data on reuse of collateral:

Total Amounts of Collateral Received	Amount of Collateral Reused	Reuse Limit	Share of Reuse	Cash Collateral reinvestment/ reuse returns
n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

#### Safekeeping of collateral received by the sub-fund:

List of custodians	Market value of collateral assets safe-kept			
n/a	•			
Total				

## Safekeeping of collateral granted/pledged by the sub-fund:

% of total collateral pledged		
100.00%		
(* )		
₹¥3		
100.00%		

## Data on return and cost generated by the TRS activity:

Breakdown	Revenue (e.g. gross Income, change in unrealized result)	% of overall returns generated by TRS	Direct and Indirect costs and fees deducted TRS revenue	
Bond Plus Fund Linked to the Performance of Winton 16-03 (AUD)	-7,477,115.62	-4.14%	(*)	
MUFGLM (i.e. sub-manager)	n/a	n/a	n/a	
Third parties	n/a	n/a	n/a	

# 2【ファンドの現況】

# 【純資産額計算書】

## (2018年12月末日現在)

	豪ドル(を除く)	千円( および を除く)
資産総額	134,038,639.75	10,479,141
負債総額	342,275.84	26,759
純資産価額( - )	133,696,363.91	10,452,382
発行済口数	137,990	0,000□
一口当たり純資産価格( / )	0.9688	76円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次の通りです。

取扱機関 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番 日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、その責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

#### (2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはなりません。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授権された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有します。投票による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授権された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券一口につき一議決権を有します。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%以上の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において、挙手による決議に関しては決議に参加した受益者の4分の3以上の多数により可決され、もしくは、投票による決議が適式に要求された場合には、当該投票において行使された議決権数の4分の3以上の多数により可決されます。

## (3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

## 第二部【特別情報】

## 第1【管理会社の概況】

## 1【管理会社の概況】

## (1) 資本金の額(2018年12月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約208億円)

発行済株式総数 5,051,655株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がありません。

最近5年間における資本金の額の増減は以下の通りです。

2013年12月末日	37,117,968.52米ドル
2014年12月末日	37,117,968.52米ドル
2015年12月末日	37,117,968.52米ドル
2016年12月末日	37,117,968.52米ドル
2017年11月9日	187,117,965.90米ドル
2017年12月末日	187,117,965.90米ドル
2018年12月末日	187,117,965.90米ドル

#### (2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理 会社の株主であることを要しません。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まります。取締役は再任されることができます。株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されます。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができます。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長ならびに株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役1名(取締役である必要はありません。)を選出することができます。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとします。 緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできます。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事します。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されていますが、受託会社は、以下の場合、かかる任命をただちに解除することができます。(a)管理会社が清算される場合、(b)管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c)受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d)決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e)発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければなりません。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有します。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければなりません。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不適切な行為、詐欺または重過失の場合を除き、信託証書に基づく職務の遂行について、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負いませか。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、( )ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは( )管理会社の行為に関係し、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が実際に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費(弁護士費用および会計士費用を含みますが、これらに限定されません。)、判決および和解において支払われる金額(ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とします。)を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとします。ただし、信託証書に基づく職務の遂行について、かかる行為が故意の不適切な行為、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りではありません。

管理会社は、2018年11月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別 (基本的性格)	類別(基本的性格)     本数   純資	
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	49	4,693,900,393.02米ドル

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

## 3【管理会社の経理状況】

- a.管理会社の最近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b.管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c.管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2018年12月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.00円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1)【貸借対照表】

## ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

# 貸借対照表 2017年12月31日現在 (単位:米ドル)

## 資産

注	己	17年	2016年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局に 31.1,31 おける残高	3 2,294,618,594	254,702,664	1,980,130,866	219,794,526
金融機関に対するローンおよび <sub>3,15,31.1,31</sub> 貸付金	3 4,079,919,230	452,871,035	3,018,465,826	335,049,707
a) 要求払い	3,137,919,230	348,309,035	1,963,465,826	217,944,707
b) その他のローンおよび 貸付金	942,000,000	104,562,000	1,055,000,000	117,105,000
顧客に対するローンおよび 31.1,31 貸付金	3 265,472	29,467	147,465	16,369
株式およびその他の変動利回り 4,15,31.1,31 有価証券	3 14,984	1,663	13,162	1,461
関連会社株式 4,5,7	5 0	0	8,036,038	892,000
有形資産	5 4,125,181	457,895	4,627,120	513,610
その他の資産	180	20	158	18
前払金および未収収益 6,	5 24,028,149	2,667,125	26,098,088	2,896,888
資産合計	7 6,402,971,790	710,729,869	5,037,518,723	559,164,578

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

# ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表 (続き) 2017年12月31日現在 (単位:米ドル)

## 負債

	注記	2017年		2016年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する未払金	15,31.1	2,103,521,459	233,490,882	1,535,758,747	170,469,221
a)要求払い		2,103,521,459	233,490,882	1,535,758,747	170,469,221
顧客に対する未払金	8,15,31.1	3,913,497,702	434,398,245	3,299,365,691	366,229,592
a) 要求払い		3,913,497,702	434,398,245	3,289,365,691	365,119,592
b) 合意済み満期日付		0	0	10,000,000	1,110,000
その他の負債	9	1,867,543	207,297	1,779,768	197,554
未払金および繰延利益	10,15	18,519,456	2,055,660	17,462,016	1,938,284
引当金		20,211,255	2,243,449	13,349,845	1,481,833
a) 納税引当金	11	18,691,834	2,074,794	12,136,433	1,347,144
b) その他の引当金	12	1,519,421	168,656	1,213,412	134,689
発行済資本	13	187,117,966	20,770,094	37,117,969	4,120,095
準備金	14	124,372,931	13,805,395	110,530,593	12,268,896
繰越損益	14	4,686	520	1,346	149
当期利益		33,858,792	3,758,326	22,152,748	2,458,955
負債合計	16	6,402,971,790	710,729,869	5,037,518,723	559,164,578

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

# ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

# オフ・バランス・シート項目 2017年12月31日現在 (単位:米ドル)

	注記	2017年		201	6年
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	17,31.1	578,509	64,214	545,385	60,538
内訳:					
保証金および担保証券として 差入れた資産		578,509	64,214	545,385	60,538
信託運用	20 8	31,804,130,253	9,080,258,458	64,575,929,958	7,167,928,225

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

## (2)【損益計算書】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

# 損益計算書 2017年12月31日に終了した年度 (単位:米ドル)

	注記	2017	Ŧ	2016 <sup>2</sup>	Ŧ
	_	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		54,056,442	6,000,265	29,666,848	3,293,020
<u>内訳:</u>					
- 預金について受領された負の 利息		2,221,669	246,605	1,866,700	207,204
- 為替スワップからの金利差益		27,650,438	3,069,199	15,403,567	1,709,796
未払利息および類似費用		(16,495,414)	(1,830,991)	(7,692,118)	(853,825)
内訳:					
<ul><li>ローンおよび貸付金について 支払われた負の利息</li></ul>		(9,439,648)	(1,047,801)	(5,812,307)	(645,166)
- 為替スワップからの金利差損		(254,716)	(28,273)	(116,191)	(12,897)
有価証券からの収益		750,200	83,272	1,540,691	171,017
株式およびその他の変動利回り 有価証券からの収益		750,200	83,272	1,540,691	171,017
未収手数料	21	106,256,230	11,794,442	102,098,058	11,332,884
未払手数料		(52,040,385)	(5,776,483)	(49,567,473)	(5,501,990)
金融業務の純利益		6,388,924	709,171	3,841,996	426,462
その他の事業収益	22	2,484,563	275,786	776,916	86,238
一般管理費用		(51,064,124)	(5,668,118)	(49,304,431)	(5,472,792)
a) スタッフ費用	24,25	(20,806,005)	(2,309,467)	(18,758,113)	(2,082,151)
内訳:					
- 賃金およびサラリー		(16,838,247)	(1,869,045)	(15,510,238)	(1,721,636)
- 社会保障費		(2,420,642)	(268,691)	(2,190,449)	(243,140)
内訳:					
- 年金に関する社会保障費		(1,541,426)	(171,098)	(1,388,637)	(154,139)
b) その他の一般管理費用	26,30	(30,258,119)	(3,358,651)	(30,546,318)	(3,390,641)

### ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

有形および無形資産に関する価値調整		(2,589,398)	(287,423)	(2,121,992)	(235,541)
その他の事業費用	23	(507,993)	(56,387)	(449,139)	(49,854)
偶発債務およびコミットメント に対する引当金	12	0	0	2,237,832	248,399
経常収益にかかる税金	11,27.1	(11,831,429)	(1,313,289)	(8,162,892)	(906,081)
税引後経常収益		35,407,616	3,930,245	22,864,296	2,537,937
前勘定科目に表示されていないその他の 税金	27.2	(1,548,824)	(171,919)	(711,548)	(78,982)
当期利益	;	33,858,792	3,758,326	22,152,748	2,458,955

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

### ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. 財務諸表に対する注記 2017年12月31日現在

### 注1 一般事項

### 1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。MIBLの主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

2016年 5 月1日付で、ミツビシUF J グローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (以下「MIBL」という。)へ変更した。

2017年5月31日付で、三菱UFJ信託銀行株式会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の議決権付株式の100%を取得した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループの専務取締役および社外取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

### 1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

### 1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、 暦年と一致している。

### 注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。 これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

### 2.1. 貸借対照表における取引計 上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

### 2.2. 外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる未実現損益の場合、期末に中立化される。

### 2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融 商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。2017年度に計上された先渡取引の未実現損失に対する引当金はない(2016年:45,798米ドル)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

### 2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

- 2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整 ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。
- 2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク 持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、財務書類作成日にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ 1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2017年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2016年:なし)。

### 2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注 2.5の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

### 2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

・ハードウェア機器:4年

・ソフトウェア: 4年および5年

・その他の無形資産:5年 ・その他の有形資産:10年

### 2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

### 2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

### 2.11. 前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

### 2.12. 未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

### 2.13. 引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実 に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的として いる。

### 2.14. 収益の認識

当行の主な収入源は、利息および受取手数料で構成される。当行は、顧客に提供する幅広いサービスから報酬および受取手数料を獲得する。

収益は、一般に、サービスが提供される期間にわたって関連するサービスが履行または認識される 時点で計上される。

### 注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりであ る。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
3 か月以下	135,000,000	477,000,000
3か月超1年以下	807,000,000	578,000,000
	942,000,000	1,055,000,000

### 注 4 譲渡可能有価証券

「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券はすべて、 14,984米ドル(2016年:13,162米ドル)の未上場有価証券で構成される。

### 関連会社株式の要約

2017年12月31日現在、当行は、「関連会社株式」に計上される参加持分を保有していない。

### 注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

### 固定資産:

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1.関連会社株式	8,036,038	0	(8,554,715)	518,677	0	0	0
2 . 有形資産	17,154,653	1,446,747	(190,665)	2,375,385	20,786,120	16,660,939	4,125,181
a ) ハードウェア	1,179,119	14,349	(20,605)	163,271	1,336,134	1,185,140	150,994
b ) ソフトウェア	13,748,336	1,412,852	(102,933)	1,903,716	16,961,971	13,819,058	3,142,913
c )その他付属品、 家具、機器、 車両	2,227,198	19,546	(67,127)	308,398	2,488,015	1,656,741	831,274
3.無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づい て取得したのれん		0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

### 注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
米国内国歳入庁、米国税務当局に支払われた前払金	1,258,254	2,285,714
未収利息	4,666,886	4,629,590
管理会社手数料	283,041	357,395
信託業務手数料	1,969,915	1,659,378
全体保管手数料	8,936,086	9,508,271
投資ファンド手数料	3,813,147	3,256,497
前払一般経費	644,074	341,661
前払法人税	134,936	119,089
未収還付付加価値税(VAT)	690,238	2,536,828
その他の未収収益	566,677	695,606
その他の手数料	671,075	387,492
その他の前払金	393,820	320,567
	24,028,149	26,098,088

### 注7 外貨建て資産

2017年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、4,008,887,622米ドル(2016年:3,681,116,769米ドル)である。

### 注8 顧客未払金

2017年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、0米ドル(2016年:10,000,000米ドル)であった。

### 注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
優先債務	841,978	732,625
諸債務	1,025,565	1,047,143
	1,867,543	1,779,768

### 注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
未払手数料	6,607,907	6,454,913
未払一般経費	5,653,314	3,551,199
未払利息	885,708	113,912
保管報酬に関連する繰延収益	524,416	721,710
外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化(注2.2)	4,680,727	4,955,817
税務当局から受領した2012年-2014年度の未収還付付加 価値税(VAT)	0	1,556,606
その他の未払費用	142,861	51,140
その他の仮受金	24,523	56,719
	18,519,456	17,462,016

### 注11 税金 - 為替差損失: 繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された 当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日(改正)法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2017年12月31日現在、繰延税負債はない。

### 注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
報酬引当金	1,519,421	1,167,614
先渡取引の未実現損失に対する引当金 (注2.3)	0	45,798
	1,519,421	1,213,412

### 注13 発行済資本

2017年11月9日現在、当行は株式資本を149,999,997.38米ドル増加させた。

2017年12月31日現在、当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの5,002,575株およびクラスBの49,080株に対して187,117,965.90米ドルである。

### 注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2017年 1 月 1 日現在の残高	3,711,797	106,818,796	1,346
2016年12月31日終了年度の利益	-	-	22,152,748
利益の増加			
- 株主への配当金支払	-	-	(33,057)
- 2017年純資産税準備金への振替	-	4,276,351	(4,276,351)
- 2011年純資産税準備金からの振替	-	(3,100,000)	3,100,000
- 自由準備金への割り当て	-	20,940,000	(20,940,000)
- 株主への現物分配		(8,274,013)	0
2017年12月31日現在の残高	3,711,797	120,661,134	4,686

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。

2015年11月19日付でルクセンブルグ税務当局により発行された通達 、Fort. N°47bisは、納税者が2014年および2015年の両年度の純資産税控除の恩恵を十分に受けるために純資産税準備金を一つのみ設定することが出来るよう、専門の規則を定めている。かかる引当金は、2014年および2015年(経過措置)に利用可能な最も高い控除額の5倍に相当する。総額17,049,049米ドル(2016年:15,872,698米ドル)の純資産税特別準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2017年3月24日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、4,276,351米ドルを2017年の純資産税特別準備金に割り当て、また、2011年の純資産税特別準備金3,100,000米ドル(2,388,015ユーロ)を準備金に計上した。

2017年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2017年 純資産税準備金 米ドル	2017年 純資産税準備金 ユーロ
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年-2015年	3,019,136	2,495,050
2016年	3,348,440	3,082,425
2017年	4,276,351	4,049,050
2017年12月31日現在の残高	17,049,049	14,383,130

2017年5月30日に、取締役会は、当行のクラスAの株式保有者のために、当行が保有するMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.の全株式の譲渡を通じて中間配当を現物で支払うことを決定している。2017年6月1日付で、8,274,013米ドル(7,375,000ユーロ相当)の中間配当の分配が行われた。

### 注15 関連会社残高

2017年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	ıl Fi	叫此为我口首(外色双具后的
	2017年 米ドル	2016年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,789,891,462	2,603,563,578
関連会社株式	0	8,036,038
前払金および未収収益	10,791,736	11,780,647
	3,800,683,198	2,623,380,263
負債		
	2017年 米ドル	2016年 米ドル
金融機関に対する未払金	2,098,463,451	1,532,309,759
顧客に対する未払金	659,726,748	94,447,464
未払金および繰延利益	4,972,871	4,161,707
	2,763,163,070	1,630,918,930

当行は、2017年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局(CSSF)は、2013年6月26日付の(パート4)規則 (EU)575/2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ(三菱UFJフィナンシャル・グループ)に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2017年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、3,822,601,922米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2017年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,789,888,999
前払金および未収収益	4,751,803
外国為替取引(市場リスク手法)	27,961,120_
	3,822,601,922

### 注16 外貨建て負債

2017年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、2,973,768,077米ドル(2016年:3,687,241,556米ドル)である。

### 注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
発行済念書	578,509	545,385

期末現在、関連会社残高はなかった。

### 注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

2017年	2016年
米ドル	米ドル

建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント

521,191

1,351,407

期末現在、関連会社残高はなかった。

### 注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2017年12月31日および2016年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

### 通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引(スワップ、アウトライト)

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

### 注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

### 注21 未収手数料

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
投資ファンド報酬	19,403,089	17,042,693
機関投資家からの全体保管報酬	74,948,090	75,850,929
信託取引報酬	10,347,746	8,068,217
管理会社に対するサービス報酬	1,003,474	905,203
その他の報酬および手数料	553,831	231,016
	106,256,230	102,098,058

未収手数料は、以下で構成される。

投資ファンド報酬は、保管業務、中央管理事務代行業務、預託業務およびその他の業務に関して投資ファンドに課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、管理下にあるファンドの純資産価額に基づいて計算される。

機関投資家からの全体保管報酬は、証券取引管理、決済、コーポレートアクション、収益回収および 議決権代理行使を含む全体保管業務に関して機関投資家に課される報酬および手数料で構成される。当 該報酬は、預り資産および取引数に基づいて計算される。

信託取引報酬は、保管取引、キャッシュ・マネジメントおよびフィデューシャリー・ノートの発行を 含む受託資産から得られる報酬および手数料で構成される。当該報酬は、運用資産および取引数に基づ いて計算される。

管理会社に対するサービス報酬には、機能的支出をカバーする報酬および品質保証契約に基づくサポート・サービスに対する報酬が含まれる。

その他の報酬および手数料には、上場代理人報酬、保証報酬、銀行サービス報酬およびファンド注文 デスクサービス報酬などの様々な報酬が含まれる。

### 注22 その他の事業収益

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
過年度の手数料の調整	226,068	437,964

		有個	<b>西証券報告書(外国投資信託受</b>
	過年度の一般経費調整からの利益	568,181	161,260
	管理会社から受領したサブ・レンタル報酬 (品質保証契約)	67,500	66,722
	前年度の還付付加価値税(VAT)(2012年-2014年度)	1,441,990	0
	その他	180,824	110,970
		2,484,563	776,916
注23	その他の事業費用		
, <u> </u>		2017年 米ドル	2016年 米ドル
	過年度の一般経費調整からの費用	346,695	122,929
	過年度の手数料	137,159	293,332
	過年度の利息	13,741	15,350
	その他事業損失	10,398	17,528
	C 07 16 开来原人	507,993	449,139
注24	従業員数		
<i>i</i> 土24	促業員数 当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。		
		2017年 人数	2016年 人数
	上級管理職	30	29
	中間管理職	66	71
	従業員	74	76
		170	176
注25	経営者報酬		
/120	当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮し	て以下のとおり手当	を与えた。
		2017年 米ドル	2016年 米ドル
	上級管理職	5.832.575	5.151.542

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
上級管理職	5,832,575	5,151,542
内、各種報酬	871,739	791,860
内、固定報酬	4,960,836	4,359,682

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。 2017年12月31日および2016年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して 貸付および与信をしていなかった。

### 注26 その他の一般管理費用

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
データ費用	1,165,998	1,223,338
維持費	1,041,720	933,559
会費	1,442,936	800,032
専門家報酬	4,376,343	4,308,794
賃貸および関連費用	1,109,879	1,067,196
業務契約	5,192,885	5,057,176
業務費用	3,412,539	3,985,016
システム費用	11,204,978	12,041,688

通信費用	384,358	361,065
旅費、交通費、出張費	226,957	135,383
その他の費用	699,526	633,071
	30,258,119	30,546,318

2016年12月29日現在、当行は、2012年度から2015年度までの前払費用(専門家報酬:701,908米ドル、システム費用:672,840米ドル)として扱われていた専門家報酬およびシステム費用の残高を、費用計上している。

会費の増加は、2017年度中に単一破綻処理基金に支払われた費用の増加に起因する。

### 注27 税金

### 27.1. 経常収益にかかる税金

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
法人税	8,893,072	6,270,710
地方事業税	2,938,357	1,892,182
	11,831,429	8,162,892
27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金		 2016年 米ドル
純資産税	0	33
付加価値税(VAT)	1,483,823	661,473
その他の税金	65,001	50,042
	1,548,824	711,548

### 注28 親会社

2017年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が100%を共同で出資する子会社である。

当行の財務書類には、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登録住所を有する三菱UFJ信託銀行株式会社の連結財務書類が含まれている。

持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

### 注29 預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律(以下「法律」という。)を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014/59/EUならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014/49/EUに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

預金保証制度(「ルクセンブルグ預金保証基金」(以下「FDGL」という。))および投資者への補償制度(「ルクセンブルグ投資家補償制度」(以下「SIIL」という。))は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるものである。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

金融機関は、それぞれFDGLに対して、ルクセンブルグの銀行破綻処理基金(「ルクセンブルグ破綻処理基金」(以下「FRL」という。))に毎年拠出する。

法律第107条(1)において定義されるとおり、FRL積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも1%に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって回収される予定である。

法律第179条(1)において定義されるとおり、FGDLの積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8%に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる金額は、2016年から2018年にわたって回収される予定である。法律第180条(1)において定義されるとおり、0.8%の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファーとして追加の付保預金の0.8%を構築するために、さらに8年間継続して拠出するものとする。

2017年12月31日終了年度において、当行の年間拠出金は、970,420ユーロ(1,075,566米ドル)であった。

### 注30 監査報酬

会計年度中、当行は監査法人およびその全ネットワークから以下の報酬(付加価値税(VAT)を除く)を請求されている。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
監査報酬	265,049	258,355
監査関連報酬	157,633	109,445
税務費用	41,309	39,625
その他の報酬	26,272	6,692
	490,263	414,117

会計年度中に監査法人の全ネットワークにより提供された非監査業務には、以下の業務が含まれていた。

- a. 2017年1月1日から2017年12月31日までの期間におけるISAE3402/SOC1タイプ2報告書
- b. 納税申告書の作成
- c. 付加価値税 (VAT) 申告書の作成

### 注31 金融商品の開示

### 31.1. 主要な非トレーディング金融商品

2017年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

1 年 紹

3か月紹

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	0	0	0	0	0
BCL残高	2,294,618,594	0	0	0	2,294,618,594
金融機関に対するローン および貸付金	3,272,919,230	807,000,000			4,079,919,230
顧客に対するローンおよび 貸付金	265,472	0	0	0	265,472
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	14,984	14,984
合計	5,567,803,296	807,000,000	0	14,984	6,374,818,280
金融負債商品クラス					
	2,103,521,459	0	0	0	2,103,521,459
商品クラス	2,103,521,459 3,913,497,702	0	0	0	2,103,521,459 3,913,497,702
商品クラス 金融機関に対する未払金					
商品クラス 金融機関に対する未払金 顧客に対する未払金 偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている					
商品クラス 金融機関に対する未払金 顧客に対する未払金  偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている 項目  担保証券として差し入れられ	3,913,497,702	0	0	0	3,913,497,702

### 2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,569	0	0	0	1,569
BCL残高	1,980,129,297	0	0	0	1,980,129,297
金融機関に対するローン および貸付金	2,440,465,826	578,000,000	0	0	3,018,465,826
顧客に対するローンおよび 貸付金	147,465	0	0	0	147,465
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	13,162	13,162
合計	4,420,744,157	578,000,000	0	13,162	4,998,757,319
金融負債					
金融機関に対する未払金	1,535,758,747	0	0	0	1,535,758,747
顧客に対する未払金	3,299,365,691	0	0	0	3,299,365,691
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目					
担保証券として差し入れられ た保証金および資産	545,385	0	0	0	545,385
合計	4,835,669,823	0	0	0	4,835,669,823

### 31.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2017年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品 (当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,257,117,915	0	0	0	3,257,117,915	24,750,086
スワップ	812,986,742	0	0	0	812,986,742	2,151,255
合計	4,070,104,657	0	0	0	4,070,104,657	26,901,341
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,057,118,085	0	0	0	3,057,118,085	22,397,245
スワップ	2,201,155,324	0	0	0	2,201,155,324	8,610,571
合計	5,258,273,409	0	0	0	5,258,273,409	31,007,816

上記の金額には、取引日が2017年12月31日以前で、評価日が2017年12月31日以降である店頭デリバ ティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品 (当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,513,328,420	14,474,319	0	0	1,527,802,739	15,342,558
スワップ	651,787,947	2,811,669	0	0	654,599,616	2,236,629
合計	2,165,116,367	17,285,988	0	0	2,182,402,355	17,579,187
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,395,026,531	14,882,836	0	0	1,409,909,367	14,796,033
スワップ	1,683,232,675	4,276,834	0	0	1,687,509,509	5,640,893
合計	3,078,259,206	19,159,670	0	0	3,097,418,876	20,436,926

上記の金額には、取引日が2016年12月31日以前で、評価日が2016年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

### 31.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報 2017年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2017年 簿価 米ドル	2016年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、BCL残高	2,294,618,594	1,980,130,866
EU加盟国	2,294,618,594	1,980,130,866
金融機関に対するローンおよび貸付金	4,079,919,230	3,018,465,826
EU加盟国	470,317,266	413,806,919
北および中央アメリカ	1,493,150,265	757,029,131
アジア	2,104,162,750	1,828,577,178
ヨーロッパ(非EU加盟国)	9,871,366	9,261,471
オーストラリアおよびニュージーランド	2,417,583	9,791,127
顧客に対するローンおよび貸付金	265,472	147,465
EU加盟国	4,473	125,983
北および中央アメリカ	39,775	21,482
アジア	221,074	0
ヨーロッパ(非EU加盟国)	150	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	14,984	13,162
北および中央アメリカ	12,008	10,547
E U加盟国	2,976	2,615
合計	6,374,818,280	4,998,757,319

### 31.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2017年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

2017年
未払想定元本
米ドル

2017年 リスク相当額 米ドル

### 金融資産

商品クラス別かつ地域別

外国為替取引

先渡

合計

EU加盟国	1,151,209,346	8,548,868
アメリカ	2,105,636,836	16,199,995
アジア	271,733	1,223
スワップ		
EU加盟国	812,986,742	2,151,255

2016年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

2016年 未払想定元本 米ドル

4,070,104,657

2016年 リスク相当額 米ドル

26,901,341

### 金融資産

商品クラス別かつ地域別

外国為替取引

先渡

EU加盟国	1,299,763,106	12,134,109
アメリカ	228,039,632	3,208,449
スワップ		
EU加盟国	654,599,617	2,236,629
合計	2,182,402,355	17,579,187

<u>次へ</u>

### BALANCE SHEET

December 31, 2017 (in USD)

### ASSETS

	Notes	2017	2016
Cash, balances with central banks and post office banks	31.1., 31.3.	2.294.618.594	1.980.130.866
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 31.1., 31.3.	4.079.919.230	3.018,465.826
a) repayable on demand     b) other loans and advances		3.137.919.230 942.000.000	1.963,465.826 1.055.000.000
Loans and advances to customers	31.1., 31.3.	265.472	147.465
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 31.1., 31.3.	14.984	13.162
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	0	8.036.038
Tangible assets	5	4.125.181	4.627.120
Other assets		180	158
Prepayments and accrued income	6, 15	24.028.149	26.098.088
TOTAL ASSETS	7.	6.402.971.790	5.037.518.723

### BALANCE SHEET

December 31, 2017 (in USD) - continued -

### LIABILITIES

	Notes	2017	2016
Amounts owed to credit institutions	15, 31.1.	2.103.521.459	1.535.758.747
a) repayable on demand		2.103.521.459	1.535,758,747
Amounts owed to customers	8, 15, 31.1.	3.913.497.702	3.299.365.691
a) repayable on demand     b) with agreed maturity dates		3.913.497.702 0	3.289.365.691 10.000.000
Other liabilities	9	1.867.543	1.779.768
Accruals and deferred income	10, 15	18.519.456	17.462.016
Provisions		20.211.255	13.349.845
a) provisions for taxation     b) other provisions	11 12	18.691.834 1.519.421	12.136.433 1.213.412
Subscribed capital	13	187.117.966	37.117.969
Reserves	14	124.372.931	110.530.593
Result brought forward	14	4.686	1.346
Profit for the financial year		33.858.792	22.152.748
TOTAL LIABILITIES	16	6.402.971.790	5.037.518.723

### OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2017 (in USD)

	Notes	2017	2016
Contingent liabilities of which:	17, 31.1.	578.509	545.385
guarantees and assets pledged as collateral security		578.509	545.385
Fiduciary operations	20	81.804.130.253	64.575.929.958

### PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2017 (in USD)

	Notes	2017	2016
Interest receivable and similar income		54.056.442	29.666.848
of which		0.004.000	4 000 700
<ul> <li>Negative interest received on deposits</li> <li>Interest Gain from foreign currency swap</li> </ul>		2.221.669 27.650.438	1.866.700 15.403.567
Interest payable and similar charges of which:		(16.495.414)	(7.692.118)
Negative interest paid on loans and advances     Interest Loss from foreign currency swap		(9.439.648) (254.716)	(5.812.307) (116.191)
Income from securities		750.200	1,540.691
Income from shares and other variable yield securities		750.200	1.540,691
Commission receivable	21	106.256.230	102.098.058
Commission payable		(52.040.385)	(49.567.473)
Net profit on financial operations		6.388.924	3.841.996
Other operating income	22	2.484.563	776.916
General administrative expenses		(51.064.124)	(49.304.431)
a) staff costs of which:	24, 25	(20.806.005)	(18.758.113)
- wages and salaries		(16.838.247)	(15.510.238)
- social security costs		(2.420.642)	(2.190.449)
of which: - social security costs relating to pensions		(1.541.426)	(1.388.637)
b) other administrative expenses	26, 30	(30.258.119)	(30.546.318)
Value adjustments in respect of tangible			
and intangible assets		(2.589.398)	(2.121.992)
Other operating charges	23	(507.993)	(449.139)
Provision for contingent liabilities and for			2.237.832
commitment	12	0	
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	(11.831.429)	(8.162.892)
Profit on ordinary activities after tax		35.407.616	22.864.296
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	(1.548.824)	(711.548)
Profit for the financial year		33.858.792	22.152.748

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

### NOTE 1 - GENERAL

### 1.1. Corporate matters

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (the "Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form.

The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49.080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1.817.968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37.117.968,52. The two major shareholders of MIBL hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

On May 31, 2017, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation obtained 100% of the voting shares of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A..

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and Independent Directors. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

- 14 -

### MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

### 2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

### 2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date.

Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. In case of unrealised results on position covered by foreign exchange swap, these are neutralized at year end.

### 2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

### MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. There is no provision for unrealized losses on forward deals recorded for the year 2017 (2016: USD 45.798).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

### 2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

### 2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

### 2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2017 (2016: USD 0).

### MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### 2.7. <u>Transferable securities</u>

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

### 2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

- · Hardware equipment: 4 years;
- · Software: 4 years and 5 years;
- · Other intangible assets: 5 years;
- Other tangible assets: 10 years.

### 2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

### 2.10. <u>Taxes</u>

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

### 2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

レクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

### MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### 2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

### 2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

### 2.14. Revenue recognition

The Bank's main streams of revenue are comprised of interests and commissions income. The Bank earns fee and commission income from a wide range of services it provides to its customers.

Revenue is generally recognized when the related services are performed or recognized over the period that the services are provided.

### NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Not more than three months	135,000.000	477.000.000
More than three months but less than one year	807.000.000	578.000,000
	942,000.000	1.055.000.000

### **NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES**

Transferable securities shown under the item "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 14.984 (2016: 13.162).

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017 - continued -

### Summary of shares in affiliated undertakings

As of December 31, 2017, the Bank no longer holds any participation recorded under "shares in affiliated undertakings".

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

## NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year.

in a	
တ	
-	
ш	
S	
Ø	
⋖	
ш	
×	
~	

	Gross value Additions Disposals Exchange Gross value at the at the beginning of financial year the financial	year USD USD USD USD	8.036.038 0 (8.554.715) 518.677	17.154.653 1.446.747 (190.665) 2.375.385 20.786.120	1.179.119 14.349 (20.605)	13.748.336 1.412.852 (102.933) 1.903.716 1	inture, 2.227.198 19.546 (67.127) 308.398 2.488.015	1.945.439 0 0 1.945.439	
TALD ASSELS.			1. Shares in affiliated undertakings	2. Tangible assets	a) Hardware	b) Software	<ul> <li>c) Other tixtures and fittings, flat furnit equipment and vehicles</li> </ul>	3. Intangible assets	Goodwill acquired for valuable

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

-20-

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Advance paid to IRS, US Tax authorities	1.258.254	2.285.714
Accrued interest income	4.666.886	4.629.590
Commission from the Management Company	283.041	357,395
Commission on fiduciary operations	1.969.915	1.659.378
Commission on global custody	8.936.086	9.508.271
Commission on investment funds	3.813.147	3.256.497
Prepaid general expenses	644.074	341.661
Prepaid income taxes	134.936	119.089
VAT recoverable	690.238	2.536,828
Other accrued income	566.677	695.606
Other Commissions	671.075	387.492
Other prepayments	393.820	320.567
	24.028.149	26.098.088

### NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2017, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 4.008.887.622 (2016: USD 3.681.116.769).

### NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2017, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2016: USD 10.000.000).

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Preferential creditors	841.978	732.625
Sundry creditors	1.025.565	1.047.143
	1.867.543	1.779.768

### NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Accrued commission	6.607.907	6.454.913
Accrued general expenses	5.653.314	3.551.199
Accrued interest expenses	885.708	113.912
Deferred income related to custody fees	524.416	721.710
Neutralization of foreign exchange results on position cov	vered	
by foreign exchange swap (note 2.2.)	4.680.727	4.955.817
VAT received from Tax authorities 2012-2014	0	1.556.606
Other accrued expenses	142.861	51.140
Other suspense receipt	24.523	56.719
	18.519.456	17.462.016

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

As at December 31, 2017, there are no deferred tax liabilities.

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

The second second providence and second seco		
	2017	2016
	USD	USD
Provision for remuneration	1.519.421	1.167.614
Provision for unrealized losses on forward deals		
(note 2.3.)	0_	45.798
	1.519.421	1.213.412

### NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

As of November 9, 2017, the Bank increased the share capital by an amount of USD 149.999.997,38.

As of December 31, 2017, the Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 187.117.965,90 for 5.002.575 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

### NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2017	3.711.797	106.818.796	1,346
Profit for the year ended December 31, 2016	1.2	23	22.152.748
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders	-		(33,057)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax 2017	3.43	4.276.351	(4.276.351)
- Transfer from Reserve for Net Worth Tax			
2011	-	(3.100.000)	3.100.000
- Allocation to Free reserve	2	20.940.000	(20.940.000)
- Distribution in Kind to Shareholders		(8.274.013)	0
Balance at December 31, 2017	3.711.797	120.661.134	4.686

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

The Circular I. Fort. N° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on November 19, 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The special reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 17.049.049 (2016: USD 15.872.698).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 24, 2017, the Bank has allocated an amount of USD 4.276.351 to special reserve for Net Worth Tax 2017 and reversed the available special reserve for Net Worth Tax constituted in 2011 which amounted to USD 3.100.000 (EUR 2.388.015).

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2017.

	2017 Reserve for Net Worth Tax	2017 Reserve for Net Worth Tax
Years	USD	EUR
2012	3:304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
2014 - 2015	3.019.136	2.495.050
2016	3.348.440	3.082.425
2017	4.276.351	4.049.050
Balance at December 31, 2017	17.049.049	14.383.130

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

On May 30, 2017, the Board of Directors has decided the payment in kind of an interim dividend through the transfer of all the shares of MUFG Lux Management Company S.A. held by the Bank in favour of the holder of class A shares of the Bank. The distribution of the interim Dividend was done on June 1, 2017 for an amount of USD 8.274.013 (equivalent of EUR 7.375.000)

### NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2017, the following balances with related parties are outstanding:

### **ASSETS**

	2017	2016
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	3.789.891.462	2.603.563.578
Shares in affiliated undertakings	0	8.036.038
Prepayments and accrued income	10.791.736	11.780.647
	3.800.683.198	2.623.380.263
LIABILITIES		
	2017	2016
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	2.098.463.451	1.532.309.759
Amounts owed to credit institutions Amounts owed to customers	2.098.463.451 659.726.748	1.532.309.759 94.447.464

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2017 and for the year then ended.

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2017, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 3.822.601.922 and can be analysed as follows:

2017

USD

Loans and advances to credit institutions 3.789.888.999

Prepayments and accrued income

4.751.803

Foreign exchange transactions (Market Risk method) 27.961.120

3.822.601.922

### NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2017, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 2.973.768.077 (2016: USD 3.687.241.556).

### NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Counter-guarantees issued	578.509	545.385

As at the year-end, there were no related party balances.

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on		
buildings	521.191	1.351.407

As at the year-end, there are no related party balances.

### NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2017 and 2016:

### Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outrights).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

### NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### NOTE 21 - COMMISSIONS RECEIVABLE

	2017	2016
	USD	USD
Fees on Investment Funds	19.403,089	17.042.693
Fees on Global custody from Institutional customers	74,948.090	75.850.929
Fees on Fiduciary transactions	10.347.746	8.068.217
Fees on Services to Management Company	1.003.474	905.203
Other fees and commissions	553.831	231.016
	106.256.230	102.098.058

Commissions receivable consist of the following:

Fees on Investment Funds consist of fees and commissions charged to Investment Funds for custody services, central administration, depositary and other services. The fees are calculated on the basis of the value of net assets of the funds under administration.

Fees on global custody from Institutional customers consist of fees and commissions charged to institutional customers for global custody services including securities trade management, settlement, corporate actions, income collection and proxy voting. The fees are calculated on the basis of the assets held under custody and the number of transactions.

Fees on Fiduciary transactions consist of fees and commissions earned on fiduciary assets including custody transactions, cash management and fiduciary notes issuance. The fees are calculated on the basis of the assets held under management and the number of transactions.

Fees on Services to Management Company include fees covering functional expenditures and fees for support services in accordance with the Service Level Agreement.

Other fees and commissions include various fees such as listing agent fees, guarantee fees, banking services fees and fund order desk services fees.

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2017	2016
	USD	USD
Adjustment for commission previous years	226,068	437.964
Income from the adjustment of general expenses		
regarding previous years	568.181	161.260
Sub-Rental Fee received from the Management		
Company (Service level agreement)	67,500	66.722
VAT refund for previous year (2012-2014)	1.441.990	0
Other	180.824	110.970
	2.484.563	776.916
NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES		
NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES	2017	2016
NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES	2017 USD	2016 USD
NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES  Charges from the adjustment of general	77.00	177.17
	77.00	177.17
Charges from the adjustment of general	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	USD 346.695	USD 122.929
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years  Commission previous years	USD 346.695 137.159	USD 122,929 293,332

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number or persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2017	2016
	Number	Number
Senior management	30	29
Middle management	66	71
Employees		76_
	170	176

### NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Senior management	5.832.575	5.151.542
Of which variable remuneration	871.739	791.860
Of which fix remuneration	4.960.836	4.359.682

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2017 and 2016, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2017	2016
	USD	USD
Data charges	1,165,998	1.223.338
Maintenance	1.041.720	933.559
Membership fees	1,442.936	800.032
Professional fees	4.376.343	4.308.794
Rent and related expenses	1,109.879	1.067.196
Service contracts	5,192.885	5.057.176
Service fee	3.412.539	3.985.016
System cost	11.204.978	12.041.688
Telecommunication expenses	384.358	361.065
Travelling, moving, business trips	226.957	135.383
Other expenses	699.526	633.071
	30.258.119	30.546.318

As of December 29, 2016 the Bank has booked as expenses the remaining balance of Professional fees and System costs treated as prepaid expenses for the year 2012 to year 2015 (Professional fees : USD 701.908, System cost : USD 672.840).

The increase of the costs for Memberships is due to the increase of the fees paid to Single Resolution Funds during the year 2017.

### NOTE 27 - TAX

### 27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2017	2016
	USD	USD
Corporate Income Tax	8.893.072	6.270.710
Municipal Business Tax	2.938.357	1.892.182
	11.831.429	8.162.892

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### 27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2017	2016
	USD	USD
Net worth tax	0	33
VAT	1.483.823	661.473
Other taxes	65.001	50.042
	1.548.824	711.548

### NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2017, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 100 %, which are under the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

### NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (the "Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

The deposit guarantee scheme ("Fonds de garantie des dépôts Luxembourg" (FDGL)) and the investor compensation system ("Système d'indemnisation des investisseurs Luxembourg" (SIIL)) cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

Credit institutions contribute on an annual basis to the Luxembourg banking resolution fund ("Fonds de resolution Luxembourg" (FRL)), respectively to the FDGL.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 107(1) of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FGDL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 179(1) of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. This amount will be collected during the years 2016 to 2018. When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0.8% of covered deposits as defined in article 180(1) of the Law.

For the year end December 31, 2017, the Bank's annual contribution amounted to EUR 970.420 (USD 1.075.566).

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### NOTE 30 - AUDIT FEES

During the financial year, the Bank has been charged by the Audit firm and its entire network with the following fees (excluding VAT):

	2017	2016
	USD	USD
Audit fees	265.049	258.355
Audit-Related fees	157.633	109.445
Tax fees	41.309	39.625
Other fees	26.272	6.692
	490.263	414.117

The Non Audit Services provided during the financial year by the entire network of the Audit firm included the following services:

- a. ISAE 3402 /SOC 1 Type II Report for the period from January 1, 2017 to December 31, 2017;
- b. Preparation of tax returns;
- c. Preparation of VAT returns.

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### NOTE 31 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

### Primary non-trading financial instruments 31.1

As at December 31, 2017, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:	ng financial instruments (t	he Bank has no trading	portfolio) by class an	d residual maturity is	s the following:
	≤ 3 months	> 3 months	> 1 year	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	asu	OSD USD	OSD USD	asn	asn
FINANCIAL ASSETS Instrument class					
Cash on hand	0	0	0	0	0
Balances with the BCL	2.294.618.594	0	0	0	2.294.618.594
Loans and advances to credit institutions	3.272.919.230	807.000.000			4.079.919.230
Loans and advances to customers	265.472	0	0	0	265.472
Shares and other variable yield securities	0	0	0	14.984	14.984
Total	5.567.803.296	807.000.000	<b>°</b>	14.984	6.374.818.280
FINANCIAL LIABILITIES Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	000 000 0		•	, c	0400 504 650
Amounts owed to customers	3.913.497.702	00	00	00	3.913.497.702
Off-balance sheet items disclosed as contingencies Guarantees and assets pledged as collateral security	578.509	0	0	0	578.509
Total	6.017.597.670	0	0	0	6.017.597.670

-36-

NOTES TO THE ACCOUNTS December 31, 2017

- continued -

As at December 31. 2016, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

As at December 31, 2016, the analysis of primary non-trading mandar instruments (the bank has no trading portion) by class and residual maturity is the following:	ng mancial instruments (I	ne bank has no trading	portfolio) by class an	d residual matumy	is the following:
	≤3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year S 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	OSO	asn	OSD	OSD	asn
FINANCIAL ASSETS Instrument class					
Cash on hand	1.569	0	0	0	1.569
Balances with the BCL	1.980.129.297	0	0	0	1.980.129.297
Loans and advances to credit institutions	2,440,465,826	578,000,000	0	0	3.018.465.826
Loans and advances to customers	147.465	0	0	0	147.465
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.162	13.162
Total	4.420.744.157	578.000.000	°	13.162	4.998.757.319
FINANCIAL LIABILITIES Instrument class					
Amounts owed to credit institutions Amounts owed to customers	1.535.758.747	00	00	00	1.535.758.747
Off-balance sheet items disclosed as contingencies. Guarantees and assets pledged as collateral security	545.385	0	0	0	545.385
Total	4.835.669.823	0	0	0	4.835.669.823

-37-

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017 - continued -

> Derivative non-trading financial instruments 31.2.

	S 3 months	> 3 months	> 1 year	> 5 years	Total	Fair value
		≤1 year	S 5 years			
At notional payable amount in USD	OSN	asn	asn	OSD	asn	asn
FINANCIAL ASSETS Instrument class						
Foreign exchange transactions	202111016	c	c	c	3 257 117 015	24 750 098
Swaps	812.986.742	00	0	00	812.986.742	2.151.255
Total	4.070.104.657	0	•	<b>• </b>	4.070.104.657	26.901.341
FINANCIAL LIABILITIES Instrument class						
Foreign exchange transactions Forwards	3.057.118.085	0	0	0	3.057,118,085	22.397.245
Swaps	2.201.155.324	0	0	0	2.201.155.324	8.610.571
Total	5.258.273.409	0	•	•	5.258.273.409	31.007.816

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2017 and a value date after December 31, 2017.

## MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

As at December 31, 2016, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	At notional payable amount in USD	FINANCIAL ASSETS Instrument class	Foreign exchange transactions Forwards Swaps	Total	FINANCIAL LIABILITIES Instrument class	Foreign exchange transactions Forwards Swaps	Total
≤ 3 months	asn		1,513,328,420	2,165,116,367		1.395.026.531	3.078.259.206
> 3 months	s 1 year USD		14,474,319	17.285.988		14.882.836 4.276.834	19.159.670
> 1 year	S 5 years USD		00	•		00	•
> 5 years	asn		00	<b>• </b>		00	-
Total	asn		1,527,802,739 654,599,616	2,182,402,355		1,687,509.367	3.097.418.876
Fair value	asn		15.342.558	17.579.187		14.796.033 5.640.893	20.436.926

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2016 and a value date after December 31, 2016.

-38-

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### 31.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2017, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2017	2016
	Carrying amount	Carrying amount
	in USD	in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	2.294.618.594	1.980.130.866
EU member countries	2.294.618.594	1.980.130.866
Loans and advances to credit institutions	4.079.919.230	3.018.465.826
EU member countries	470.317.266	413.806.919
North & Central America	1.493.150.265	757.029.131
Asia	2.104.162.750	1.828.577.178
Europe, non-EU member countries	9.871.366	9.261.471
Australia and New Zealand	2.417.583	9.791.127
Loans and advances to customers	265.472	147.465
EU member countries	4.473	125.983
North & Central America	39.775	21.482
Asia	221.074	0
Europe, non-EU member countries	150	0
Shares and other variable yield securities	14.984	13.162
North & Central America	12.008	10.547
EU member countries	2.976	2.615
Total	6.374.818.280	4.998.757.319

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

### 31.4. Information on derivative non-trading financial instruments

Total

As at December 31, 2017, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2017 Notional/payable amount	2017 Risk equivalent amount
	in USD	in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.151.209.346	8.548.868
America	2.105.636.836	16.199.995
Asia	271.733	1.223
Swaps		
EU member countries	812.986.742	2.151.255

4.070.104.657

26.901.341

### NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

As at December 31, 2016, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2016 Notional/payable amount	2016 Risk equivalent amount
	in USD	in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.299.763.106	12.134.109
America	228.039.632	3.208.449
Swaps		
EU member countries	654.599.617	2.236.629

2.182.402.355

17.579.187



Total

- 42 -

### 中間財務書類

- a.管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b.管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c.管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2018年12月28日現在における株式会社三菱UF J銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.00円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

### (1) 資産及び負債の状況

### ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. 貸借対照表(財政状態計算書) 2018年6月30日現在 (単位:米ドル)

### 資産

米ドル 千円
--------

010	現金、中央銀行における現金残高およびその他の要求払預金	4,279,499,530	475,024,448
020	手元現金		
030	中央銀行における現金残高	2,379,029,912	264,072,320
040	その他の要求払預金	1,900,469,617	210,952,127
050	売買目的で保有される金融資産	22,937,469	2,546,059
060	デリバティブ	22,937,469	2,546,059
070	持分証券		
080	<b>債務証券</b>		
090	ローンおよび貸付金		
096	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産	0	0
097	持分証券		
098	債務証券		
099	ローンおよび貸付金		
100	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融資産	0	0
120	債務証券		
130	ローンおよび貸付金		
141	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	14,570	1,617
142	持分証券	14,570	1,617
143	<b>債務証券</b>		
144	ローンおよび貸付金		
181	償却後原価における金融資産	2,188,797,422	242,956,514
182	<b>債務証券</b>		
183	ローンおよび貸付金	2,188,797,422	242,956,514
240	デリバティブ - ヘッジ会計		
250	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおける ヘッジ項目の公正価値変動		
260	子会社、合弁会社および関連会社への投資		
270	有形資産	811,922	90,123
280	有形固定資産	811,922	90,123
290	投資不動産		
300	無形資産	3,102,911	344,423
310	営業権		
320	その他の無形資産	3,102,911	344,423
330	税金資産	781	87
340	現行税金資産	781	87
350	繰延税金資産		
360	その他の資産	22,293,804	2,474,612
370	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
380	資産合計	6,517,458,408	723,437,883

### ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

### 貸借対照表(財政状態計算書)

### 2018年6月30日現在

(単位:米ドル)

### 負債

		米ドル	<u>千円</u>
010	売買目的で保有される金融負債	23,820,080	2,644,029
020	デリバティブ	23,820,080	2,644,029
030	ショート・ポジション		
040	預金		
050	発行済み債務証券		
060	その他の金融負債		
070	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融負債	0	0
080	預金		
090	発行済み債務証券		
100	その他の金融負債		
110	償却後原価で測定される金融負債	6,095,386,173	676,587,865
120	預金	6,095,386,173	676,587,865
130	発行済み債務証券		
140	その他の金融負債		
150	デリバティブ - ヘッジ会計		
160	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおける ヘッジ項目の公正価値変動		
170	引当金	0	0
180	年金およびその他の退職後給付金債務		
190	その他の長期従業員給付金		
200	再編		
210	係属中の法的問題および租税訟務		
220	コミットメントおよび保証		
230	その他の引当金		
240	税金負債	15,054,113	1,671,007
250	現行税金負債	15,054,113	1,671,007
260	繰延税金負債		
270	要求払株式資本		
280	その他の負債	20,180,190	2,240,001
290	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
300	負債合計	6,154,440,556	683,142,902

米ドル

千円

### ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

### 貸借対照表(財政状態計算書)

2018年6月30日現在 (単位:米ドル)

### 資本

			IIJ
010	資本	187,117,966	20,770,094
020	払込資本	187,117,966	20,770,094
030	未払込請求資本	107,117,000	20,770,001
040	株式発行差金		
050	資本を除く発行済みエクイティ商品	0	0
060	複合金融商品のエクイティ部分		
070	その他の発行済みエクイティ商品		
080	その他のエクイティ		
090	その他の累積包括利益	0	0
095	損益に再分類されることがない項目	0	0
100	有形資産		
110	無形資産		
120	確定給付型年金制度に係る数理計算上の 利益または(-)損失		
122	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
124	子会社、合弁会社および関連会社への投資のその他の認識 収益および費用の持分		
320	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券 の公正価値変動		
330	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券 の公正価値ヘッジに対するヘッジ非有効性		
340	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券 の公正価値変動〔ヘッジ項目〕		
350	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券 の公正価値変動〔ヘッジ手段〕		
360	負債の信用リスク変動に帰属する損益計算書を通じて公正 価値で測定される金融負債の公正価値変動		
128	損益に再分類されることがある項目	0	0
130	外国事業純投資のヘッジ〔有効部分〕		
140	外貨換算		
150	ヘッジ・デリバティブ、キャッシュ・フロー・ヘッジ準備 金〔有効部分〕		
155	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される債務証券 の公正価値変動		
165	ヘッジ手段〔指定されていない要素〕		
170	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
180	子会社、合弁会社および関連会社への投資のその他の認識 収益および費用の持分		
190	利益剰余金	3,259	362
200	再評価準備金		
210	その他の準備金	158,191,749	17,559,284
220	持分法を用いて計上される子会社、合弁会社および関連会社 への投資の準備金または累積損失		
230	その他	158,191,749	17,559,284
240	( - )自己株式		
250	親会社株主に帰属する損益	17,704,878	1,965,241

EDINET提出書類

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

米ドル 千円

260	( - )中間配当		
270	少数株主持分〔非支配持分〕	0	
280	その他の累積包括利益		
290	その他の項目		
300	資本合計	363,017,853	
310	資本および負債合計	6,517,458,408	

0
40,294,982
723.437.883

### (2) 損益の状況

### ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

### 損益計算書

2018年6月30日に終了した期間

(単位:米ドル)

	<u> </u>	米ドル	千円
010	利息収益	38,370,885	4,259,168
020	売買目的で保有される金融資産	18,514,145	2,055,070
025	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産		· · ·
030	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融資産		
041	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
051	償却後原価における金融資産	16,501,150	1,831,628
070	デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク		
080	その他の資産	909,780	100,986
085	負債に係る利息収益	2,445,810	271,485
090	(支払利息)	18,287,902	2,029,957
100	(売買目的で保有される金融負債)	212,615	23,600
110	(損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融負債)		
120	(償却後原価で測定される金融負債)	11,892,224	1,320,037
130	(デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク)		
140	(その他の負債)	0	0
145	(資産に係る支払利息)	6,183,063	686,320
150	(要求払株式資本に係る費用)		
160	受取配当	92	10
170	売買目的で保有される金融資産		
175	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産		
191	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	92	10
192	持分法を用いて計上されるもの以外の子会社、合弁会社およ び関連会社への投資		
200	受取手数料	56,423,901	6,263,053
210	(支払手数料)	28,467,551	3,159,898
220	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負 債の認識除外に係る利益または(-)損失、純額	0	0
231	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
241	償却後原価における金融資産		
260	償却後原価で測定される金融負債		
270	その他		
280	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益または (・)損失、純額	2,440,541	270,900
287	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される売買目的保 有以外の金融資産に係る利益または(-)損失、純額		
290	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして指定した 金融資産および負債に係る利益または(-)損失、純額		
300	ヘッジ会計からの利益または(-)損失、純額		
310	為替差額〔利益または(-)損失〕、純額		
330	非金融資産の認識除外に係る利益または(-)損失、純額		
340	その他の事業収益	1,491,772	165,587
350	(その他の事業費用)	1,399,998	155,400
355	事業収益合計、純額	50,571,740	5,613,463

米ドル 千円

360	(管理費用)	25,508,536	2,831,447
370	(従業員費用)	10,251,013	1,137,862
380	(その他の管理費用)	15,257,523	1,693,585
390	(減価償却)	904,300	100,377
400	(有形固定資産)	148,413	16,474
410	(投資不動産)	-, -	- ,
420	(その他の無形資産)	755,888	83,904
425	修正利益または(・)損失、純額	0	0
426	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
427	償却後原価における金融資産		
430	(引当金または(-)引当金の戻入)	0	0
440	(コミットメントおよび保証)		
450	(その他の引当金)		
460	(損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る 減損または(-)減損の戻入)	411,503	45,677
481	(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される 金融資産)		
491	(償却後原価における金融資産)	411,503	45,677
510	(子会社、合弁会社および関連会社への投資の減損または (-)減損の戻入)		
520	(非金融資産に係る減損または(-)減損の戻入)	0	0
530	(有形固定資産)		
540	(投資不動産)		
550	(営業権)		
560	(その他の無形資産)		
570	(その他)		
580	損益認識されるマイナスの営業権		
590	持分法を用いて計上される子会社、合弁会社および関連会社へ の投資の利益または(-)損失の持分		
600	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有 に分類される除却グループからの利益または( - )損失		
610	継続事業からの税引前利益または(-)損失	23,747,401	2,635,962
620	(継続事業からの損益に関する税金費用または(-)収入)	6,042,522	670,720
630	継続事業からの税引後利益または(-)損失	17,704,879	1,965,242
640	非継続事業からの税引後利益または(-)損失	0	0
650	非継続事業からの税引前利益または(-)損失	0	0
660	(非継続事業に関する税金費用または(-)収入)	0	0
670	当期利益または(-)損失	17,704,879	1,965,242
680	少数株主持分〔非支配持分〕に帰属する金額		
690	親会社株主に帰属する金額	17,704,879	1,965,242

### 4【利害関係人との取引制限】

ファンドの投資顧問会社、管理会社および受託会社の関係で利益相反が生じることがあります。利益相反は、投資顧問会社、管理会社および受託会社とファンドの運用成績に影響する可能性があります。 各当事者は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行います。

管理会社および投資顧問会社は、ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意していますが、管理会社、投資顧問会社および投資顧問会社関係者は、トラストまたはファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではありません。投資顧問会社関係者は、ファンドと類似した投資方針を有する投資信託を含む他の数多くの投資信託やファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができます。投資顧問会社関係者は、ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではありません。

管理会社および投資顧問会社は、トラストと類似の法主体を運営または組織することができます。 投資顧問会社関係者または投資顧問会社関係者が助言を行う顧客は、随時、トラストもしくはファンドが投資を行うか、あるいは、投資資金を回収する先について、投資を行い、そこから投資を回収することができます。更に、投資顧問会社または副投資顧問会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてトラストまたはファンドに対して取得または売却を推奨することができます。

投資顧問会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができます。投資顧問会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、トラストおよびファンドの運用を行う過程で投資顧問会社関係者が取得した情報を利用することができます。投資顧問会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてトラストおよびファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてトラストまたはファンドに対して補償を行う義務を負いません。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾されます。

### 受託会社の利益相反

受託会社または受託会社の関連会社は、第三者または顧客(場合によります。)に対する場合と同一の条件で、結果として生じる利益につき説明することなく、ファンドに関する管理事務代行者、保管者、銀行またはその他の業務提供者として行為し、また、ファンドに関する業務を遂行することができます。受託会社は、受託会社の関連会社に口座を設定し、これらと業務に関する契約を締結することができ、利益相反を理由としてかかる取引を制限する法の原則または支配は適用されません。

受託会社およびその従業員または関連会社は、他の事業(証券業界および投資顧問業界における事業を含むがこれらに限られません。)を行うことができます。上記の一般性を制限することなく、受託会社およびその従業員または関連会社は、他者の投資顧問、投資運用者、受託者、受認者、管理事務代行者、保管者もしくは投資業務もしくはデータの提供者としてまたは類似の立場において行為すること、他者のために資金または資本を運用すること、自己名義でまたは他の法主体を通じて投資対象を保有し、投資を行い、かつ維持すること、一または複数の投資信託、パートナーシップ、証券会社または助言会社のコンサルタント、受託者、管理者、パートナーもしくは株主としてまたは類似の立場において行為すること、および、会社の取締役、役員もしくは従業員、信託の受託者、財団の執行人もしくは管財人、またはその他の事業主体の管理役員として行為することができます。

受託会社またはその従業員もしくは関連会社は、信託証書に基づき遂行される業務に類似する業務、および投資助言、運用、管理事務または保管業務を他の法主体に対して提供することができます。かかる他の法主体は、管理会社もしくはその関連会社、またはファンドもしくは受益者がトラストと同一または類似の構造による投資を随時行うことができる他の投資信託に対し、投資を行うことができます。かかる他の法主体は、トラストと同一または実質的に類似するポートフォリオ、投資信託、管理者または他の投資ビークルに対し、他の商品、証券または契約を通じて投資を行うことができます。異なるポートフォリオに保有される資産は、規模および構成の両方において異なっていることがあり、そのため、受託会社は、他の法主体に関するその責務の履行において受託会社が提供する情報と異なるかまたはかかる情報とは正反対の情報または助言を提供し、措置を講じ、または措置を講じる旨決定すること

ができます。受託会社は、かかる他の法主体に関する情報を受益者に提供することを要せず、また、受託会社、その従業員または関連会社のいずれも、他の活動を控えることまたはかかる活動からの利益を 返還することを要しません。

### 5【その他】

### (1) 定款の変更その他

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続します。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ルクセンブルグの金融監督委員会は、1993年4月5日法(改正済)に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができます。

### (3) 出資の状況

該当事項はありません。

### (4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

### 第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
  - (1) CIBCNンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(CIBC Bank and Trust Company(Cayman)Limited)(「受託会社」)
  - (イ)資本金の額

2018年10月末日現在、41,650,355米ドル(約46億2,319万円)

(ロ)事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社です。受託会社は、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が91.67%の株式を保有している子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル銀行の子会社です。受託会社は、1965年に設立され、ケイマン諸島で最大級の総合銀行信託会社に数えられており、銀行、信託および投資業務の全範囲を提供しています。その顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人およびその他の機関が含まれます。受託会社は、適法に設立され有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改訂)の条項に基づき事業を営む免許を付与されています。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法の条項に基づく免許ミューチュアル・ファンド管理事務代行会社でもあります。

- (2) MUFG ルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.) (「副管理会社」)
- (イ)資本金の額

2018年12月末日現在、7,375,000ユーロ(約9億3,663万円)

(注)ユーロの円換算は、便宜上、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 ユーロ=127.00円)によります。

(ロ)事業の内容

三菱UFJ信託銀行の100%子会社である副管理会社は、ルクセンブルグの法律に基づき、無期限の存続期間を有する株式会社として1995年1月4日付公正証書によって設立され、1995年4月5日にメモリアルに公告されました。副管理会社は、投資信託の運用管理を行うことを目的とする運用管理会社である。副管理会社は、ルクセンブルグの商業および会社登録簿にB49.759番として登録されています。

副管理会社は、ファンドを含む投資信託およびそのポートフォリオの設立、管理、運営および販売促進、組入証券の売買・買付けおよび交換を行うことができ、その管理運営するファンドおよびその他の契約型投資信託に関連するすべての権利を直接または間接に行使することができます。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができます。副管理会社は、三菱UFJ信託銀行の100%子会社である。副管理会社は、AIFMDに基づくAIFMとしての業務を提供します。

- (3) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (「保管会社」兼「管理事務代行会社」)
- (イ)資本金の額

前記「第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額」に記載の通りです。

(ロ)事業の内容

前記「第1 管理会社の概況 2 事業の内容および営業の概況」に記載の通りです。

- (4) DWSインターナショナルGmbH(DWS International GmbH)(「投資運用会社」)
- (イ)資本金の額

2018年12月末日現在、800万ユーロ(約10億円)

(口)事業の内容

投資運用会社は、ドイツの連邦金融監督庁(BaFin)による監督に服する金融サービス機関です。 フランクフルト・アム・メインの地方裁判所における商業登記簿にHRB 23891の番号で登録され ています。投資運用会社は、ポートフォリオ運用、投資助言、契約の媒介および投資の媒介を行う ためのBaFinの免許を保有しています。

- (5) 三菱UF J 国際投信株式会社(投資顧問会社)
- (イ)資本金の額

2018年12月末日現在、20億円

(ロ)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っています。

- (6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)
- (イ)資本金の額

2018年12月末日現在、405億円

(ロ)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、 売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

### 2【関係業務の概要】

(1) CIBCNンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(CIBC Bank and Trust Company(Cayman)Limited)(「受託会社」)

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務を行います。

受託会社は、管理会社と共に、ファンドの運営に関する最終的な権限を有します。ただし、ファンドに関する投資決定を行う権限は投資運用会社に、ファンドの管理事務に関する責任は管理事務代行会社に、それぞれ委託されています。

(2) MUFG ルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.) (「副管理会社」)

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、ファンドの投資運用およびリスク・マネジメントに関する業務を行います。

(3) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

保管契約および管理事務代行契約に基づき、ファンドの資産の保管および管理事務代行業務を行います。

保管会社は、ファンドの投資対象およびその他の資産を保管します。保管会社は、副保管会社の選定および任命にあたり合理的な注意を払い、かつ、委託された義務の副保管会社による履行を監督することを条件として、保管会社の義務または権利の一部または全部を履行させるため、1または複数の副保管会社を任命し、および/または使用することができます。

管理事務代行会社は、ファンドの一定の日常の管理事務業務 (特に、ファンドの純資産総額の決定、ファンドの財務書類の作成および受益者登録簿の保管を含みます。)を行います。

- (4) DWSインターナショナルGmbH(DWS International GmbH)(「投資運用会社」) 投資運用契約に基づき、ファンドの資産に関する投資運用業務の提供を行います。
- (5) 三菱UFJ国際投信株式会社(投資顧問会社) 投資顧問契約に基づき、ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行います。
- (6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (「日本における販売会社」兼「代行協会員」) 代行協会員として行為し、また受益証券の販売および買戻しの取扱いを行います。

### 3【資本関係】

MUFG ルクスマネジメントカンパニーS.A.は、三菱UFJ信託銀行の100%子会社です。ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、MUFG ルクスマネジメントカンパニーS.A.および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループです。

### 第3【投資信託制度の概要】

- 1.ケイマン諸島における投資信託制度の概要
- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独 法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内に おいてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法(2018年改訂) (以下「銀行および信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケ イマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信 託会社法、会社管理法(2018年改訂)または地域会社(管理)法(2015年改訂)の下で規制されてい た。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2017年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,559(2,816のマスター・ファンドを含む。)であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)およびオフショア・バンキング 監督者グループ(銀行規制)のメンバーである。

### 2.投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法(2015年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法(2018年改訂)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第 4 (4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

### 3.規制を受ける投資信託の三つの型

### 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式(MF3)による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(第3.2項参照)。

### 3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

- 3.3 登録投資信託 (第4(3)条投資信託)
  - (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
  - ( ) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
  - ( ) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
  - ( )投資信託が(ミューチュアル・ファンド法で定義される)マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
    - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
    - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
  - (b)上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず(MF4様式)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

### 4.投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
  - (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
  - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を 解散し、またはそうしようと意図している場合
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図して いる場合
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2018年改訂)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託(年次申告書)規則(2018年改訂)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

### 5.投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。 ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しか

- し、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
  - (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
  - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の 債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうし ようと意図している場合
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。
- 6.ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

### 6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2018年改訂)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d)投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- ( ) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
- ( )取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

- ( )会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- ( )株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- ( )会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- ( )会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g)額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i)株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から 分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務 を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (I) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、 所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。
- 6.2 免除ユニット・トラスト
  - (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられたすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
  - (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する 受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
  - (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
  - (d)ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2018年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
  - (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および 責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
  - (f)大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書および ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者 としない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得す ることができる。
- (h)ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。
- 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ
  - (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
  - (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(2018年改訂)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)である。
  - (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。) およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
  - (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
  - (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
  - (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
  - ( )ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
  - ( )商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
  - ( )リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
  - ( )リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法 (2017年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録 簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
  - ( ) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を (ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
  - ( )有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップ の権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
  - (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
  - (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
  - (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
  - (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。
- 7 . ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督
- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定 する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドル の罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの 行為またはすべての行為を行うことができる。
  - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
  - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
  - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、 行おうとしている場合
  - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
  - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正か つ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
  - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
  - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
  - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
  - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関してIMAがとる行為は以下のとおりとする。
  - (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について 有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
  - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b)選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている 事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関す る勧告をCIMAに対して行う。
  - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
  - (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
  - (b)投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため 受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合で C I M A が第7.9(a) 項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社 に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、

第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効 な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

- 8.投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間 内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問 われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に 従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしている と信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュア ル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提 供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドル の罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くもの であることを知りながら、または知るべきであるのにかかわらず、これをCIMAに提供してはならな い。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信 託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることが でき、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
  - (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
  - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 СІМАは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしく は解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置を 8.8 とることができる。
  - (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
  - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信 託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそ うしようと意図している場合
  - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまた はそのように意図している場合
  - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
  - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くに は適正かつ正当な者ではない場合
  - (f)上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うに は適正かつ正当な者ではない場合
- CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため に、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとす る。
  - (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
  - ( ) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信 託に関し所定の年間手数料を支払うこと
  - )CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
  - )投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること

- ( )規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- ( ) C I M A の命令に従い、名称を変更すること
- ( )会計監査を受け、СІМАに対して監査済会計書類を送ること
- ( ) 少なくとも2人の取締役をおくこと
- ( ) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出する こと
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてСІМАがとりうる行為は以下の通りである。
  - (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
  - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消 すこと
  - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
  - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
  - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
  - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b)選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
  - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推 奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
  - (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
  - (b)満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMA は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を 執ることができる。
  - (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
  - (b)投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
  - (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
  - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会 社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファ ンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
- 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
  - (a) 規制投資信託
  - (b) 免許投資信託管理者
  - (c) 規制投資信託であった人物、または
  - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの 債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
  - (a) 第9.1(a) 項から第9.1(d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
  - (b) 仲裁または取り決めを審議するために設置された委員会に出席すること
  - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド 法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしている と疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官および その者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する令状を発行すること ができる
  - (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
  - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
  - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
  - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われ ようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
  - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 10. СІМАによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
  - (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
  - (b) 投資信託に関する事柄
  - (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) СІМАがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律(2018年改訂)または薬物濫用法(2017年改訂)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約また は統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務 を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定され ている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件と する。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命 もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合
- 11.ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務
- 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

- 11.3 契約法 (1996年改訂)
  - (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
  - (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。
- 11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求 権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- ( ) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- ( ) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b)「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c)情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d)表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

#### 11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もし それが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、 設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。
- 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定的に授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

- 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法
- 12.1 刑法 (2018年改訂) 第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

- 12.2 刑法 (2018年改訂) 第247条、第248条
  - (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
  - (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- 13.清算
- 13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。СІМАも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

# 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散 すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、も しあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

# 13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の 投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止 条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に 対して誓約書を取得することができる(第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

- 14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)
- 14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的に は証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の 募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、 証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代 行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

#### 14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- ( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の 発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- ( )一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- ( )管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- ( ) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- ( ) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- ( )管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家 名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- ( )別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、 および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCI MAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または承認された法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にてIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

# 14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する 書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契

約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および 運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取り および充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収 益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する 写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2015年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- ( ) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- ( )一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に 送金されるようにすること
- ( ) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確 実に充当されるようにすること
- ( )一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- ( )保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- ( )結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- ( ) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託 の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

- (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを 不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
  - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家 向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判 断する場合、

本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- ( )株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除 く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会 社の議決権付株式を取得してはならない。
- ( )取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得 直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の 15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資 対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当 該投資対象の取得を制限されないものとする。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ( ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のため に引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- ( )株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の 資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社も しくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g)上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- ( )投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- ( )マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体の グループの一部を構成している場合
- ( )一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する 特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者および C I M A に通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

### 14.10 財務報告

(a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託 は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、 ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財

務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、 目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

#### 14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1 か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人 を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監 香報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければ ならない。

#### 14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の 目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- ( )一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- ( ) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
- ( )設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- ( ) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- ( ) 監査人の氏名および住所
- ( ) 下記の(xx )、(xx )および(xx )に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大 な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- ( )投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する 場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
- ( )証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
- ( )該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- ( )証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x ) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x ) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x ) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x ) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x ) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

- (x ) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x ) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x ) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは 規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予 定である場合)、その旨の記述
- (x )投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx ) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xx ) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる 営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx )保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
  - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
  - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx )投資顧問会社(下記事項を含む)
  - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは 主たる営業所の住所または両方の住所
  - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
  - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

# 第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2018年2月28日 有価証券報告書(第1期)

2018年5月31日 半期報告書(第2期中)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

# 第5【その他】

該当事項なし。

<u>次へ</u>

別紙A

定義

追加終了事由 最小値トリガー事由を含むパフォーマンス・リンク・スワップが終了する追

加事由をいいます。

管理事務代行会社
管理事務代行会社としての地位を有するルクセンブルク三菱UFJインベス

ターサービス銀行S.A.をいいます。

管理事務業務契約 アトラスおよびアトラス管理事務代行会社間の2004年11月11日付管理事務業

務契約をいいます。

AEOI AEOIとは

( )1986年の米国内国歳入法の1471項から1474項および関連する法律、規則または指針および類似する財務口座情報報告および/または源泉徴収税制を実施することを目的とするいずれかその他の法域において施行されたその他類似する法律、規則または指針

( ) 税務における金融口座に関する自動的情報交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といいます。)および関連する指針

( )上記( )および( )に記載される法律、規則、指針または基準の遵守、円滑化、補完または実施を目的としてケイマン諸島(またはケイマン諸島政府組織)および他の司法管轄区域(当該司法管轄区域内の政府組織を含みます。)間で締結された政府間契約、条約、規則、指針、基準またはその他の契約

( )上記各項に記載される事柄を発効させるケイマン諸島の法律、規則または指針

をいいます。

関連会社
いずれかの者、当該者によって直接または間接的に支配される組織、当該者

を直接または間接的に支配する組織または直接または間接的に当該者と共通の支配下にある組織をいいます。この目的において、組織または者の「支

配」とは、当該組織または者の過半数の議決権の所有を意味します。

代行協会員 ファンドの日本における代行協会員としての地位を有する三菱UFJモルガ

ン・スタンレー証券株式会社をいいます。

AIFM オルタナティブ投資ファンド運用会社をいいます。

AIFMD オルタナティブ投資ファンド運用会社指令をいいます。

アセット・スワップ契約 ディスカウント債の発行手取金および担保債券の予定利息および元本に相当

する金額に関連するディスカント債発行会社およびスワップ・カウンター

パーティー間の英国法に準拠した取引をいいます。

アトラス

ケイマン諸島の分離ポートフォリオ・カンパニーであるアトラス・ポートフォリオ・セレクト・エス・ピー・シーをいいます。

アトラス管理事務代行

ドイツ銀行ロンドン支店をいいます。

会社

アトラス業務提供会社 ドイツ銀行 (ケイマン) リミテッドをいいます。

担保債券ディスカウント債に関連してディスカウント債発行会社が購入する日本国債

または設定日以前に選定されるその他 G 7 諸国が発行する債券

営業日 原則としてシドニー、ロンドン、フランクフルト、ルクセンブルグ、ニュー

ヨークおよび東京において銀行が営業を行っている日(12月24日を除く)、かつTARGET2(汎欧州即時グロス決済システム)の営業日、または、管理会社が受託会社および投資運用会社と合意の上でファンドに関して随時

決定するその他の日をいいます。

ブローカー ドイツ銀行または場合によってはドイツ銀行セキュリティーズ・インクをい

います。

設定許容量 投資先アカウントに関連する想定取引の合意限度額をいいます。これは、購

入総額およびこれに伴い、使用可能な投資先アカウントの参加株式数を実質

的に制限します。

変更等パフォーマンス・リンク・スワップの設定後、適用法もしくは規制の採用も

しくは制定、または変更、または公式か非公式かに関わらず、パフォーマンス・リンク・スワップの設定後に裁判所、法廷または規制当局による指令の発行またはその解釈の変更につながるか、合理的に判断してつながると予想される、当局により実施されるか、実施が予定されているあらゆる行為をい

います。

決済代行会社ファンドがディスカウント債および随時、短期金融資産を保有する場合の

ユーロクリアのアカウントをいいます。

設定日 2016年3月29日または管理会社が受託会社、投資運用会社およびスワップ・

カウンターパーティと合意の上で随時決定するその他の日をいいます。

担保資産

(a) 当該時点で( ) ディスカウント債発行会社の保管会社が保有している担保債券(以下「保有担保資産」といいます。) か、または( ) アセット・スワップ契約に基づきディスカウント債発行会社の債務に対する担保としてスワップ・カウンターパーティーに引き渡された担保債券(以下「差入担保債券」といいます。)と(b) 当該時点で( ) ディスカウント債に関連してディスカウント債発行会社が保有する現金(以下「保有現金担保」といいます。)か、または( ) アセット・スワップ契約に基づきディスカウント債発行会社の債務に対する担保としてスワップ・カウンターパーティーに引き渡された現金(以下「差入現金担保」といいます。)をいいます。

カウンターパーティー

外国為替デリバティブ市場において活動する多数の指定銀行および金融機関

をいいます。

利札

ディスカウント債に基づきディスカウント債発行会社がファンドに対して支

払う利札のことをいいます。

CIMA

ケイマン諸島金融庁をいいます。

CSSF

ルクセンブルグの金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur

Financier)をいいます。

保管会社

ファンドの保管会社としての地位を有するルクセンブルク三菱UFJインベス

ターサービス銀行S.A.をいいます。

DBIQ

ドイツ銀行内の独立した調査部門であるドイツ銀行インデックス・クワント

をいいます。

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行およびその関連会社をいいます。

日本における販売会社

ファンドの日本における販売会社としての地位を有する三菱UFJモルガ

ン・スタンレー証券株式会社をいいます。

ドッド・フランク法

2010年ウォール街の透明性および説明責任法をいいます。

公課・費用

信託証書に定義される公課・費用をいいます。

#### 適格投資家

非米国人またはEU非加盟国の者で、以下のいずれにも該当しない者をいいます。すなわち、( )適用ある法令に違反しない限り受益証券を取得できず、または保有できない者、会社もしくは法主体、または( )いずれかのEU加盟国においてまたはいずれかのEU加盟国の法律に基づき創設され、創立され、または設立され、かつ/またはいずれかのEU加盟国に主たる事業所を有する会社、パートナーシップその他の法主体の保管人、名義人もしくは受託者をいいます。

疑義を避けるために付言すると、ケイマン諸島に居住し、または住所地を有する者(ケイマン諸島の免除会社もしくは通常の非居住会社を除きます。) は、適格投資家とみなされません。

# 一口当たり純資産予想 価格

スワップ営業日につき、ファンドの一口当たり純資産予想価格は、以下の (a)を(b)で除した商をいいます。

- (a) 以下の合計額
- ( )パフォーマンス・リンク・スワップの価格
- ( ) ディスカウント債の価格
- ( )ファンドが指定現金口座で保有する現金

それぞれは、参照指数管理者がその単独かつ絶対的な裁量で当該スワップ 営業日において入手可能な直近の情報を参照して決定します。

(b) 当該スワップ営業日現在の発行済受益証券口数 参照指数管理者により小数第2位まで切捨てられます。

#### 組入比率上限值

実質的な組入比率の上限をいいます。

FATCA

米国外国口座税務コンプライアンス法をいいます。

金融商品取引法

日本の金融商品取引法をいいます。

EU加盟国

欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいいます。

ユーロ

欧州連合の参加国の法定通貨であるユーロをいいます。

特別決議

すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催されたすべてのサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいいます。

最終買戻日

2025年4月1日をいいます。

会計年度

8月31日に終了する12か月の期間をいいます。ただし、第1会計年度は設定日から2017年8月31日までの期間とします。

FFI

外国金融機関をいいます。

実質的な組入比率

参照指数の投資先指数組入比率をいいます。

インプライド・ ギアリング 実質的な組入比率の参照価額に対する比率をいいます。

指数収益額

参照指数基準の日々の変動をいいます。

被補償者

受託会社および受託会社により任命される一切の役員、取締役、従業員、代理人、使用人その他の者をいいます。

英文目論見書

2014年7月付の(随時トラストに関連して変更および/または補完され、作成される)英文の目論見書をいいます。

投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社としての地位を有する三菱UFJ国際投信株式会社をいいます。

投資顧問契約

副管理会社および投資顧問会社の間の投資顧問契約をいいます。

投資運用会社

副管理会社および投資運用会社または副管理会社によって随時ファンドの投資運用者として任命される他の者の間の投資運用契約に基づき任命されたDWSインターナショナルGmbHをいいます。

投資先アカウント

ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドが投資運用会社であるマネージド・アカウント、dbセレクト・ディバーシファイド・プログラム(ウィントン)(名称は通知または合意なく随時変更される場合があります。)をいいます。

IRS

米内国歳入庁をいいます。

ディスカウント債発行 会社

ディスカウント債を発行する、ケイマン諸島で設立された責任財産が限定される(リミテッド・リコース)特別目的会社であるEarls Eight Limitedをいいます。

ディスカウント債発行 会社信用補完資産

アセット・スワップ契約に付随する信用補完に基づき、随時、アセット・スワップ契約関わるスワップ・カウンターパーティーによりディスカウント債発行会社に供与可能な担保をいいます。

ミューチュアル・ ファンド法 ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2015年改訂)をいいます。

管理会社

ファンドの管理会社としての地位を有するルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (またはファンドの管理会社として随時任命されるその他の会社)をいいます。

純資産価額

本書および信託証書に従い計算される、トラストまたはファンド(場合によります。)の資産総額からトラストまたはファンド(場合によります。)の負債総額を控除した額をいいます。

受益証券1口当たり 純資産価格 ファンドの純資産価額を当該時点におけるファンドの発行済受益証券口数で 除した額をいいます。

ディスカウント債

100億米ドルがEarls Eight Limited担保付債券プログラムに基づくディスカウント債発行会社がファンドに対して発行する責任財産が限定される(リミテッド・リコース)債券をいいます。

ディスカウント債保有者 ディスカウント債の保有者をいいます。

ディスカウント債受託 会社

ドイチェ・トラスティ・カンパニー・リミテッドまたはその継承会社をいい ます。

ディスカウント債計算 代理人

ドイツ銀行ロンドン支店またはその継承会社をいいます。

ディスカウント債証書

ディスカウント債発行会社がファンドに対してディスカウント債を発行する ためのディスカウント債を構成する証書をいいます。

申込期間

2016年2月15日から2016年3月28日まで(または、管理会社が、受託会社、 投資運用会社およびスワップ・カウンターパーティーと合意の上で決定する その他の期間)をいいます。2016年3月28日に受領される申込用紙の受領確 認書は2016年3月29日に送付されました。

発行価格 受益証券一口当たり1豪ドルをいいます。

支払事務代行会社ドイツ銀行ロンドン支店をいいます。

プライム・ブローカー ドイツ銀行ロンドン支店をいいます。

プライム・ブローカー

ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドおよびドイツ銀行ロン

契約

ドン支店間の外国為替プライム・ブローカー契約をいいます。

参照価額 実質的な組入比率目標額を算出する目的上、日々算出する想定参照価額をい

います。

参照通貨 ファンドに関して豪ドルをいいます。

参照指数管理者 かかる立場におけるドイツ銀行ロンドン支店またはその継承会社をいいま

す。

参照指数管理者概要 ユーザーガイドおよび管理者ハンドブック概略をいいます。

参照指数所有者 ドイツ銀行が所有するドイツ銀行独自の指数をいいます。

買戻日 2016年6月7日を初回とする、各暦月の第1、第3火曜日(休業日の場合は

翌営業日)、または管理会社が受託会社および投資運用会社と協議の上決定

するその他の日をいいます。

買戻価格信託証書に従い算定される、受益証券が買い戻される価格をいいます。

買戻通知 英文補遺目論見書に添付される買戻通知書をいいます。

満期日 すべての残存受益証券が受託会社によって強制的に買い戻され、ファンドが

終了する2025年4月10日(休業日の場合は翌営業日)をいいます。ただし、 受益証券は、ディスカウント債がその条項に基づき2025年4月10日より前に

早期償還により強制的に買い戻される場合があります。

債券満期日 2025年4月1日をいい、ディスカウント債証書の条項に基づきディスカウン

ト債が満期を迎え自動的に償還される予定の日をいいます。

保証対象資産
担保資産およびアセット・スワップ契約に基づくディスカウント債発行会社

の権利およびディスカウント債に関連する代理人およびその他の当事者に対

するディスカウント債発行会社のその他一定の権利をいいます。

締切時間 午後1時(ルクセンブルグ時間)をいいます。

ファンド決議 受益者の過半数により可決される決議をいいます。

副管理会社

MUFG ルクスマネジメントカンパニーS.A.またはファンドの副管理会社として随時任命される他の者をいいます。

ファンド

コクサイ - MUGCトラストのサブ・ファンドであるウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド16 - 03 (豪ドル建)をいいます。

サブ・ファンド決議

関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催された関連するサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する当該サブ・ファンドの受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいいます。

取得口座

取得申込書に詳述される取得口座をいいます。

取得申込書

受益証券の購入を希望する適格投資家により記入される様式をいいます。

パフォーマンス・ リンク・スワップ ファンドとスワップ・カウンターパーティー間の英国法に準拠したスワップ 取引をいい、これに基づきファンドは参照指数に対するエクスポージャーを 獲得し、これにより投資先指数および結果として投資先アカウントへのエク スポージャーが提供されます。

スワップ計算代理人

パフォーマンス・リンク・スワップおよびアセット・スワップ契約のそれぞれにおける計算代理人であるドイツ銀行ロンドン支店をいいます。

スワップ・カウンター パーティー アセット・スワップ契約に関しドイツ銀行ロンドン支店、およびパフォーマンス・リンク・スワップに関連しドイツ銀行ロンドン支店をいいます。

ターゲット2

汎欧州即時グロス決済システムをいいます。

目標指数参加係数

設定時において、実質的な組入比率がその積になる設定日以降に決定される 目標ギアリング率をいいます。

想定取引

発行される投資先アカウントの参加株式の発行手取金の総額をいいます。

取引アドバイザー

ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドをいいます。

取引アドバイザー投資

取引アドバイザー投資運用契約をいいます。

運用契約

トラスト コクサイ・MUGCトラストの名称で知られる、信託証書により設立された

オープンエンド型アンブレラ型免除ユニット・トラストをいいます。

信託証書 ファンドに関し受託会社および管理会社間で締結された2011年7月29日付信

託証書(随時補足され、または変更されます。)をいいます。

受託会社 ファンドの受託会社としての地位を有するCIBCバンク・アンド・トラス

ト・カンパニー(ケイマン)リミテッドをいいます。

投資先指数 dbSelect Diversified Programme (Winton)に連動する指数、MUMSS 16-03 AUD

dbSelect Winton Indexをいいます。

投資先指数管理者 投資先指数管理者としての地位を有するドイツ銀行ロンドン支店またはその

後任者をいいます。

投資先指数管理者概略 ユーザーガイドおよび管理者ハンドブック概略をいいます。

投資先指数所有者ドイツ銀行が所有するドイツ銀行独自の指数をいいます。

受益証券ファンドの資産の受益権を各々表象するファンドの受益証券をいいます。

受益者ファンドの受益証券の保有者をいいます。

評価日 純資産価額および1口当たり純資産価格が計算される2016年4月19日を初回

とする、各暦月の第1、第3火曜日および満期日(休業日の場合は、関連する評価日は翌営業日および/または管理会社が受託会社および投資運用会社

の合意を得て、随時決定する日)をいいます。

米ドル アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいいます。

#### レギュレーションSに定める米国人の定義

- (1)米国証券法のレギュレーションSに基づき、「米国人」とは以下のいずれかに該当する者をいう。
  - ( )米国に居住する自然人
- ( )米国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップまたは会社
- ( )執行人または管財人が米国人である財団
- ( ) 受託者が米国人である信託
- ( )米国外の法主体の米国に所在する代理機関または支店
- ( )米国人のためまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任運用口座または類似の口座(財団または信託を除く。)
- ( )米国で組織もしくは設立された、または(自然人の場合)米国に居住する、ディーラーまたはその他の受託者により保有される一任運用口座または類似の口座(財団または信託を除く。)
- ( )以下に該当するパートナーシップまたは法人
  - (a) 米国以外の法域の法律に基づき組織または設立され、かつ
  - (b) 米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された パートナーシップまたは法人。ただし、自然人、財団または信託ではない認可投資家(米国証券法に 基づくルール501(a)に定義される。)により組織または設立され、これにより所有されている場合を 除く。
- (2) 前記(1)にかかわらず、米国で組織もしくは設立された、または(自然人の場合)米国に居住する、ディーラーまたはその他の専門的受託者により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保有される一任 運用口座または類似の口座(財団または信託を除く。)は、「米国人」とはみなされない。
- (3) 前記(1)にかかわらず、執行人または管財人を務める専門的受託者が米国人である財団は、以下のすべてに該当する場合には米国人とはみなされない。
- ( )米国人ではない財団の執行人または管財人が、財団の資産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ
- ( )財団が米国以外の法域の法律に準拠する場合。
- (4) 前記(1)にかかわらず、受託者を務める専門的受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ信託の受益者(および信託が取消可能な場合の信託委託者)が米国人ではない場合には、米国人とはみなされない。
- (5)前記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習的実務および文書記録に従って設定され管理されている従業員福利制度は、米国人とはみなされない。
- (6) 前記(1)にかかわらず、米国人の米国外に所在する代理機関または支店は、以下のすべてに該当する場合には「米国人」とはみなされない。
  - ( ) 代理機関または支店が有効な事業上の理由により運営されており、かつ
  - ( )代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しており、かつその所在する法域において実質的に 保険または銀行業に関する規制をそれぞれ受けている場合。
- (7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびそれらの機関、関係者ならびに年金プラン、ならびにその他類似の国際組織、その機関、関係者ならびに年金プランは、「米国人」とはみなされない。

# 独立監査人の監査報告書

# 受託会社御中

#### 監査意見

我々は、コクサイ・MUGCトラストのサブ・ファンドであるウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド16-03(豪ドル建)(以下「ファンド」という。)の2017年8月31日現在の純資産計算書ならびに投資有価証券およびその他の純資産明細表、2016年3月29日(運用開始日)から2017年8月31日までの期間の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報から成る注記で構成される、本財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、ファンドの2017年8月31日現在の財務状態、ならびに2016年3月29日(運用開始日)から2017年8月31日までの期間の運用実績および純資産の変動について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。当該基準の下での 我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述され ている。我々は、ケイマン諸島における財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつ つ、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従って ファンドから独立した立場にあり、我々は当該要件およびIESBA規程に従って他の倫理的な義務も 果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ 適切であると判断している。

#### その他の情報

経営陣は、本報告書の無監査付属書類に含まれる情報で構成されるその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

# その他の事項

ファンドの財務書類は英語から日本語に翻訳される。我々は、翻訳についていかなる手続も行っていない。財務書類および我々の監査報告書において英語版と日本語版の間に齟齬が生じた場合、英語版が優先される。

# 財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して本財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

#### 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性 を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジー ケイマン諸島 2018年 2 月20日

次へ

# Independent Auditors' Report to the Trustee

## Opinion 0

We have audited the financial statements of Bond Plus Fund Linked to the Performance of Winton 16-03 (AUD) (the "Sub-Trust"), a Sub-Trust of Kokusai - MUGC Trust, which comprise the statement of net assets and statement of investments and other net assets as at August 31, 2017, the statements of operations and changes in net assets for the period from March 29, 2016 (commencement of operations) to August 31, 2017, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust as at August 31, 2017, and the results of its operations and changes in its net assets for the period from March 29, 2016 (commencement of operations) to August 31, 2017 in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

#### Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Sub-Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

# Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the unaudited appendix in the report (pages 19 and 20), but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Other Matter

The Sub-Trust has translated these financial statements from English to Japanese. We have not performed any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Sub-Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Sub-Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Sub-Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Sub-Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG Cayman Islands February 20, 2018

( )上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理 人が別途保管している。

# 独立監査人の監査報告書

受託会社御中

#### 監査意見

我々は、コクサイ - MUGCトラストのサブ・ファンドであるウィントン・パフォーマンス連動ボンドプラスファンド16 - 03(豪ドル建)(以下「ファンド」という。)の2018年8月31日現在の純資産計算書ならびに投資有価証券およびその他の純資産明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報から成る注記で構成される、本財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、ファンドの2018年8月31日現在の財務状態、ならびに同日終了年度の運用実績および純資産の変動について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ケイマン諸島における財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従ってファンドから独立した立場にあり、我々は当該要件およびIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

#### その他の情報

経営陣は、本報告書の無監査付属書類に含まれる情報で構成されるその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

#### その他の事項

ファンドの財務書類は英語から日本語に翻訳される。我々は、翻訳についていかなる手続も行っていない。財務書類および我々の監査報告書において英語版と日本語版の間に齟齬が生じた場合、英語版が優先される。

#### 財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して本財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

#### 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および 評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基 礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削 除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べ て、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策 定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性 を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジー ケイマン諸島 2019年 2 月 1 日

次へ

Independent Auditors' Report to the Trustee

## Opinion 0

We have audited the financial statements of Bond Plus Fund Linked to the Performance of Winton 16-03 (AUD) (the "Sub-Trust"), a Sub-Trust of Kokusai - MUGC Trust, which comprise the statement of net assets and statement of investments and other net assets as at August 31, 2018, the statements of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust as at August 31, 2018, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

# Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Sub-Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

# Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the unaudited appendix in the report (pages 19 and 20), but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Other Matter

The Sub-Trust has translated these financial statements from English to Japanese. We have not performed any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Sub-Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Sub-Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Sub-Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Sub-Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG Cayman Islands February 1, 2019

( )上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理 人が別途保管している。



ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. 取締役会各位 ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

# 承認された監査人の報告書

#### 財務書類の監査に関する報告

#### 監査意見

我々は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)の2017年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、および重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当行の2017年12月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の運用実績についてすべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

#### 意見の根拠

我々は、EU規則No.537/2014、2016年7月23日法および金融監督委員会(以下「CSSF」という。)がルクセンブルグについて採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。当該規則、法律および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'Entreprises Agréé)の責任」の項において詳述されている。我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件とともにルクセンブルグについてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(「IESBA規程」)に従って当行から独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

#### 監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、我々の専門的な判断に基づき、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項である。当該事項は、財務書類の監査全体の過程およびそれに対する我々の監査意見の形成において取り上げられており、我々は、当該事項について個別の監査意見を提供するものではない。

当該事項が監査における最重要事項 の1つと考えられる理由

監査における当該事項の対応方法

我々は、財務書類の重要な会計方針の要約-注2.14「収益の認識」および注21「未収手数 料」を参照する。

2017年12月31日現在、未収手数料は 106,256,230米ドルであった。未収手数料は主 に、ファンド管理業務、信託業務および全体保 管業務から生じる。

投資対象、合意された条件および提供された サービスに応じて、基礎となる様々な基準や金 利が適用される。

当行の未収手数料の認識処理には、手作業に よる重要な介入が含まれる。

したがって、未収手数料の計算は、未収手数料の算出の決定に関連する複雑性および業務リスクと併せて、関連する金額が重大であるため、監査上の主要な事項とみなされる。

我々は、未収手数料の認識プロセスを理解し、当該プロセスの重要な統制を精査した。未収手数料の手作業による処理に関する不備が指摘されたため、我々は、コントロール・リライアンス・アプローチは使用せず、詳細テストおよび分析的実証手続で構成される実証監査手続に基づいて保証を得た。

我々は、受取手数料の種類ごとの合計額について期待値を算出し、その期待値を当行が計上した金額と比較した。

異なる種類の手数料のサンプルについては、

- ・我々は、未収手数料を独立して再計算することで未収手数料を試算した。これには、基礎となる基準の外部証拠への調整も含まれる。
- ・我々は、その後の支払いの手数料の受領に合 意した。

#### その他の情報

取締役会は、経営者報告書に表示される情報で構成されるその他の情報 (財務書類およびそれに対する我々の公認企業監査人の報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、当該その他の情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

# 財務書類に対する取締役会と統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当行が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、当行の取締役会が当行の清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、当行の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人 (Réviseur d'Entreprises Agréé)の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識 および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明の ための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽 造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重 要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- 当行の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を 策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示 の合理性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当行が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認企業監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認企業監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当行が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定 した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、統治責任者に独立性に関する当該倫理要件を遵守していることの表明を提供し、 我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、また該当する 場合、関連する予防対策を報告する。

統治責任者に報告した事項から、我々は、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項、従って監査上の主要な事項を決定する。法律または規則が当該事項についての公的開示を認めない場合を除き、我々は、当該事項を我々の報告書において記載する。

#### 他の法令上の要件に関する報告

我々は、2017年3月14日付の取締役会によって公認企業監査人に任命され、前回の更新および再任命を含む我々の連続する契約期間は44年である。

経営者報告書は、財務書類と一致しており、法律要件に従って作成されている。

我々は、監査業務に関するEU規則No.537/2014において言及される禁じられている監査対象外の業務は提供されておらず、また我々は、監査の実施中、当行から独立した立場を維持していることを確認している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕

ラファエル・シャルリエ、公認の監査人 パートナー

2018年3月9日

<u>次へ</u>

EDINET提出書類

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

#### REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the Audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (the "Bank"), which comprise the balance sheet as at December 31, 2017, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts present fairly, in all material respects, the financial position of the Bank as at December 31, 2017 and the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities under those Regulation, Law and standards are further described in the "Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the annual accounts" section of our report. We are also independent of the Bank in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the annual accounts of the current period. These matters were addressed in the context of the audit of the annual accounts as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Why the matter was considered to be one of most significant in the audit

How the matter was addressed in the audit

We refer to Summary of significant accounting policies - Note 2.14 - Revenue Recognition and Note 21 on Commission Receivable of the annual accounts.

Commission receivable amounted to USD 106,256,230 as of December 31, 2017.

Commission receivable mainly derives from fund administration, fiduciary and global custody operations.

Different underlying bases and rates are applicable depending on the underlying investments, agreed terms and services provided.

The process of commission receivable recognition for the Bank includes significant manual interventions.

Accordingly, the calculation of commission receivable are considered to be a key audit matter due to the significance of the amounts involved, combined with the complexity and operational risk associated with determining the calculation of the commission receivable.

We obtained an understanding of the commission receivable recognition process, and we reviewed key controls in the process. Due to deficiencies identified related to the manual processing of commission receivable, we did not use a control reliance approach and our assurance was obtained based on substantive audit procedures, consisting of a combination of tests of details and substantive analytical procedures.

We developed expectations for the aggregate amounts per type of commission income and we compared the expectations to the amounts recorded by the Bank.

For a sample of the different types of commissions:

- we tested commission receivable by performing independent recalculation of the commissions. This also included the reconciliation of the underlying basis to external evidence;
- we agreed the receipt of the commissions to subsequent payments.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors and Those Charged with Governance for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Bank's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Bank or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Bank's financial reporting process.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the Réviseur d'Entreprises Agréé that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Bank's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Bank's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé. However, future events or conditions may cause the Bank to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and to communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

From the matters communicated with those charged with governance, we determine those matters that were of most significance in the audit of the annual accounts of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter.

EDINET提出書類

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We have been appointed as Réviseur d'Entreprises Agréé by the Board of Directors on March 14, 2017 and the duration of our uninterrupted engagement, including previous renewals and reappointments, is 44 years.

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with legal requirements.

We confirm that the prohibited non-audit services referred to in the EU Regulation No 537/2014, on the audit profession were not provided and that we remain independent of the Bank in conducting the audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de Révision Agréé

Raphaël Charlier, Réviseur d'Entreprises Agréé Partner

March 9, 2018

<sup>(</sup>注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理 人が別途保管している。